

第四百十二回国会

参議院財政・金融委員会會議録第十号

平成十年三月二十七日(金曜日)

午後二時三十分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

峰崎 直樹君

補欠選任

小川 勝也君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岡 利定君

河本 英典君

楠崎 泰昌君

久保 巨君

益田 洋介君

大河原 太郎君

片山虎之助君

金田 勝年君

野村 五男君

林 芳正君

松浦 孝治君

伊藤 基隆君

今泉 昭君

小川 勝也君

牛嶋 正君

志吉 裕君

三重野 栄子君

笠井 亮君

星野 朋市君

菅川 健二君

大蔵大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

塩崎 恭久君

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

国税庁次長

常任委員会専門員

日本銀行総裁

株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長

武藤 敏郎君

溝口善兵衛君

細川 興一君

尾原 榮夫君

斎藤 徹郎君

山口 公生君

黒田 東彦君

松橋 晴雄君

小林 正二君

速水 優君

中坊 公平君

事務局側

参考人

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二十六日、峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日の委員会に、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案及び関税法等の一部を改正する法律案の審査のための参考人として日本銀行総裁速水優君を、また特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のための参考人として株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石川弘君) 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の四案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。松永大蔵大臣。

○国務大臣(松永光君) ただいま議題となりました特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び関税法等の一部を改正する法律案の四案につきまして、御説明申し上げます。

まず、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権その他の財産の処理をさらに促進する必要があることにかんがみ、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、国庫納付または国庫補助の基準となる債権処理会社による譲り受け債権等の回収に伴う利益または損失について、各事業年度ごとの回収益と二次損失の二分の一を相殺した上で国庫納付または国庫補助を行うこととしております。

次に、預金保険機構の罰則つき財産調査権の対象として、現行の債務者に係る財産に加え、債権の担保として第三者から提供されている不動産を追加することとしております。

さらに、債権処理会社の債権の取り立てを預金保険法に規定する協定銀行に委託することができることとしております。

次に、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十年年度予算につきましては、財政構造改革法に従い、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した見直しを行い、限られた財源を重点的、効率的に配分したことにより、前年度当初

予算に対して一般歳出について五千七百五億円、一・三％の縮減を達成するとともに、公債減額一兆千五百億円を実現するなど、財政構造改革のさらなる一歩を進めたところであります。

その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から三千四百億円減額したものの、引き続き平成十年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政事情のもと、平成十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

第二に、平成十年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担については、七千億円を控除した金額を繰り入れるものとするとともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、七千億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から、法人税率の引き下げを行うとともに、法人税の課税所得の計算の適正化等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

まず、法人税率について、基本税率を三七・五％から三四・五％に、中小法人の軽減税率等を二五％に引き下げることにしております。

次に、法人税の課税所得の計算について、賞与引当金等の廃止、貸倒引当金の繰入限度額の計算方法の見直し、長期工事の収益計上方法の見直し等、所要の経過措置を講じた上、その適正化を図ることとしております。

また、所得税についても、法人税に準じて課税所得の計算の適正化を図るほか、特定扶養親族に係る扶養控除額の引き上げ等を行うこととしております。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における金融・経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するため、金融関係税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融関係税制について、有価証券取引税及び取引所税の税率の半減、特定の株式の取得に係る経済的利益の非課税制度の改組、銀行持ち株会社に係る措置の創設等を行うこととしております。

第二に、土地・住宅税制について、地価税の臨時的な課税停止、個人、法人の土地譲渡課税の大幅な軽減、事業用資産の買いかえの特例の拡充、居住用財産の買いかえに係る譲渡損失の繰越控除制度の創設等を行うこととしております。

第三に、沖縄の経済振興や中心市街地の活性化に資する措置を講ずるほか、既存の特別措置の整理合理化等による課税の適正化を行うこととしております。

その他、いわゆるオフショア勘定において経理された預金等の利子の非課税措置、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等適用期限の到来する特

別措置について、これを延長する等の措置を講ずるほか、阪神・淡路大震災の被災者等が取得した特定の土地の所有権等の移転登記に係る登録免許税の免税措置の創設等及びようちゅう等の酒税の税率改正時期の変更等を行うこととしております。

以上が特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(三川弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(三川弘君) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○横崎泰昌君 最初に、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案という長い法律案の質疑から始めさせていただきますが、短く質問しますのでよろしくお願いたします。

この法律案にございます帳簿書類の電子データ保存については、従来から企業等を中心としまして税務の実務に携わっている方々から強く要望されてきたものであります。コンピュータの発達あるいはその普及によりまして企業会計の情報化が進展しまして、ペーパーレス化ということが世間でございまして、企業会計も情報化が進展しまして現在においてペーパーレスの需要というのは非

常に高くなっているというぐあいだと思います。そういう中でこのたびの帳簿書類の電子保存ということはまさに時に宜いかなったものでもあり、世界的潮流に即したものであるというぐあいに私も思っております。自由民主党におきましてもコンピュータ会計法整備推進議員連盟というものをつくっております。幾多の議論を重ねてまいりました。私もそれに賛成し、参加をしてきた者でございますが、今回の法律案については極めて時宜を得たものと考えています。

きょうは少し突っ込んで質問させていただきます。こういうペーパーレス化が行われるということになると、人手、倉庫等々非常に企業の負担が軽減されると思いますが、その点についての当局のお考えを御説明願いたいと思います。

○国務大臣(松永光君) この制度の導入で企業にとつてどの程度の負担軽減になるかというお尋ねでございますが、企業の規模、業種、コンピュータ化への取り組み状況によつて差はあるものの、企業等の事務負担やコスト負担はこれまでに比べ大幅に軽減されるものと考えられます。

例えば、ある大手スーパーについて見ますと、現状ではコンピュータ処理により作成した帳簿書類も紙に出力して保存しているために出力費用、用紙代、保管料で年間約一億円を超えるコスト負担をしておられることとありますが、電子データ保存に移行すればコンピュータ作成の会計帳簿やレジペーパーの控えなどを紙で保存する必要がなくなるため、これらのコストは約四分の一になるといふ推計がなされております。

いずれにしても、企業におけるコンピュータ利用は急速に進んでおり、パソコンの導入も含め、八割以上の企業が何らかの形で業務にコンピュータを利用してあることを考慮すれば、この制度の導入は企業全体として見れば極めて大きな負担軽減効果をもたらすものと考えております。

○横崎泰昌君 私と民間団体の市場調査等を聞いて

てみると、全体として八百億ないし千億ぐらいの経費削減ができるということがリポートされております。こんなことを言つては悪いですけども、大蔵省主税局は、税金ばかり取るのが能くなくて、この際社会の経費削減のために尽力され、そういう立法をされたことを多とする次第でございます。

しかしながら、本件の法制化は経済効果ということだけではなく、同時に適正な会計報告がなされるということが必要になってくるわけでございます。そして、同時に納税の適正化ということもねらっておられるように思います。

コンピュータを利用した電子での保存は、紙での保存に比べますと、コンピュータというものをを使うという特性から見てどうも見えないブラックボックスの中に入っているというような傾向を持っているということでありますけれども、本制度の導入に当たって適正かつ公平な課税を確保するという観点から条件整備が非常に大切であり、今までコンピュータ会計化ということと呼ばれながら実現しなかったのはそこにあると思いますが、どのような条件整備を考えているか、いかがでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) お答えいたします。

今、委員から御指摘がございましたように、帳簿書類は申告納税制度の基礎となる重要なものでございます。したがって、この電子データ保存に当たりましては適正公平な課税の確保のために必要な一定の要件が必要になってくるわけでございます。

それで、今回、適正公平な課税の確保のための要件といたしまして、具体的に申し上げますと大きく分けて二つあるだろうと思ひます。

一つは、今ブラックボックス化というお話がございましたが、まさにコンピュータ処理というのは痕跡を残さず記録の適正訂正が容易にできるという特性があるわけでございます。そうしますと、真実性をどうやって確保するかという要件が必要になってまいります。そのような観点から、

訂正をした場合あるいは加除をした場合の履歴が確保されるシステムを使用してもらう必要がございます。また、それぞれの帳簿間の記録の相互追跡可能性といましようか、それを確保していただく必要があるだろうというふうに考えているわけでございます。

それから、第二番目の問題でございますが、電子データというのは目で見えません。したがって、可視性をどうやって確保するか、こういうことが必要でございます。そのような観点からディスプレイあるいはプリンターを備えてもらう、検索機能をつけたりと確保してもらう、このような要件が必要であろうと考えているところでございます。

○橋崎泰昌君 今の御答弁の内容を確認させていただきますと、適正な訂正、加除の履歴をちゃんと確保すること、それが一番目。二番目は、監査証跡とでもいうんでしょうか、要するに帳簿の各勘定間、仕訳データとか証憑書類等との間の相互追跡ということが大事である。そういう監査証跡を確保していくことが重要であるというぐあいに御答弁だったと思いますが、そのように理解してよろしいですか。

○政府委員(尾原榮夫君) そのとおりでございます。

○橋崎泰昌君 帳簿書類の保存に関しては、会計の適正性というんでしょうか、それが深く関係していると考えております。電子帳簿にするとそこら辺のところがあいまいになってくるおそれもあるわけですね。

私は、先ほど申し上げた議員連盟で議論をした際に、実はこれは米国有いはドイツが先進国でありますけれども、一九六六年に米国会計士協会で「基礎的会計理論に関する報告書」というのが出されておりました。それが基礎になって電子会計の理論が構築されていると思ひます。これは和訳されて我が国にも紹介されていますので大蔵省では既に把握されていると思ひますけれども、普

遍性だとか、量的表現可能性というようなことを指摘しております。

この中で最も大事なものは検証の可能性、要するに後で追跡をして検証するということが一番重要なことであるというぐあいに思ひますが、その帳簿間の相互追跡の可能性確保ということを大蔵省では具体的にどのようにお考えになつておられるか、御説明ください。

○政府委員(松橋晴雄君) お答え申し上げます。ただいま委員御指摘のように、コンピュータ会計システムの中で適正性を確認いたしますためには関連する各帳簿書類間におきまして記録の相互追跡が可能であるということが必要でございます。

そして、お尋ねはどのようなシステムになつていけばこの相互追跡可能性の要件を満たすと考えられるかということでございますけれども、これは今後取扱通達等を通じて具体的基準を明らかにしてまいりたいと考えておりますが、現時点で考えられる方向性としては、例えば入力時点で取引記録一個ごとに番号などを付する、そういう方法によりまして帳簿相互間で個々の取引記録の流れを追跡できるように記録されるシステム、そういうものであれば要件としての相互追跡可能性は確保されていくというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 会計帳簿をコンピュータ化するについて一番重要なのは既に述べたとおりでありますけれども、あるいは既に御説明いただいたとおりでありますけれども、要するに会計プログラムをつくらせて、それを税務署長に承認してもらわなければならないことになると思ひます。

若干突っ込んだ実務的な質問もさせていただきます。電子化することというのは大企業、あるいは中小企業でも同じでございますが、親会社の子会社に会計処理を委託する、あるいは税理士さんにそれを依頼するというようなことが一般的に行われているわけでございます。

今後ますますこの分野は専門化し、情報通信というものが発達してくるわけですが、親会社の子会社に委託する、あるいは税理士さんに委託するというような従来のシステムと変わりがあつて、それを税務調査に際して真実性を証明するということでもよろしいでしょうか。

○政府委員(松橋晴雄君) お答え申し上げます。ただいま御指摘のように、会計処理を子会社に委託している場合でございますか、あるいはまた情報処理において通信手段を利用しているような場合がもう既に相当普及してきているわけでございます。

それで、今回の電子帳簿保存法案におきましては電子データによる保存にかえることのできる帳簿書類は自己が一貫してコンピュータを使用して作成するものというふうに限定をされておりますけれども、この意味は取引の相手方から受け取った領収書等の証憑書類あるいは手書きの帳簿書類を電子データの保存の対象から除外するという意味でございます。帳簿作成のための電算処理を外部に委託する形態、そういったものを排除する趣旨でございます。

したがって、従来から行われているような帳簿書類の作成に際して電算処理を情報処理子会社等の第三者に委託している場合、あるいは作成過程で通信回線を通じてデータの伝送が行われている場合、そういった場合も納税地において、先ほど主税局長のお話ございましたが、可視性、そして真実性、そういったものが確保されるものを備えつけていただければ結構でございますという考え方で対応してまいりたいと思つております。

○橋崎泰昌君 ということは、従来の紙による仕訳、紙による納税に対する対応ということと全く変わらない、ただその手段が電子記録になっただけというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

か。

○政府委員(松橋晴雄君) お答え申し上げます。
そのとおりでございます。

○橋崎泰昌君 法案の第四第一項に、「保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」というぐあいにござい

ます。
「一貫して」ということの解釈は先ほどお伺いをいたしました。全部又は一部」というぐあいにございしますが、これはどういうことを意味しているのでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) お答えいたします。

この「国税関係帳簿の全部又は一部について」の部分でございますが、これは帳簿の電子データ保存はすべての帳簿について一括して行わなければならないということではございませんで、その一部についてだけ電子データの保存をすることも認められるという規定をしているわけでございます。企業によっては一部の業務についてだけコンピュータを導入しているということも考えられますので、そのような場合でございます。その一部の業務に係る帳簿について電子データ保存をすることができるようになるということでございます。

○橋崎泰昌君 ということは、すなわちその会社があるいは法人が全部電子計算機によるデータ化

ということをやらずに、一部の勘定項目についてまずやり、それからその次に次の項目を電子帳簿化していくということでもよろしいということの意味でしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) そのとおりでございます。コンピュータ化の状況に即しまして一つの帳簿、それでは次の帳簿というふうになつていってよろしい、そういうことでございます。○橋崎泰昌君 それから、若干細かいことですが、先ほど申し上げたように、この電子帳簿というんでしょ、電子データ化されているということでございますが、これは署長の承認を得

なきやいけない、すなわち政府の承認を得なきやいかぬということですが、附則のところにあるように、これが条件を具備していなければ取り消されるということになるわけですね。それはそのうなんですが、そのときに同時に青色申告の取り消しも行われるのかどうか、どうも附則を見ると承認の取り消しはイコール青色申告の取り消しになるように見えるんですけれども、それはいかがでしょうか。

○政府委員(松橋晴雄君) 現場での実務的なことについての御質問でございますので私の方からお答えさせていただきます。

この電子データの保存といふのは、我が国にとつてこれまでない新しい制度でございます。したがって、まず私どももいたしましては、納税者の方々には制度の内容が正しく理解され、要件に合った保存を行っていただくということが何より重要であると考えております。したがって、制度導入当初においては制度内容の周知、納税者からの照会、相談への適切な対応等を図っていくことが重要と考えております。

ただいまお尋ねがございましたように、電子データの保存の承認が取り消されますと青色申告の承認があわせて取り消される可能性があるわけでございますけれども、今申し上げましたような趣旨を踏まえまして、個々の納税者の事情を十分しんしゃくし、慎重かつ柔軟な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 ということは、承認の取り消しが行われると過去のデータ、承認は取り消されません、そうなるかと。帳簿がないということになるんでしょ。したがって、青色申告取り消しということになるんでしょ。そこら辺が実務者の間で非常に心配されておりました。それは承認は取り消されたかもしれないけれども、電子データそのものはあるわけですから全くの白紙状態になつていくということではあるまいというぐあいに思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) 電子データ保存は税務

署長の承認制度にかからしめております。したがって、この要件に外れた場合には取り消しということにはなりますが、その取り消しにつきましてはその時点から取り消されるということになるわけでございます。その時点から取り消されますと、その時点から帳簿を備えていないということになってまいります。ですから、これは青色申告との関係によつてまいります。場合によつては帳簿を備えていないということになり、青色申告取り消しの要件に該当する場合が出てくる、こういうことだと思います。

○橋崎泰昌君 今の御答弁でありますけれども、青色申告の取り消し要件というのが幾つかございます。現在の実務上では納税者が大変優しく青色申告の問題を扱っておられるように思います。少なくとも、要件の一つには該当するかもしれないけれども、悪質なものでなければ、要するに通常の青色申告取り消しの要件に該当するものでなければこのデータの電子化が取り消されたから直ちに青色申告取り消しになるというぐあいは考えられないんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松橋晴雄君) 先ほど申し上げましたけれども、まさに納税者の個々の事情をよく私どもしんしゃくさせていただきます。要件違反がある電子データ保存の承認が取り消されたことをもって安易に機械的に青色申告の承認を取り消すということにはならないんじやないかというふう

に考えております。
○橋崎泰昌君 特にこれは新しい制度でございます。導入された当初は極めてふなれというように、実は国税側も納税者側もなれと思ひます。ぜひそういうところは指導の立場を堅持されてこれに対処していただきたいというぐあいに思ひます。それから、納税者側もそうなんですけれども、国税側も実は電算機をいじることになるとなかなか困難なんじやないですか。職員に対する訓練であるとか、その辺なかなか納税者との間でトラブルが起こると思ひますけれども、それに

○政府委員(松橋晴雄君) お答え申し上げます。今、委員御指摘のように、私も税務職員にとりまして、今回電子データ保存制度が導入され、それに対してどう対応していくかということが大変重要な課題でございます。

したがって、委員御指摘になられましたような研修でございますとかあるいは機構の整備でございますとか、そういった形での対応を十分に私どもも図つてまいりたい、また関係方面の御理解も得つつ充実してまいりたいというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 今御答弁になつたように、これはなかなか導入するといつても簡単にはいかないんです。私は、国税当局がこの電子データというものをよくこなしていき、かつ職員全体がこれをおしやうとしていかなきゃいかぬわけですが、今おしやうとしていかに、訓練をやるといううなところと同時に、やっぱり定員の増であるとか機構の改革であるとか、そういうことを通して調査を充実していかなければならないと思ひますが、いかがでしょうか。これは特に大臣の御見解を承ります。

○国務大臣(松永光君) 税務行政を取り巻く環境は、高度情報化の進展、それから経済取引の国際化、複雑化、不正手口の巧妙化、課税対象の増大等によつて質、量ともに厳しさが増大しておる現状であります。

こうした中で、国税庁はこれまでコンピュータの活用による内部事務の簡素合理化、有効な資料情報に基づく効率的、効果的な調査の実施等、事務運営の合理化、効率化に努めておるわけですが、税務の困難性及び歳入官庁としての特殊性を関係当局に強く訴えて所要の定員の確保や機構の整備等に努めてきたところであります。現下の厳しい財政事情でありますけれども、今後とも税務をめぐる環境は厳しさを増すと考えられるので、国税職員の増員や機構の整備等については関係方面の理解が得られるよう一層の努力を払つてまいりたいと、こう思つておるところでござ

ございます。

○橋本昌君 今、大臣にお答えいただきましたが、この制度の導入は、先ほどから言っておりますように、経済界に与える影響も大変大きい、それから国税庁、執行当局にとっても影響が大きいということでありませうけれども、世界の潮流からいって、これを推進し成功させなければならぬというところを十分認識されまして御努力をお願いしたい、そして活力ある経済社会が構築されるようにこいねがうものであります。

以上でこの法律案については終わりますけれども、まだちょっと時間があるので、次に関税定率法関係のことについてお伺いを申し上げます。

先般の財政・金融委員会においてインドネシアに対するツ・ステップ・ローンの御質問を申し上げました。その際に、インドネシアに対する我が国の輸出輸入の状況、特に我が国の輸入が非常に減っているのはおかしいじゃないか、どこが問題なんだということを論及させていただきましたが、それに対して大蔵大臣は努力をするという話をなさっております。大蔵大臣が御努力なさってもなかなか経済の動きでございますから難しいと思います。

それに関連して、インドネシアの経済危機に非常に関心を私持っております。そして、先般ハビビ副大統領が訪日をされました。そのときに、インドネシアの中小企業に対して助力を願いたいんだというような話をずっとされておりました。いずれにしても、インドネシアの中小企業がインドネシア全体の中で吸収している雇用人口は七五%に及んでいるというぐあいに聞いております。インフレだとか高金利だとか、非常に苦しい状態にあつて中小企業が伸び悩んでいる、あるいはもうたまたまというふうな調子になつていようですけれども、この際一つの案として、インドネシアが世界銀行やあるいはアジア開発銀行等の保証を付した国債を御発行になり、そしてそれを同国の中小企業支援に充てるようなことがある

んじゃないかと。

我が国のインドネシア支援を見てみますと、先ほどのツ・ステップ・ローン、あれも輸入金融と輸出金融というふうなものに限定をされているような書きぶりになつていふんです。実際はそれだけじゃなくてほかの中小企業のところにも若干の資金は行つていふと思ひますけれども、私はやっぱり日本の存在感をインドネシアに示すという点では、中小企業が潤うようにインドネシアが外債を発行する、そのときに世界銀行あるいはアジア開発銀行等が支援をして、何しろ日本には千二百兆円の個人資産があるわけですから、そこら辺をどういふぐあいに活用するかということに關連して、アジア開発銀行あるいは世界銀行が同国の国債を保証してくれるならば我が国においてもアベイラブルであろうというぐあいに考えますが、いかがでございましょうか。

○政府委員 黒田東彦君 ただいま御指摘のありました中小企業等に対する支援の一つの方策として、インドネシア政府あるいはインドネシアの政府関係の機関が市場で資金を調達する際に、世界銀行あるいはアジア開発銀行といった国際機関の保証を付した形でやつてはどうかということでございます。これは一つの非常に興味深いアイデアであるというふうに思つております。

実は、昨年、韓国の通貨危機の問題が生じた際にも一部のアジアの国々から、例えば韓国がそういうことをする場合に世界銀行やアジア開発銀行の保証が付せられないかという議論がございました。それぞれの協定上は一定の保証とすることができるようになつておりますので可能ではあるということではございましたが、そのうち韓国の場合は状況が金融面ではかなり好転をいたしまして、聞くところによりますと韓国は自力で近く資本市場で債券を発行できるまでになつたといふことのようにございましてこの話はさたやみになつていふわけでございしますが、御指摘の点は大変興味深いアイデアでございまして、必要に応じてそういう形で世界銀行あるいはアジア開発銀行

の機能の活用ということも意義のあることではないかと思ひますので、引き続き国際機関あるいは関係各国と協議を行つてまいりたいと思つております。

ただし、これまでのところ、それぞれの開発金融機関はこういう問題についての検討は従来からしておりますけれども、何分にも従来の機能が主として開発プロジェクトのファイナンスあるいは中長期的な構造改革の支援というふうなことでやつてきておりました、直接のいわば融資でございまして、保証という機能はほとんど活用されてこなかったというふうなこともありまして、やや慎重のようでございます。

いずれにいたしましても、今後とも引き続き協議を進めてまいりたいというふうに思つております。

○橋本昌君 この問題は後日にまた譲らせていただきますと思ひます。

質問を終わります。

○今泉昭君 最初に、昨日与党三党がお決めになされたという経済対策がけさの新聞の一面に躍つていたわけでございますが、この問題について大蔵大臣の所感を少しお聞きしたいというふうに思つてございします。

まだ中身が我々の手元ではよくわかつておりませんから、あくまで我々の推測の域を出ないところでございしますけれども、昨年の夏以降、我々が再三にわたつて政府に対して各委員会において警告をしておきましたとおりに、我が国の経済はただ単に景気の低迷ということではなくして、いろいろな指標を見ましても景気後退という指標がたたくさん躍るような状態になつてしまひました。恐らく、政府・与党筋といたしまして、現在の我が国の経済実態から見まして需給ギャップがGNPの三%程度は、あるいはそれ以上のものが現在存在をするということを描きまして十六兆円規模の経済対策を考へざるを得なくなつたんじゃないだらうかと思ふんです。

いあるのか私どもにはさっぱりわかりませんけれども、この政府・与党の新しい経済対策というのに関しまして、行政の立場で大蔵大臣はどのように受けとめられていふか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 与党の方で今般決められた対策というのは、これは与党の方で現下の厳しい状況を認識されて、そして提案されたもので、こういうことでありますので重く受けとめることになるわけでありませうけれども、まだ具体的な面に欠ける点もあるものですから、厳しい状況であるのでこれから一日も早く抜出す必要があるという認識では同じでありますけれども、与党の方で決められた対策をこれから諸般の情勢を見きわめながら今後政府としての対応について勉強してまいりたい、こういう実は考え方でございします。

○今泉昭君 今、我々はこの参議院におきまして今年度の予算を審議しているような状態なわけでございまして、総理大臣を初め、とにかく現在のこの経済危機を乗り切るためにも一日も早く予算を通してくれというところを事あるごとに口に出されてまいります。しかし、一般的にこれを受け取る見方というのは、もう既に市場は今の予算の中身というものを十分見込んだ上で今の経済は動いていふわけでございまして、一日も早く予算が通つたからといって現在のこの経済不況が立ち直るとか、いい方向に向かうということとはあり得ないわけであります。現在の景気の足踏みというの、今、政府が提案されている予算に沿つて実は織り込み済みで推移をしているというのが私は実態ではないかと思ふのであります。そういうのを見ながら政府・与党としては大変な危機感を抱いてこの新しい経済対策というのを検討し、打ち出しているのではないかと思ふんですが、ある意味では裏を返せばそのことは今の予算案というものはもう欠陥予算なんだと、何にもならないんだということ世の中に公表しているようなものと同じことではないかと思ふわけでございします。

す。

そういう意味では、一体何のために参議院で一生懸命の予算案を論議しなきゃならぬのかという印象は実は我々としては受けざるを得ないのでございますが、この現在審議されている予算というものの関係で政府としてはこの経済対策をどのようにお考えですか。

○国務大臣(松永光君) 先ほども申し上げましたように、今般のこの決定というのはあくまでも与党の政策決定でありまして、内容的にも本当に詰まったものと私は見ていないんですが、現在の厳しい状況を取り切るために与党の方で検討され、そして決定されたものだ、こういうふうには思います。政府としては、その案をもとにしてこれから勉強させていただいて、そして対応を考えていくと、こういう状況に実は今あるわけでござい

私も政府といたしましては、今、委員御指摘のように、十年度の予算の審議をお願いしているところ、そしてこの委員会を中心にして予算関連の重要な税法等の法案の御審議をお願いしているところでございます。特にこの税法の関係では制度減税として法人税、あるいは租税特別措置法による減税等々、八千億を超す減税が実は予算関連法案として今御審議を願っておる、そういった予算関連法案あるいは予算を早くひとつ審議していただいで成立させていただく、それをまずは実行に移させていただく、それが私どもの願いなのでございます。

○今泉昭君 それでは、別な面からお聞きしたいと思うんです。

昨年、財政構造改革法が国会を通過いたしました。たまたま私も行財政特別委員会のメンバーの一人でございます。この法案の審議に実は参加をさせていただきました。その際、再三にわたって私どもから申し上げましたのは、今、橋本総理大臣が盛んに使われているんですが、財政構造改革というものと景気というものは実はレベルの違う問題なんだと、財政構造改革というのは中長期

的な一つの施策であって景気対策というのは当面の問題であるから臨機応変に対応していかなくやならないと、盛んに臨機応変という言葉が最近使われるわけです。実はこの言葉は昨年の行財政改革特別委員会が我々が使った言葉なんです。にもかかわらず、そのときの総理大臣のお答えは、まずとにかく財政構造改革なんだと、まず財政構造改革だということを盛んに言われた。

そういう論議をずっと私も振り返ってみますと、もう総理大臣の気持ちの中でもこの財政構造改革の欠陥、あるいはこの財政構造改革をまずやらなきゃならないといった気持ちと大きく気持ちが変わってきているんじゃないだろうか。あわせて、与党の首脳陣の中からもこの財政構造計画の目的達成年度を多少延期するとか、あるいは修正をするとかという論議が出てきているような状況でございますが、政府といたしましてはこの財政構造の法案につきましては基本的に見直すとか、基本的にこのものに対する対策を考え直すとかというふうな考えは今お持ちなんではないでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 総理もしばしば言っておられますように、財政構造改革の必要性、これは今日でもその必要性は変わらないものだ。実際、国、地方合わせて公債を中心とした長期債務残高が五百兆を超しているという状態、先進国中最悪の財政状況になっておるわけでありますから、これは我々の世代のときに何とか解決をしないという次の世代に大きな借金を引き継ぐことになる、それは厳しいことであるけれども何となくでもやり遂げたいということから財政構造改革法はできたものだ、というふうに私は思います。

同時にまた、あの法律を見ますというところ、二〇〇三年度末までに国、地方合わせての財政赤字をGDP比三%以下に持つという目標、それから赤字公債、特例公債をゼロにしようという目標、そしてもう一つが毎年発行する特例公債は前の年よりも少なくするというところ、こういった目標がきっちりと定められておるわけであります。

これを実行していくというのが財政構造改革の目標だろうと、こういうふうに思います。

もちろん、歳出入算につきましては重要項目ごにいわゆるキャップがはめられておるわけでありまして、しかしそれは当初予算についてのキャップであって、補正については必ずしもキャップがはまっているわけじゃない、こういうことを基本にしながらそのときの景気の動向その他を見ながら、先ほど委員がお使いになりました臨機応変の措置をとって、そして景気の回復を図っていく。要するに、中期の目標とそのときのときの景気対策等の施策はこれは矛盾するものじゃない、タイムスパンの異なるものだと、こういう考え方でやっておるわけでありまして、私どもも現在のところではそういうやり方で、すなわち多額の負債を後世代には残さない、我々の世代のときにこの問題を何とかしてこのようにいふことと、それから当面の景気対策は臨機応変の施策で乗り切っていくという考え方であるわけであります。

我が党の中に財政構造改革法についていろいろ意見があることは委員と同様に私も承知しておりますが、今この財政構造改革法をどうすべきだという意見が党内でもまだまとまっているわけでもありませんし、私どものところにはそのことについての具体的な考え方というものがまだ伝えられておりません。そういう状況に実はあるわけでござい

○今泉昭君 財政構造改革法によっていろんな意味で政府の行動が縛られていることは、程度の差はあるにしてもあることは事実だと思わ

ところが、今我々が直面しているのはとにかく大変な経済危機だということ。特に、きょうのお昼のニュースでもありましたように、これまでかつてないような三・六%という失業率を記録しているわけですよ。四月ごろになれば、あるいは核が咲くころになれば景気はよくなっていますよと毎度のように言っておられたのは全く逆の現象

が今出てきているわけでございまして、そういう意味では足かせがかかっているから今思い切った臨機応変な経済対策が打てないような現実があるわけでございまして、この現実に対して臨機応変に大幅な景気対策を打つ必要があるということは大蔵大臣として認識されているんですか。

○国務大臣(松永光君) 先ほども申し上げましたとおり、与党の方でこの状況を取り巻いていくためにというわけで経済対策を決められたわけでありまして、この与党の対策をこれは大変大事なものだ、というふうな受けとめて、そしてこれから詳細な検討を加え勉強をして、そしてどうするかを決めるという状況に今あるわけでござい

○今泉昭君 与党の方で今検討しているからというところは、政府としては主体的にこうしなきゃならないという危機感をお持ちでないという別な見方もあるわけですか。

今、政府が出されている七十七兆何らかのこの予算の根本になっている考え方というのは、この予算の執行によって一・九%の経済成長率を実現していく、この一・九%というものが本当に実現できるとお思いなんです。恐らく与党サイドでは、もうとてもじゃないけれども一%も実現できないんじゃないかという危機感があるんじゃないかと思わ

○国務大臣(松永光君) 先ほど来申し上げておりますように、十年度の予算、そしてその予算と一体をなしている予算関連法案、その中で、委員御存じのとおり、先ほど私も申し上げましたけれども、法人税関係の減税、これは制度減税でございます。それから、所得税関係でもいわゆる教育減税とか、あるいは障害者と同居して介護している方々のための減税とか、あるいは土地・住宅税制、金融関係税制、こういったもので約八千四百億の減税措置というものが法案を通して

ただ、これによって新年度から実行に移せると。

それから、法案を審議していただいで成立させていたいただきました特別減税、あれは九年度で一兆円、十年度でまだ一兆円あるわけでありまして、そういうものを実行に移すと同時に、十年度予算に盛り込まれておる施策を実行していくことによつて、何としても現在のこの厳しい状況を乗り越えていくことができるようにしていきたい、そのために十年度予算、そして関連法案をぜひひとつお通しいただきますようお願い申し上げますというのが私の現在のいまの心境でございます。

○今泉昭君 政府の立場に立つての答弁としてはわからないわけではないんですが、しかし悠長にそのような形で答弁することを国民自身も世の中自身も安心をして受けていてはいないわけです。それが実は市況にもあらわれていますし、経済活動にもあらわれていて、それだけではなくて、実は海外からもやいのやいのと言われているわけですね、与党の首脳の方々から内政干渉だという反発も出るぐらいに。先進国からも、いろんな国から日本の経済対策は甘いよ、こんなことでは大変なことになるじゃないか、世界不況につながるじゃないかという危機感があるわけでございます。

私どもとしては、それは与党の論議を待つていらつしやるのも結構でございますけれども、政府としてこの経済危機の実態をもっと真剣に危機感を持って受けとめて行動をとってもらいたいということが今一番必要じゃないかと思うわけでございますが、この問題ばかりに絞っていますと肝心の質問の方がおろそかになってしまいます。もう時間がなくなりましたのでほかの方に移りたいと思いますが、ぜひ勇断を持ってはつきりともう景気対策が今一番重要だと。財政再建はもうだれもが反対しませんよ、協力しようと言っているんだから。それを超えて、奮勇を振るってでも思い切った経済対策を政府が主導権を握ることが必要だということを申し添えておきたいと思うわけ

であります。

さて、電子帳簿をめぐる問題でございますが、先ほども御質問がございましたように、この法案自体に私どもは反対するわけではございません。大いに結構なことだというふうに思っているわけでございますが、中身について二、三、私自身もまた私どもがわからない点がありますので、お聞きしておきたいと思うわけでございます。

一つは、何というんですか、今まで帳簿方式で大変不便を感じていた企業のコスト削減という面からも、また税収の公平さ、透明さを図る上でも当然いい手法だというふうに考えているわけですが、この電子計算機、コンピュータを使つてやる犯罪というものは大変最近ではふえているわけでありまして、これをチェックする側の対応がなかなか追いつかないというぐらいいにどんどん進んでいっているのが実態ではないかと思うわけがあります。

我々には、あるいは当局の方に知られないような形で実際の記録を改ざんするとかいうようなことであるとか、あるいはまたそれを外部からいろんな形で、私はどういふ形になるかわかりませんが、いろんなコンピュータの中に入ってくるハッカーがあるように、相手の企業を攪乱する意味での妨害というものもこの電子機器を使つてやるのはもう極めて簡単なことなわけでありまして、そういう意味でこれらの問題についての防止策を当局としてはどのように考えていらつしやるか、お聞きしたいと思うわけなんです。

○政府委員(尾原榮夫君) 後ほど執行の方の観点については国税庁の方からお話ししていただきますが、今回の電子データの保存について私の方から説明させていただきますと思っております。確かに、このコンピュータ、日進月歩で我々の想像もしないような技術の進歩の速い世界でございます。

こういう中で電子データの保存をどうするかというところでございますが、先ほども御説明させて

いただきましたが、二つ大きな視点があるだろうと。このコンピュータ処理は痕跡を残さず記録を簡単に直してしまふわけでございますから、何よりもその真実性、間違いない記録であるということをどうやって確保するかという要件が一つ。それからもう一つが、調査なりに参りましたときに電子データは目に見えませんが、すぐその場で見せてくださいといったときに見えるような仕組みにしよう必要があるわけでございます。

それで、第一点目の真実性の確保のための要件といたしましては、まずシステム自身が手を加えましたら手を加えましたという記録が残るようなシステムでなければなりません。また同時に、その手を加えたのがファイルになって残るようなものでなければならぬということに要件を考えているわけでございます。それからまた、伝票から元帳、だんだんと帳簿に原始データから移っていくわけでございますが、その記録が最初の記録からどの帳簿に行っているのかということも、相互追跡可能性と言っておりますが、これも確保しなければならぬというふうに思っております。それから、可視性の観点について申し上げますと、まさに電子計算機のディスプレイ、プリンターを備えていただく、また記載項目につきましてはも検察官がその場でできるような仕組みになっているかどうかということも重要かと思っております。

いずれにいたしましても、この要件は省令で定めることにしておりますが、きつちりと明確な形で定めてまいりたいと、こういうふうに考えているわけでございます。

○政府委員(船橋晴雄君) 執行面の問題から若干補足させていただきますと存じます。

私ども、今回の制度導入に対応いたしましたして、機械面での整備あるいは研修、そういったことを充実してまいりたいと考えているわけですが、あわせてこの調査手法の開発、こういったことにも今以上に意を用いてまいりたいというふうに考えて

しております。

現在、機械化調査専門官あるいは機械化調査情報官というポストが国税局や税務署に数十ずつお認めいただいているわけでございますが、こういったものを一層拡充させていただくとともに、これらの方々を中心にして調査手法の開発、こういったことを続けることによりまして適正公平な課税の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○今泉昭君 酒税の問題でお聞きしたいと思つたんですが、時間が参りましたのでこれで終わります。

○益田洋介君 私は、法案の質疑に入る前に、まず大蔵大臣に若干の所見をお伺いしておきたいと思ひます。

一昨日の二十五日、東京地検の特捜部は、金融新商品の承認などに便宜を図った見返りに四大証券などから過剰な接待を受けたということで、収賄罪の容疑で元総務課長補佐柳原隆被告と元証券取引等監視委員会の上席検査官であった宮野敏男被告の二名を起訴しました。わいろの総額は、柳原被告が三百四十五万四千五百円、宮野被告が五百四十五万四千五百円。二人とも起訴事実をほぼ認めている。大変なことになったと。起訴状によりますと、柳原被告は野村、大和、日興、山一の証券四社及び住友銀行に株式累積投資制度の早期実現や金融関係法改正に関する情報提供をしていたと。

大蔵大臣、私は一つ疑問に思うんですが、こうした二人が二十五日に起訴されたにもかかわらず、大蔵省の処分は刑事休職処分だけなんです。給与を支払うことをやめただけなんです。起訴の事実だけでもこれは国家公務員法九十九条に言うところの信用失墜行為の禁止に違反したことになる。それだけ司法当局の、検察の起訴したという事実は重くやつぱり受けとめなきゃいけない。

何で懲戒免職にしないんですか。

○国務大臣(松永光君) お答え申し上げます。ちようどその日はずつと予算委員会では居続

けであつたわけでありましたが、起訴されると実は人事院の同意なしには懲戒免職処分ができないという法律の仕組みになっているんです。起訴前に事実関係が何とか把握できれば免職の懲戒処分をと、こう考へて事実関係の把握に努力をさせたわけですから、ところが、接見禁止中でありましたから本人と大蔵省の職員が面接して詳しく事実関係を把握するということができなかつたんです。最後になつてわづかの時間だけ面接ができたようでありましたけれども、それでは事実関係の十分な把握ができない。

実は、国家公務員法で懲戒免職という処分をする場合には、その理由書を相手方に交付しなきゃならぬ。懲戒免職の理由書は事実関係が相当程度把握できなければ渡せないですね。そういうふうな状況で起訴になつたものから、起訴になつたならば当然のことながら国家公務員法の規定に基づいてまず刑事検察官に、かつそういう人に国民の税金で給与を支払うわけにはまいりませんから、よくある例は六〇％だけ支給するというのが例のようでありましたけれども、それは大蔵省の職員であるということもあつて国民は理解しないだろう、これは厳しく処置すべきだというわけでゼロにしたわけでありました。そして、直ちに国家公務員法に基づいて人事院に対して懲戒免職ということでの実は同意を得るべく手続を進めておるところであります。

国家公務員法の規定との関係で起訴前に処分ができなかつたが、実質は処分と同じような処置をして、そして国家公務員法の規定で人事院の同意を得て処置する、こういうことにしたわけでありましたので、決して甘くしたとかたるとかたるといふことではありませんが、これは法律の規定があるものですから御了解願いたい、こういうふうなふうに思ふんです。

○益田洋介君 特捜部は大蔵省全体が接待費にまかされて見えてくる。だから、今後も上級のキャリアへの捜査を進めると言っていますよ。それで、大蔵大臣、手続上の問題といつたつ

て、職員が接見ができないといつたつて、弁護士にさせればいいじゃないですか。人権擁護のために逮捕者だつて、弁護士にはいつだつて接見の権利がありますから、何でもそういうことにしなかつたのか。今、大蔵省の職員に対して世間の批判は大変厳しいんですよ。それで、そのさなかにこういう言つてみれば非常に甘い処分じゃないかというところは、大蔵省のこの問題に対する認識の甘さを示していると思ふわけですが、いかがですか。

○国務大臣(松永光吉) 委員のおしかりも私にはわからぬわけではございません。ただし、この問題について、特に先般起訴された榊原は一名について甘い処分をしようなどという気持ちは毛頭ないんです。国家公務員法の規定によれば、まずは刑事検察官に、実質はこれは懲戒免職と同じなんです、給与の支払いをゼロにしておるわけでありました。あとは国家公務員法の手続に基づいて行つて、こういうことではあります。実質は懲戒免職処分したのとそう変わらない、こう思つております。そういうことではありますので、御批判はちやうだいしますけれども、そういう我々は姿勢でおるといふことはできれば御理解願いたい、こう思ふんです。

○益田洋介君 話は前後しますが、二月十六日午前官川宏一容疑者は収賄罪で起訴されました。同じ日の午後、再逮捕された。再逮捕の対象になつたのは、容疑はもちろ収賄罪です。このときの贈賄側は住友銀行。これは五反田支店に四月十六日ごろに検査が入ると情報を通した。第一勧業銀行、東京三菱銀行、三和銀行、北海道拓殖銀行、これが再逮捕の容疑の贈賄側です。

それで、思ひ出していただけますか。三月十二日、本委員会では私は大蔵大臣に対して、この官川容疑者とペアで仕事をしていた日下部元雄さん、現在は世銀の顧問でワシントンにいらつしやる。この方についてもぜひ責任を持って大蔵省として内部調査をしてもらいたいとお願ひしておきましたよ。

今、この調査の進行状態はいかがですか。いつごろ調査は終わるんですか。

○政府委員(武藤敏郎君) 御指摘のありました日下部につきましては、御承知のような内部調査の中で鋭意調査を行つております。それぞれ記憶に基づきまして、調査票と言つておりますけれども、実際には我々、服務管理官がヒアリングをする、そのための参考資料としてのメモをつくらせてまして、日下部の場合には現在ワシントンにおりますので実際には電話等ということになりますけれども、いろいろなヒアリングをし、それに基づいて、さらには関連の情報も確認する等の作業を現在行つておるわけでございます。

大臣からできるだけ早く結果を取りまとめようという御指示を得ておるわけでございますけれども、現時点におきましては何日という具体的な日にちを申し上げる段階まで至っておりませんけれども、できるだけ早期に結果を取りまとめたいというふうに考へております。

○益田洋介君 私は、この日下部元雄さんが発令を受けて八月八日にワシントンに赴任した直後の決算委員会での問題を取り上げておるんです。それから、さらにはこしになつてから、二月十六日の本会議でも大蔵大臣にお願いして、そして三月十二日の当委員会でもお願いして三回お願いしているんです。まだ何も出てきていないんです。こういうことでは困るんですよ。大臣、よろしいですか。

○国務大臣(松永光吉) 今、官房長が御答弁申し上げましたように、鋭意調査を進めておるんです。もうしばらく待つていただきたいた、お願いいたします。

○益田洋介君 それでは、日銀新総裁にきょうはおいでいただいておりますので、二、三御質問、また御所見を伺つておきたいと存じます。

三月十四日ごろ、大阪にあります第二地銀の幸福銀行が、平成八年二月に実施された日銀調査の結果を不服として、当時の専務と常務が日銀本店に向向いていつて再考査を依頼したと。そして、

再考査が数週間後に、考査終了から数週間後に見直しの実施が行われて、資産査定の結果としては最初の考査は予想より厳しいものだったが、再考査の結果としてはその査定がかなり緩和をされて大蔵検査とはほぼ同額まで縮小された、こういうふうな事実が発覚したわけでございます。

この点についていかが考へてでしょうか。

○参考人(遠水優君) この参議院財政・金融委員会に出席させていただきましては初めてでございますので、一言だけあいさつさせていただきます。

私、去る二十日に第二十八代日本銀行総裁を拝命いたしました。四月一日から、もう来週の水曜日でございますが、五十五年ぶりでございます。日銀法の新しい法律が施行になります。そういうことで、これは日本銀行にとりましては大変大きな転換期を迎えることとなりますので、微力ではございますけれども、職責の遂行に全力を尽くしたいと思つております。どうぞよろしく願ひいたします。

ただいまの益田委員の御質問に答えさせていただきます。

私も個別の金融機関に対する考査の内容につきましてはコメントができないわけでございますが、当該金融機関の考査におきましても資産の査定は適切に実施されているというふうに信じております。

○益田洋介君 なぜ再考査をしなければいけなかつたか、この理由をお聞かせ願ひますか。

○参考人(遠水優君) 再考査と申しましたが、私の聞いておりますところでは、なかなか先方との意見の相違があつて時間がかつたということと、続けて考査をやつたというふうな聞いております。考査先の要請に応じて資産査定の結果を要更するといったことはあり得ないことだと思つております。

○益田洋介君 これについては、総裁、ぜひその報告書を当委員会に出していただきたいと思います。

総裁が御自分の著書で「海國なき航海」というのを八二年に出されておりますが、その中で総裁は、中央銀行は憎まれ役に徹する必要があるし、その責任者は孤独な決断を求められることが多いと述べております。

現在、総裁は総裁となられてからどのような御所見をこの点についてお持ちか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(遠水優君) 「海國なき航海」という本を書きましたのは一九八四年でございますが、あれはフロートが起り、二回のオイルショックがあつて、通貨制度がこれでいいかということが問われていた時期でございましたので、フロート後十年余を経て自分の感想を書かせてもらったものでございます。

現在、中央銀行の責任というのは非常に大きいと思ひますし、中央銀行というのは一國経済の良心でなければならぬというふうには私は信じております。そういう意味で、今回新しい法律によつて独立性と透明性が二本の柱として立てられたことに對しまして私も非常に喜んでおるわけでございまして、これをどう運営していくかというものはこれからの私の課題であり責任であると思つております。

たまたまそういう時期にスキヤンダルが起つたりいたしましたので、本当に申し上げたいと思ひますが、今後こういうことが起りませんように、新しいルールをつくり、一人一人がみずからの良心に恥じない行動と考へ方を持つて責任を果たしていくように皆に話して、新しい法律の開始に向かつていきたいというふうには思つております。

○益田洋介君 時間ですので、終わります。ありがとうございました。

○三重野榮子君 社会民主党の三重野榮子でございます。

ただいま議題になっております二法案につきまして質問をさせていただきます。

まず第一は、電子計算機を使用して作成する国

税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案について質問をいたします。

第一点は、適正公平な税務執行の必要条件の整備は法律でやつてもらいたいというのが私の主張でございます。今回の電子帳簿保存法案は、まず第一に電子データ保存による納税者の負担軽減、第二に高度情報化、ペーパーレス化に対応して適正公平な税務執行の確保の二つを目的としております。第一点につきましては法律事項となつておりますが、第二点の適正公平な税務執行のために必要な条件整備については大蔵省令によることとされております。

この点につきまして、先ほど情報委員会の大変細々とした御提起によりまして主税局の方からも御説明をいただきました。その中で、明確、きつちりと定めてやつていきたいという御答弁もございました。

にもかかわらず、私といたしましては、納税者はこうした条件整備について所轄税務署長の承認を受けなければ電子データによる保存が認められないことになっていきますが、行政の透明性を確保する観点から、電子データの改ざん防止策や電子データの見読を可能にするための措置など、適正公平な税務執行のために必要な最低条件の整備につきましては省令ではなく法律で規定すべきではないかと考へるわけでございます。と申しますのは、帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会報告あるいは国税庁の十年度税制改正要望書等によりまして真実性や可視性の確保のための条件整備について詳細に述べられていっているわけでございます。必要最低限の事項を法律で盛り込むべきではないかと私は重ねて主張いたしますけれども、電子データの保存に伴う条件整備を法律事項じゃなく大蔵省令でもいい、そういうふうにお考へになつて大蔵省令の見解、また法令でという私の主張に対してどのようにお考へか、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(尾原榮夫君) お答え申し上げます。今、委員から大切な御指摘があつたと思ひま

す。つまり、今回の電子データ保存といふのは、片方で便利にはなるが適正公平な課税の確保といふことも重要であるからそれとしっかりと法律で書くべきである、こういう御主張であつたと思ひます。そういう意味からいたしますと、実は法律の中では「国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ」という形でその趣旨を書いてあるわけでございます。それでちよつとわかりにくいというのがまた重ねての先生の御指摘というふうに受けとめさせていただきます。

実は、これに基づきます一定の要件、先ほど来御説明申し上げておりますが、大きく言つて二つある、真実性の確保をどうするか、それから可視性の確保をどうするかというのを申し上げました。実は、一つ大きな悩みがございますのは、このコンピュータシステムにかかわる事項といひますのは極めて技術的なことが多々ございます。それが第一点申し上げたいわけですが、それからもう一つは、実はコンピュータの技術進歩が大変速いものがございますので、日進月歩なわけでございます。あるいは人によつては秒単位であるというふうなことを言われる方もおります。

そういったことを考へる方もおります。課税の確保のために我々が追いついていくためには省令でむしろ定めさせていただく方がきちつと追いついていくのではないかと、あるいは適正公平な課税が確保できるのではないかと、このことかと思ひます。そういうような趣旨から大蔵省令で定めることにしておるわけでございます。いづれにいたしまして、この要件整備の重要性というのには極めて重要である、ということは委員御指摘のとおりでございます。しっかりと大蔵省令の策定にこの法律が可決いただきましたら取り組んでまいりたいと、こういうふうにお考へていただきたいと思います。

○三重野榮子君 そのところを、適正公平な税務執行に関しては別に定める、何にでもよくありますね、別に定めるといふことで省令が出されてくるようでございますから、それぐらいのところ

は出しておられた方が安心が持てるし、担保になるのではないかと、この電子の問題はもう日進月歩でございますが、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、先ほどドイツのお話が出ておりましたけれども、アメリカ、イギリス、フランス等々は非常に先進的で、これをもう何年もやってきた国々ではこの取り扱いはどうなつていっているでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) 欧米諸国の方が先進国でございます。もう既に法令等に基づきまして税法上の帳簿書類について電子データ保存を認めているところがございます。

これらの国におきましても、態様を調べてみますと、今回の帳簿書類の電子データ保存制度と同様に、適正公平な課税の確保のために必要な要件として訂正、加除をした場合の履歴の確保、あるいは各帳簿書類間の記録の相互追跡可能性の確保、あるいはシステム説明書の備えつけ等の改ざん防止策のほか、可視性の問題といたしましてプリンター、ディスプレイの設置あるいは検索機能の確保等が求められているというふうには承知しているわけでございます。

○三重野榮子君 そちらあたり、もう何度も言つてもしょうがありませんが、法的な根拠はどうなつていのかというのを伺いたいと思ひましたけれども、これは後で勉強します。

次に、非常に日進月歩であれば、先ほど八〇%ぐらいはもうこのコンピュータ操作をやっているところがある、大企業の場合は非常に経費が負担になるというお話がございましたけれども、この場合、中小企業もやはり同じようにこういう利益を受けたいだろと思ひます。

中小企業がこのようなシステムを実行しようとする場合に何らかの援助というのはございますでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) 今、先生からお話がございますように、大企業だけではなく、今やまさに中小企業におきましてはパソコンの導入も含めてコンピュータの利用が非常に広がっている

というふうには承知しているわけでございます。

今回の法律はまさにこのような情報化の進展を踏まえて規制緩和あるいは事務負担、コスト負担の軽減ということで記録段階からコンピュータ処理により作成する帳簿書類について電子データ等による保存を認めようということでございます。したがって、この制度の導入に当たりましては中小企業も含めましてできるだけ広範な企業において電子データ等により保存ができるような制度というふうにしていくわけでございます。

具体的に申し上げますと、市販ソフト、もちろんこの要件に合うソフトでなければならぬわけでございますが、それを利用いたしましてパソコン等によっても電子データ保存が行われるということを前提としての申請手続等も定めるようにしているところでございます。

○三重野栄子君 どうもありがとうございます。次に、二つ目の関税定率法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

本法案によります関税率、還付制度についての所要の改正に当たり、蒸留酒の関税引き下げ撤廃に關して私はお尋ねしたいと思ひます。

平成九年度税制に至るまでの経過の問題点と、さらにまた今回改正をしないままならぬという問題につきましても簡単に経過を含めて問題点、それから交渉の中身等々を伺いたいと思ひます。

○政府委員(尾原榮夫君) 御説明申し上げます。

かねて日本の酒税制度、ウイスキーとしようちゅうをめぐりましてはEU等から問題があるというふうな指摘を受けてまいりました。日本といふに言つてはこれは問題がない制度であるというふうな言つてまいりましたが、一昨年の十一月にガット第三条に違反するというWTOの勧告が出されたわけでございます。この勧告に対応するために平成九年度、昨年度の税制改正の一環として酒税法の改正を行ったわけでございます。

その際、しようちゅうの税負担が上がるわけでございますから、そのしようちゅうをつくつてお

られる方に対する影響をできる限り大きなインパクトにならないようにするということから実施期間を設けさせていただきまして、実施期間を設けさせていただいたわけでございますが、米国からこの実施期間が長過ぎるということでWTOに仲裁の要請がございました。昨年の二月に実は仲裁判断が出されたわけでございます。中身は勧告から十五カ月以内、すなわちことしの二月一日までにすべての改正を実施すべきであるというWTOの仲裁判断が出されたわけでございます。そこで、このWTOの仲裁判断を踏まえまして、昨年の六月以降米国の協定を重ねてまいりました。

協議における米国の基本的な姿勢でございますが、日本はWTOの主要国ではないか、WTO協定の原則に従ひましてこの仲裁判断が示した実施期限、すなわち本年二月までにすべての改正を実施すべきであるというのがその態度であつたわけでございます。

これに對しまして、さきの改正により特にしようちゅうについては大幅な税負担増になつてまいります。どうしても所要の実施期間が必要でございます。すなわち、アメリカの主張に乗ることにはできないわけでございます。そこで、WTO協定上認められております代償を組み合わせて解決を図るという方針で繰り返しアメリカ側の理解を求めてまいりました。

その結果、昨年の十二月十五日でございますが、しようちゅう甲類、ウイスキー類につきましてはことしの十月一日とされております最終段階の税率改正時期を五月一日に五カ月間繰り上げる、さらにしようちゅう乙類でございますが、平成十三年の十月一日とされている最終段階の税率改正時期を平成十二年の十月一日に一年繰り上げる、それからこれらの酒税の税率改正の実施時期でございますが、仲裁判断による期限である本年の二月を超えることになるわけでございますが、その超えることについては関税引き下げ等による代償措置を講ずるということでよく米国と決着に至つたわけでございます。また、カナダ、E

Uとも同様の内容で決着したわけでございます。これに基づきまして今回御提案を申し上げているところでございます。

○三重野栄子君 その交渉の経過は、マスコミによりまして、日本側が関税引き下げで大幅譲歩ということで大変日本側が譲歩してこのようなことになつたというふうに見えるわけでありますが、もしそうだとすれば国内しようちゅう業者に対する大幅な支援をぜひお願いしたいわけでござい

ます。今回の法改正による国内しようちゅう業者の打撃は、当該業者のみならず、サツマイモ、米、麦など原料を供給している農業者とこれらを主要産業とする熊本県とか鹿児島県など、県、市ともに、そのしようちゅうを愛好している勤労国民の打撃も含めまして、この影響は大変大きく、悲鳴が聞かえるような思ひでございます。

しようちゅうは平成元年四月、平成六年五月と増税となり、加えて乙類しようちゅう業界は中小企業が多く、特に専業者の多い九州地方では四七％が赤字または低収益、低価格競争による市場混乱に対応できず転廃業を加へ、極めて厳しい経営環境に於ております。加えてサツマイモ、米、麦等、原料を供給する農家または年間収入の低い世帯や農村産業に従事する人々に愛好される大衆酒としてその影響は大きいものであります。さらに、かつては豚のえさなどになつておりましたしようちゅう蒸留かすは今や産業廃棄物となつておりまして、これらを処理するための施設も多大の費用を要するところでございます。

酒税はアルコールの度数ではなくて担税力を基準として今まで日本では決めてきたわけですけれども、国際化の中で、また、もう経過はお話にありましたが、アメリカの要請等々によつて基準が今変えられようとしているわけでありますから、しようちゅう業者に対する支援策を拡充すべきだと思ひのであります。

もちろん、今までの改正のときに政府としては何らかの支援をしてくださいました。しかし、そ

の財政支援の活用現状、あるいは今回どういふふうにご法改正によつて支援策をするか、そのことについて御説明をいただきたいと存じます。

○政府委員(松橋雄雄君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、しようちゅう乙類の製造業者はそのほとんどが中小・零細企業でございます。一方、先ほど主税局長の方から御説明がございましたように、WTOの勧告を受けた昨年三月の酒税法の改正、また今般の日米協議の結果税率の引き上げ時期が繰り上げられる等々の状況を踏まえ、経営環境の激変が見込まれているわけでござい

ます。私ども、こういう中にありまして、業界の構造改善、経営の近代化、これを一層促進していかなければいけないということで、日本酒造組合中央会がしようちゅう乙類対策基金というものを設けておりますが、この事業を平成八年度の補正予算におきまして二百億円の積み増しを措置いたしましたわけでございます。

また、先ほど委員御指摘の蒸留廃液の問題、環境上大変問題になつております。したがって、この蒸留廃液の処理施設の整備を進めていく必要があるということで、今般、同じしようちゅう乙類対策基金の運用益で処理施設の整備に対する支援事業を行つて、それに必要な経費が確保できるようにこの基金に百億円の金額を今般の補正予算において措置させていただいたわけでござい

ます。なお、しようちゅう乙類の今のような厳しい環境にかんがみまして、緊急の構造改善を図るといふ観点から昨年十一月に新たな近代化計画が策定されておりますし、また日本酒造組合中央会は昨年十二月に構造改善計画を作成いたしまして、この計画に沿つて各種の事業を推進しているところでござい

ます。

○三重野栄子君 ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。大臣にもいっぱい今伺いたいことはあるんですけれども、きょうは法案に即してやらせていた

きます。

電子データの保存の問題でございますが、紙の保存コストあるいは紙への出力費用の削減などによる納税者の負担軽減には一定の評価はありますが、当然これは必要だというふうには私は思っていないところであります。ただ、気がかりなのは本場に納税者の負担軽減になるのかどうか、そしてまた、規制緩和の観点という話もありますけれども、かえって規制強化につながることはないのかどうかという点が気がかりになっております。

そこで、まず伺いますけれども、もともとの所得税法、それから法人税法などによる義務の履行というのは現行と変わらないということですから、当然この法律によって新たな義務を課すということはないわけですね。そのことの確認をお願いしたいと思います。

○政府委員(尾原榮夫君) 今、先生から御指摘がございましたように、今回のこの新しい制度は各税法に規定いたします国税関係帳簿書類の備えつけ、保存制度を前提といたしまして、コンピュータを使用して作成いたします国税関係帳簿書類の備えつけ、保存の媒体の特例を定めているものでございます。したがって、この帳簿書類の備えつけあるいは保存義務の有無、保存すべき場所、保存すべき期間等はすべて現行の各税法の規定によるということになっております。

したがって、この制度により納税者に対して新たな義務が課せられるということはないというふうに承知しております。

○笠井亮君 その上で、先ほど省令の話がありましたけれども、現実性の確保とか、それから可視性の確保というところで必要な機器と運用要員を納税者側の負担で用意することが要件ということで定めていくという話がありました。

日進月歩、それから秒単位という話がありましたが、まさに保存期間の五年、七年の間にどんな変化が起こるかは、過去を振り返っても相当この技術の進歩は激しいわけでありまして、明らかだと思えます。OSの問題ではこの五年間

だけでもハードの仕様もさまざま変わっております。

そこで、このような変化の中で古い型のシステムとその運用要員を税務調査のために納税者に確保し続けさせるというのは極めて不合理な点があるんじゃないかと思うんですね。自社システムでやっているような力のある企業は別として、場合によっては、ディスプレイの問題もそうですけれども、更新をしていくということがあります。やはり国税庁の側で、税務署の側で用意して、ノートパソコンでも済むということもあると思います。それでもいいんじゃないかという問題、さらにはマニュアルの設置ということも別に文書でなくてもいいのではないかと、それからパー

ジョンアップなどでマニュアルがないことも多々あるわけですが、そういう点でそういう必要最小コストの負担原則というのは現行法からいっても当然要請されているはずだと思うんですけれども、こういうことを含めて新しいことをやるということでは今後納税者の側も税務署の側もい

ろんな問題に直面することが予想されると思うんです。そういう点で、柔軟に対応していくべきだと思うんですけれども、しゃくし定規な機械的な対応をしないということをはっきり約束をいただきたいと思うんですけれども、実際の現場の直面する問題です。

○政府委員(船橋晴雄君) お答え申し上げます。今、委員の方から御指摘がございました実際の税務調査に当たって電子帳簿に対してどういった調査をしていくかということがまず第一点かと思っております。これは、先ほど来主税局長が御説明をいたしておりましたように、現実性の要件あるいは可視性の要件、そういうものが納税地において整備されているかどうかでございまして、この要件を満たしておればいろいろバリエーションがあるかと思えます。バリエーションと申しますのは、まさに御指摘のような技術の日進月歩、そういうものを踏まえて電子的なデータの伝送によつてそれが見えるような形であればそれはいい

とか、いろんなケースがあるかと思えます。したがって、これから私どももどういった形でそういったものについての対応をしていくかということについて弾力的、柔軟な対応をしてまいりたいと思っております。

それから、先ほど橋崎委員の御質問にお答えしたことに重なるわけでございますけれども、今回新しい制度が導入されるということでございまして、導入当初におきましてはこの制度内容の周知、それから納税者からの相談等に適切に対応していくということで制度の定着を図っていくように努力をしてまいりたいと。

そして、先ほど申し上げましたが、この電子データ保存の承認取り消し、青色の承認取り消しといった問題は起り得るわけでございますけれども、機械的に処分を行うわけではなくて、今申し上げたような趣旨を踏まえて、個々の納税者の事情を十分しんじやくして慎重かつ柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○笠井亮君 今、最後に答弁されたことの関連なんですけれども、先ほど御議論ありましたけれども、取り消しという場合と、それから納税者の側でやってみてもこれはうまくいかぬなど、やめたいなどということも場合によってはあると思うんです。その両方があると思うんですけれども、やめたいあるいは取り消しという場合に、簡単に紙の保存に戻すことができないようになっていくのかどうかというところで先ほど若干あったと思うんですが、まさに取り消された時点から以降を紙での保存でなければならないということで理解してよろしいんでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) 一たん電子データ保存の承認を受けた納税者の方が取りやめようということになりました場合は、取りやめの届け出書を書き、税務署長に提出するということによりまして紙による国税関係帳簿書類の保存に戻ることができるようになっております。なお、取りやめの届け出書の提出があったときは、その提出の日その届け出書に記載された国税関係帳簿書類に係る承認

の効力が失われることになるわけでございます。

それからもう一点、取り消しの話がありました。先ほど申し上げましたが、この電子データ保存が要件に従って行われていないという場合にはこの承認の取り消しを行うことになるわけでございますが、この取り消しといえますのは講学上行政法で言います行政行為の撤回に当たるものであると考えておりまして、その効果は取り消し通知がされたときから生ずるというふうに承知しております。

○笠井亮君 要するに、今の問題では取り消された時点から以降は紙で保存すればいいということではないわけですね。

○政府委員(尾原榮夫君) そのとおりでございます。○笠井亮君 あと関税の問題ですが、先ほどありました蒸留酒の関税の引き下げと相まって酒税法改正によるしょうちゅうの税率アップの前の倒しの問題であります。

昨年三月二十一日の当委員会でも薄井前局長がしょうちゅうの税率アップについて、「これだけ大きな税率の引き上げということは他に例がないわけでございますが、これの影響を慎重に考えていく必要がある」と、「転産業といふことも考えないといけない」と、「三年設けることはどうしても必要である」とも業界とも話をしながら、こういう案にまとめた」と、「国内の業者あるいは愛飲家に与える影響を考えます」とどうして必要だということまで主張してまいった」ということで答弁されております。

この立場に照らしてどうかということで、国内の製造業者への影響は一層大きくなるんじゃないかという問題と、不況の中でさらに追い打ちということがあると思うんです。先ほど新たに百億円の貸し付けという話もありましたが、それをやったとしても運用益は低金利ですから二億円とかその程度になると思うんですね。

そうしますと、まさに一方では、ウイスキーの業者の側は今回の改正によって消費の拡大が期待

できる、評価できるというふうに歓迎している一方で、しようちゅう業界は非常に困る、大変だということも言っているわけでありまして、私は国税当局も、先ほど工場の近代化ということでのそういう計画もあるということも言われましたが、まさにみずからもうそういう影響が出てくるかも知れない、さらに工場近代化とか原材料確保など当局自身もいろんな面でも対応を具体化するべきじゃないかと思うんですけれども、その点で具体的にお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(松橋晴雄君) お答え申し上げます。

先ほどしようちゅう乙類の酒税率引き上げの前倒しに伴う国内業者への打撃、そういうものを踏まえて私どもとしても具体的な対策をとっておりますと、またその中でしようちゅう乙類対策基金における蒸留廃液の処理施設の整備に百億円基金への積み増しをいたしましたというようなことを申し上げました。

私ども、しようちゅう乙類の製造業者、先ほど申し上げましたように、中小・零細業者が多い業界でございます。個々の事業者が自助努力のみでその影響を克服していくということにはやはり限界があるだろうというふうに考えているわけでございます。したがって、先ほど申し上げました近代化事業、構造改善事業の中においてどういうふうにして需要を開発していくか、それからしようちゅう乙類業者の人材育成を図っていくか、それからPR活動なども含めて周辺の振興事業をどうやっていくか、こういったことについて業界からの要望を逐一伺わせていただきながら一層に考えてまいりたいというふうに考えております。

○笹井亮君 終わります。

○星野朋市君 それでは、私は法律に沿わない質問だけをいたします。

先ほど御議論がございましたけれども、自民党が昨日発表したいわゆる景気対策、これの評価の問題ですけれども、やはり制度減税の問題が入っていないということでこの評価というのは金

額の割合に余り大きくないと私は思っております。それで、きょうの午前中の予算委員会において私は総理に対して、何回か総理とこの国会が始まってから質疑の機会を持ったけれども、あなたは制度減税は絶対しない、財源法は変えないと、そうおっしゃっておられたけれども、もうこの段階に至ってはそれは臨機応変などという言葉でなく実際に変えなくてはもうならないんじゃないかと、制度減税というのは取り上げないというんだめなんじゃないかということも申し上げました。

それで、思い出していただきたいのは、この前、大蔵大臣に、要するにこの間二兆円の特別減税をやったけれども、こういうような結果で余りみんなが意識をしていないんじゃないかと、しかも振り込み制だから余計わからないと、三月一日には大雪が降っちゃってだめだったと、大蔵大臣、どうお考えになりますか。

そうしたら、家へ帰って奥さんに聞いてみるとおっしゃいましたよね。聞いていただけたら。○国務大臣(松永光吉君) 私は、前に星野先生に対する御答弁の中で申し上げたと思うんですが、私は言えない給与所得者の権威を守る意味で振り込みにしないでもらうという式にしておるんです。そして、それを家内に渡す、それで私の権威が保てる、こう思っておるものですから。意識はしております、こう思っておるものですから、いろいろな差し引かれるやつがあるものから、いろいろな差し引かれるやつが、個人的な事情で何とかという研究会に入った、どういふところとありますが、それでも少しふえておったからふえていますねと、こう言いました。多少へそくりがふえたんじゃないかと、私はそう思っております。

○星野朋市君 さすがにやっぱり大蔵大臣の奥さんですよ。ところが、先ほど終ったきょうの株式市場は二百四十一円安です。きょうの上がり過ぎた反動だといえはそれまでですけれども、今度の景気対策は内容がわからないから市場は評価しなかった、こういうふうな解釈するほかにないんですね。山口

銀行局長は、株価というのは毎日上がり下がりするものだからそう一概に言えないというこの前の御答弁だったけれども、その節目というものが大事だと私は言っているんですよ。きょうの状態では評価しなかった、こういうことになります。そうすると、私は、来週になったら今度は二十兆と言ふんじゃないかと、そんな状態ですね。

それから、予算委員会の際に、これもきょうの財政・金融委員会ではちよつと質問をするからと言つて山口銀行局長を煩わせまして多少の質問をいたしました。再度繰り返しますけれども、この間十三兆の一部を使つて銀行のいわゆる自己資本の充実というのが行われましたけれども、この銀行の中で不良債権といふのは三行にすぎないんですか、これを公表したのは三行にすぎないんですか。三行は長銀と日債銀と中央信託。それで、長銀は一兆二百四十六億円が新しい基準だと一兆三千五百七十八億円、日債銀は一兆二千五百億円が新しい基準では一兆六千九百七十億円、中央信託は二千三百十億円が二千五百十六億円、いずれも問題債権が大幅に増加している。この原因は一体何であるか。

それから、特に長銀と日債銀については申請どおり認められなかったという事実がございます。私は、先ほど銀行局長に七人委員会の審議の模様、これを公表してもらいたいというお願いをしておきましたけれども、まず私の疑問に対してお答えをいただければ幸いです。

○政府委員(山口公生君) 七人委員会の審議の模様でございますが、私がお答えする立場にはございませんが、聞いていただければ幸いです。いすれは法律にも書いてございますが、いすれは議事録が公開になります。現在のところは概要という形で、だれがどう言つたという細かいことまでは公表されておきませんが、こういう議論があったということはもう公表されております。最終的には議事録という形で出ると。ただ、余り近い時点ではそれを出しますという信用問題にもはねますので、その点は配慮して公表されるとい

うふうに聞いておるわけでございます。それから、前の方で幾つか御指摘がございました。例えば、三行が新しい基準でトライアルを出してきたのでございますけれども、一つ考えられますのは、延滞債権が六カ月以上延滞という税務基準でやっておりまして、三カ月以上延滞というふうにしましたので、それでふえるという銀行もあります。それから、金利減免債権というジャンルでグループピングしておりますのは、約定改定時にそのときの公定歩合以下まで下げた、要するに調達コストを公定歩合と見たわけですね、だから調達コストを下回るといふ意味で公定歩合以下まで下げた債権について計上しないことになっております。したのを今度の新基準では少しも相手に有利になるように下げた場合は計上するといふふうになっていきます。そういう金利減免債権の概念の違いといふことでふえる、そういうものが主たる原因だろうなと思うわけでございます。

それで、確かに星野先生がおっしゃるように、今までの基準とがらつと変えるのではなくて、それに加えるわけでございます。SEC基準の一番厳しい基準と合わせて加えますので必ずそれはふえます。それがどれくらいふえるのか、ちよつとまだ予断を持って申し上げるわけにはいきません。したがって、先ほどちよつと申し上げましたけれども、不良債権と余り決めつけていただきますと、少し手をかせば立ち直る企業もありますのでこれからはリスク管理債権といふふうには呼ばせていただいて、その部分は公表をしないといふかというふうな、別にごまかすという意味で申し上げているわけじゃないかと思いますが、余り不良債権不良債権といふと、そういうものをみんな切り捨てるというふうになりますので、そういう配慮はしたいと思っております。

それから、長銀、日債銀が申請どおり認められなかったとおっしゃいましたけれども……○国務大臣(松永光吉君) これは、私も審査委員の一人でございますから、そのときの会議に参加

した者として記憶に基づいて申し上げますと、今回の資本注入、自己資本比率の上昇に貢献するということも注入を認める理由の一つになっておりました。

その銀行についてはティア2がティア1を超えておったんですね、劣後債がティア2だそうでございますから、したがって、その分は適当でないというわけで減額されたという記憶があります。あのときに優先株の申請もあったかと思いますが、それは全額認められたはずでございます。というの、あれはティア1の方になるんだそうでありますから、そういう自己資本比率向上の限度内で認めるのが適当ということであらう結論になったという私は記憶でございます。

○星野朋市君 これはずっと追いかけていきますけれども、時間ですから終わります。

○菅川健二君 先ほど来、今泉、星野委員からも御質問ございましたけれども、その後の経済状況を見ましても、企画庁の一致指数とか、あるいは二月の百貨店、スーパーの売上高とか、きょうの完全失業率とか、地価の下落動向、いずれの指標をとってもなお悪化の一途をたどっておるわけでございます。そういった中で、昨日自民党が総合経済対策を発表したわけでございますが、依然として財政法のおもしの中で非常にまだ模様の場当たり的な対策が目立つわけでございます。市場はきょうは若干敬意を表したけれども、きょうはまたもとに戻ったというような状況にもなっております。

ただ、いずれにいたしましても、その評価は別にいたしまして、私は気になりますのは、十六兆円にも及ぶ膨大な財政負担を伴い、また実質上それが財政法の空文化につながる重要な決定につきまして大蔵大臣並びに大蔵省当局が事前に何ら相談も協議もなかったということが大変不思議に思っております。

○国務大臣(松永光君) 御答弁申し上げますが、全体としては事前の相談は受けておりません。た

だ、部分的にはあったわけですが、全体としては事前の相談等はございません。それで、情報はいくつかのうちに承知いたしましたけれども、けさの経済関係閣僚会議の席で自民党の政調会長から三党協議でこれが決定したということで朗読がありました。

これはあくまでも与党の決定事項でありますから、それを受けとめて私どもはこれからいろいろ勉強していくということになったわけでございます。

○菅川健二君 与党と政府というのは一体でございます。従来、政策を実行する、あるいは立案する場合はお互い協議しながらやっておったというのが例ではないかと思うわけでございます。きょうの新聞報道にも大蔵省の幹部が「かつて、これほど相談を受けずに、政策立案が進むことはなかった」と述懐しておるという記事もあるわけでございます。

いずれにしても、与党の政策を聞いたのでこれから大蔵省として検討するんだということでございますが、それについては大蔵省としてフリーハンドに政策をつまみ食いしたり、その中でやらないうこととができるんですか。ほとんど事実上、与党の言っておることに従って大蔵省が後追いをしていくということになるんじゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(松永光君) 委員もお気づきだと思いますけれども、この決定は詳細な点までの決定じゃありません。(基本方針なんだ)と呼ぶ者あり。今お話がありましたようなことでございまして、これから勉強し、検討していくことでございまして、これからの検討、勉強の段階ではいろいろ大蔵省としても意見を言うという段階がそのうちあるものだ、こういうふうな思っております。

○菅川健二君 先ほど今泉委員からも御指摘がありましたように、これから大蔵省が検討するといような悠長なことでは今の大変な経済危機を乗り切ることはとてもできないと思うわけござい

ます。

きょうの新聞記事に大きく載っておりますが、「機能不全の大蔵省」と書いてあるわけですが、これはやはり経済、財政の執行者としての最高責任は大蔵大臣にあるわけございまして、こういう経済危機に向かつて大蔵大臣としてどうそれに乗きではないかという見識は当然あつてしかるべきではないかと思うわけでございますが、その声が一向に聞かれない。

むしろ、与党で決まったことについて大蔵省はそれを実行していくんだと、それならまるで自民党のエージェンシーになったのではないかと感じましたのでございまして、いかがでございますか。

○国務大臣(松永光君) これは大きな対策でございます。内閣を支えてくださっておる自民党でまず大蔵省の方針というものは決められるのだと、それが政治方針だということを受けて、そして役所の方では検討を加えて、そして具体的な施策に積み上げていくという手順だろうと思うのでございまして、先ほど申し上げたとおり、この与党の決定を重く受けとめて、そしてこれから検討していくということでございます。それがあつて意味では政治の姿勢ではなからうかというふうに私は思っております。

○菅川健二君 これは基本的に私とちよつと見解が異なるわけございまして、行政と政治というのは車の両輪でございまして、しかも行政のトップというのは政治がやりになっておるわけでございます。政治の場合は補佐する者というのが事実上ないわけでございますが、行政の場合は過去いろいろな政策をやったその政策の効果というのについて評価をして、その反省の上に立つて新たな政策を専門家として知恵を出していくという努力が要るのではないかと考えてござい

ますが、どうも専門家としての大蔵省の頭脳が不祥事のためにそちらにとられちゃって機能停止して、要するに頭脳が全然回っていないんじゃない

いんですか。その辺を私は非常に危惧いたしておるわけございまして、そういった面の大蔵省の危機を私は感じておるわけでございます。大蔵省、頑張れというふうには私は申し上げたいと思っております。

これからの中で、特に補正論議で問題になりますのは、いろいろ言われております減税がより効果があるのか、あるいは公共事業がより効果があるのかということについての選択の問題、あるいは両方のバランスの問題ということが重要ではないかと思うわけございまして、これもいずれも過去のいわゆる政策がいろいろ打たれてきたわけでございます。そういった面での過去の政策の評価をきちっとした上で、大蔵省としてはどう考えていくのかということをお断りしていただきたいと思っております。

現段階におきますそれらの見解についてございましてお教えいただきたいと思っております。

○国務大臣(松永光君) 減税を重視するか、それとも公共投資を重視するか、どちらが妥当かということについては、先般の予算委員会でも牛嶋先生から非常に高邁な議論の展開がございました。そういったことも恐らく出席をされておいた委員の先生方も、また大蔵省の役人の側も、御意見だと思いますが、ある意味では講義のような感じがいたしましたけれども、随分参考になったんじゃないかと思うかと、こう思います。

なお、税の関係では、与党の方針の決定は自民党税調で相当な議論がなされた上、実は決まることになっておりますので、まだ税調の議論が始まりましたということとは承知いたしております。まさにこれからの議論だろうというふうに思っています。

○菅川健二君 その点、厳しく過去の政策評価に基づいて、今後の効果的な対策をぜひ打ってもらいたいと思うわけでございます。

ほとんど時間がございませぬけれども、一言だけこの電子時代に備えましてお聞きしておきたいのは、納税者番号制度の導入につきまして、現在自治省の方で住民基本台帳のネットワーク化の法

案が出されておるわけでございます。これらの関係におきまして大蔵省としてどのようにお考えか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(尾原榮天君) これまで納税者番号制度はいろいろな観点から議論をしてきていますところでございます。この納税者番号制度を検討するに当たりましては、どのような番号制度がいいのかというのが一つの大きな焦点になってまいります。

従来、政府税制調査会におきましては、年金番号を利用するいわゆるアメリカ方式が一つ、それからもう一つは北欧方式でございますが、北欧でやっている住民基本台帳の番号を利用したらどうかと、この二つが有力であるというふうになされてまいりました。

ただ、どちらの番号が有力かということは、まだ税制調査会で検討を深められておりませんで、これからまさにこのそれぞれの番号の実施状況を見きわめながら、政府税制の場を含めて、それぞれの番号を利用する場合のメリット・デメリットについて検討がなされていくのではないかとこのように考えておるところでございます。

○菅川健二君 終わります。

○委員長(石川弘君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、関税定率法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

本法案は、ウイスキー等の蒸留酒の関税引き下げ、撤廃の前倒しを行い、厳しい状況にあるしょうちゅう乙類業者等を一層の苦境に追い込むものです。

また、石油関係の関税の還付制度は石油精製業、石油化学工業等の大企業を優遇するものであり、その延長は認められません。

さらに、タマネギ、蒔などの暫定税率の延長は安価な外国産の輸入増加のもとで重大な影響を受けている地域農業に追い打ちをかけ、金属製時計バンド等の関税撤廃は国内生産の海外移転を固定化する側面を持ちます。国内農業と下請け中小企業の保護育成にこそ政府は力を入れるべきです。中には基本的な養成できる沖縄振興のための制度創設や一部個別品目の関税引き下げなどやむを得ないものもありますが、さきに述べた理由から本法案に対して反対の態度をとるものであります。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。まず、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、久保君から発言を求められておりますので、これを許します。久保君。

○久保君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民友連、公明、社会民主党・護憲連合、自由党及び改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な観点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率性・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石川弘君) ただいま久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 全会一致と認めます。よって、久保君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松永大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。松永大蔵大臣。

○國務大臣(松永光君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(石川弘君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石川弘君) 次に、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案の趣旨説明は先ほど聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○河本英典君 自由民主党の河本でございます。それでは、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案についての質問をさせていただきます。

本日、参考人としておいでいただいております中坊社長が率いております株式会社住宅金融債権管理機構は、平成八年の六月十八日に成立いたしましたいわゆる住専法に基づきまして住専債権の回収を目的に七月二十六日に設立されたわけでございます。

住宅金融管理機構におかれましては、中坊社長の指揮のもとに強力に、積極的に債権回収をしていただき、また厳格な責任追及に取り組んでおられるわけでございます。その設立から昨年の十二月まで目標額を上回る七千七百十億円の債権を回収しておられるというふうに向っております。

当初は十五年間で債権の回収をということを考えておられたようでございますけれども、それを七、八年で回収してしまおうという社長の大変強い決意のもとに目標を上回るペースで回収が進んでいるということを聞いております。社長初め職員の方々の熱い、粘り強い回収活動に對しまして心から敬意を表したいと思う次第でございます。

さて、この法案は、このような住宅金融債権管理機構の債権回収をさらに促進するための方策と

して、回収益と第二次損失への補助金との相殺を
主な内容とする改正であるというふうな承知して
おりますが、まずこの法案を提案しておられます
大蔵省からその概要につきましてお聞きしたいと
思います。

○政府委員(山口公生君) 住専法の一部改正法案
をお願いしてございしますが、中身といたしまして
は、国庫納付または国庫補助の基準となる住管機
構による譲り受け債権等の回収などに伴う利益ま
たは損失について各事業年度ごとの回収益と二次
損失の二分の一相当額、これはすなわち国庫補助
可能額でございしますが、を相殺するというのが一
点でございします。

もう一つは、譲り受け債権等に係る預金保険機
構の財産調査権の対象に当該債権の担保として第
三者から提供を受けている不動産を追加するなど
の措置を講ずることによりまして住管機構による
譲り受け債権の処理のさらなる促進を図ろうとい
うものでございします。

○河本英典君 回収益と損失とを相殺することに
よって回収を促進するということなんですから、
も、なぜ促進されるというふうになるのか、
ちよつとお伺いしたいのであります。お願いいた
します。

○政府委員(山口公生君) 中坊社長からまたお話
があると存じますが、この相殺を認めることによ
りまして債権回収を一生懸命やっていたいた結
果出てきます回収益をもって他の債権回収により
生ずる損失の補てんを可能にする。そうします
と、職員は回収意欲を高めるわけでございします。
そうしますと、回収益の極大化を図れる、こうい
うことが趣旨でございします。

○河本英典君 きょうは、参考人として来ていた
だいております中坊社長、ありがとうございます。

同じことを聞いて申しわけないのでございします
けれども、今ちよつと銀行局長から伺いました、
なぜ回収を促進することができるかということ
でございしますけれども、実際これをしていただ

ら、こういうことに変えますと回収益というのは
ふえるでしょうか、ちよつとお伺いしたいと思
います。

○参考人(中坊公平君) お答えさせていただきます
と思います。

回収益というのは間違ひなくふえるのではない
か、このように考えております。

回収益と申しますのは、実質的にはいわゆる分
類をされましたときにIV分類として損失処理され
ておるものなのであります。その中から回収益を
探してくるということになるのではないかと、そのよう
な金を見出すということになるのは、通常ではなかな
かだれもそこまではやらないと思うんです。しかし、
我々としては、国民にこれ以上二次負担をかけな
いためには二次ロスが発生しても国民に迷惑をか
けないようにしよう、そのためには回収益を図る
ことが唯一の道だ、このように職員一同が考える
ことによりまして結果的には回収益もさらに増加
するものと考えておるわけであります。

○河本英典君 中坊社長が実際現場でやっていた
だいて出てきた一つの要望でありますけれども、
私は一つだけ疑問に思いますのは、これは最初に
つくるときからその話はなかったかというの
が実は疑問でありまして、その辺はいかがなん
でしょうか。

○政府委員(山口公生君) 確かに住専法をお願い
したときには違つた形になりました、両建てとい
いましょうか、両方相殺しないという形になつて
おりますけれども、今、中坊社長からお話しいた
だきましたように、回収ができた場合には六千八
百億という国民の負担を幾らかでも減らすとい
うことを目に見えた形でお示しできるのではない
かというような要素もございましてそういう形をと
らさせていただきますけれども、よくよく考え
てみますと、中坊社長がおっしゃいましたよう
に、結局はいかにたくさん回収をしていたか
という方がより大事でございしますので、そ
ういっ

た目に見える形も大切ではございしますが、それは

別途明らかにすることと前提に回収益の最
大化を図るということ優先させていたきたい
と、こういうことでございします。

○河本英典君 何で前にしなかったという
別に追及しているわけじゃないんです。やつぱり
今いろんな問題、こうした現場から出てくる問題
と、それから悪く言えばお役所が机上でつくられ
た案、この誤差が出てくるんじゃないかなという
ことで、非常に大事なポイントだということ
考えましたので、それに最初からしておけばよ
かつたんじゃないかという話も、それは結果論で
ありますけれども、しかし大いにそういうことは
予測をこれからしていかなければならぬという
こと、これは早く成立してやっていたきたいな
というふうな期待するものでございします。

そこで、住宅金融管理機構は一体どのくらいの
担保不動産を保有しておられるのかということ
をお聞きしたいんですが、数字でお願いいたしま
す。

○参考人(中坊公平君) 現在保有しております担
保物件は約十六万件ぐらゐに及ぶのではなから
うか、このように考えております。

○河本英典君 金額でどのぐらゐのものでし
ょうか。

○参考人(中坊公平君) 約三兆円余りではない
かと思っております。

○河本英典君 多額の不動産を有効利用する
という観点からも今大変話題になっております担
保物件の証券化、流動化ということが必要と思
われるわけでございしますけれども、この証券化
等はお聞きされるでしょうか、お伺いしたい
と思ひます。

○参考人(中坊公平君) 当社といたしましては、
きょう現在は具体的に考えておりませんが、
そのように証券化されるということは当社にと
つても今後の担保物件の処分ということからい
ますと極めて意味が多い、このように考えて
おりますので、そのような方向は我々の将来の選
択肢の中

の一つとして考えていきたい、このように考
へております。

○河本英典君 これは中坊社長の会社だけの
ものではなしに、不動産の流動化という意味で
証券化が言われておるわけでございします
けれども、不動産が動いてもいいというの
は景気の活性化には一番よからうというふう
に思っております。

ところで、今国会では金融システム不安の解
消ということで総額三十兆円の公的資金の投入が
決定されたわけでございしますけれども、当時、
住専処理ということで六千八百億円がかなり議
論されたわけでございします。六千八百億
円と、兆に直しますと〇・六八兆円とござい
まして、あのときわあ言うておつた割に、こ
こへ来まして三十兆というのはいくら大盤振舞
いになっておるわけでございしますけれども、
公的資金といいますが、お金の入れ方も悪い
議論はありますけれども、いつ入れるかとい
うことが、タイミングというのが非常に大事
であることの証明ではなからうかというふう
に思うわけでございします。

しかし、中坊社長は、この公的資金投入の不
始末を招いた母体行や旧住専経営者などの関
与者に責任を持ってもらふのが筋ということで、
昨年五月以来、責任を追及する準備を進め
られていて、このように聞いておりますが、
これまでの取り組み状況や今後の予定等をお
聞かせいただければと思ひます。

○参考人(中坊公平君) 今、先生のお尋ね
のことに関しましては、我々内部では関与者
責任追及、こういう言葉で呼んでおるわけ
でありますけれども、当社といたしまして
関与した銀行あるいは経営者の責任とい
うものはどういふものだろうかと思
ひます。私企業である七つの住専会社
がつぶれて、その不始末の後始末を何
らそのことに、これは基本的には罪な
くして人を罰したことになる、この
ように考えました。そういうことに、その国民の税

負担まで負ったということになりますれば、その前にこの倒産に関与した者の中で責任があるので、はなかるうかと考えたわけであります。

そして、具体的には、その関与の責任を負っていたかどうかといけなかったのは、おおむね三つの類型に分かれます。

その一つは、いわゆる紹介責任というもののご
ざいまして、表現はいささか問題かもしれませんが、よく世の中ではば抜きと言われている、劣輩な借り主を住専七社のどれかに紹介した、そして自分のところが難を免れた。二つ目には、我々としては甘い経営と言っているんですけれども、本来的には甘い経営と云うでない、貸せば必ず損失が発生すると来貸すべきでない、貸せば必ず損失が発生すると

いうことがわかっていながら貸した会社の経営者。そして三つ目には、これは我々が債権回収の途中でぶち当たることでございますけれども、債務者が財産を隠そうとしているわけでありますけれども、隠すときにまた援助した隠匿の責任、こういったようなものにつきましたは我々として関与者責任として追及していく必要があるかと、このように考えております。

そして、そのような責任を負っていただく方をどのようにして選んでいくかというのが問題でありまして、我々としては昨年の五月にそのためだけの弁護士団体制を東京、大阪でそれぞれ十名の弁護士をもって充てたわけであります。

そして、私自身といたしましては、世の中によく一罰百戒という言葉がありますが、このような責任を負ってもらうためにはやはり百罰百戒であるべきではないか、このように考えたわけであります。そのために、一応住宅ローンを除きまして事業者ローンの全権にわたりまして、その不良債権の中でも特に劣悪債権、すなわち貸付債権の二割も譲り受け価格をもつてしても回収できないような劣悪債権、それを数値基準の根底に一応置きまして、そのようなものを紹介したりあるいはそのような結果を発生させた経営者の責任が問われるべきものではなからうかと考えたわけであります。

さて、そのようにして選出されてきましたのが約五千二百件ございました。しかしながら、その五千二百件が全部それじゃ責任が追及できるのかという問題。本件はもしその相手の方が応じられないときには裁判を提起して決めざるを得ないということになってまいります。法的責任を負うてもらうべきということから考えますと、さらにその中から絞っていく必要がある。すなわち、紹介の仕方が極めて不公正なもの、あるいは、先ほと言った甘い経営というだけではなしに、その経営者の行為の中にいわゆる会社に対する背任的な要素があるもの、これをその中から選出してきたわけであります。

そして、先ほど申し上げました五千二百件の中から現在選び出しましたのが二百八十七件でございます。そのうち既にこの二月に二つの銀行に對しまして紹介責任といたしまして約七十六件について、そしてまた経営者責任について六件のものについてそれぞれ経営者の方々に責任を一応我が方としては通知いたしました。そして、相手方にもその言ひ分を聞く、このようなことにいたしてお

るわけであります。そして、この三月中にはさらに約八十件について我々としては先ほど言つた紹介責任を追及するための文書、すなわち同時に相手方の言い分を聞くための機会を与えるという行為に移っていきたい、このように考えておるところであります。

○河本英典君 責任というのは、今、中坊参考人がおっしゃいましたように、いろいろあるわけでございますけれども、法的な対応ということで特に法的な責任ということが言われておるわけでございますけれども、道義的責任であるとか経営者としての常識の範囲を超えるという経営者としての責任とかいろいろあるわけでございますけれども、いろんな形でこういったことに当たっておられる中坊社長にちよつとこの際お伺いしたいんです。

含めたすべての問題でございますけれども、責任という考え方がどうもみんな、変な言い方をしますと、語弊があつたらいいかもしれませんけれども、サラリーマン化といいますが、みんな何か責任最小主義的な世の中の風潮になつておりまして、自分のある範囲内で言いわけができればそれはもう私の責任じゃないというような考え方が実は基本にあるんじゃないかなと。経営者としての責任、格好よく言えば簡単に辞めたらいいじゃないかと。中小企業であれば、これは自分の家、財産を判こつてて下手したら取られるわけですけれども、大きな組織の経営者は何か社会的制裁といいますが社会的責任をとらなければいけませんけれども、本来の意味の経済的な、法律的な責任は、よほど悪質なものは、明確に立件できるのは今お話があつたとおりやっていたのでありますけれども、その辺が根底にあるんじゃないかと。

だから、これは私は単なる住専の問題じゃないに、責任の問題ということをもう少しみんながこの際考えにやいかぬというふうな気がしておりますのであえて中坊社長に、実際現場に当たられて、責任責任と皆さんおっしゃっているけれども、一体どの程度の責任感、実際に持たされている責任より感じている責任がかなり希薄じゃない

かなというふうな気がいたしますので、この辺をちよつとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○参考人(中坊公平君) ただいまおつしやられたとおりに私も思っております。現場でいろいろ関係者の方々にお話を承る中において、その意味において責任を深く考えられている方が正直言つて数少ないのではなからうかと、大変遺憾なことだと思つております。

私自身といたしましては、やはり今度の関与者と責任を追及する最大の目的は、今までは責任があるあると言われていても結局責任をとらぬうちに忘れて、なくなりはいないけれども、そういう形になって消えていくということが多いので、今回の場合は私としては回収金額そのものよりもこの

問題にけじめをつける。そしてけじめをつけた結果を公表する。このことが最小限必要ではなからうかと考えておりまして、そのような方法で今後責任追及ということを考えていきたい、このように考えております。

○河本英典君　ぜひそのように、公的資金を導入した原因をつくったということでありますから、責任の所在の立証といえますが、困難でありましても追及していただきたいということをお願いするわけでございます。社長の熱意に對しまして心から敬意を表したいと思いますし、ぜひとも強くお願いするものでございます。

それから、これは一部であろうかと思うのですが、住宅金融債権管理機構の回収担当職員の正義感、熱心の余り取り立てがほかの金融機関に比べて強引だと言われているというふうなこともあるようでありますけれども、経済弱者といえますか、そういった方に柔軟な対応をすべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。そのところの考え方をお聞きしたいと思います。

○参考人(中坊公平君) ただいま河本先生がおっしゃったように、やはり社会的なあるいは経済的な弱者に対しては柔軟な対応が必要であらうかと考えております。

そこで、当社といたしましては、まず基本的に住宅ローンと事業者ローンの二つに分けて物を考えることにいたしております。住宅ローンの債務者、これが大体全体の八割以上でございますけれども、その方々はある意味においてパブルの被害

者であつたわけであります。そのような方に対する債権回収の行使というものとお金もうけのためによつた事業者ローンとは基本的に対応が違ふのではないか、このように考えております。そのようなことから、全体として当社は血も涙もない回収はしないということを目標として職員一同に私は言つておるところであります。

例えば阪神大震災に遭われた被災者、このよう
な方々に対しては当社としてはそもそも頭から催
告状自体を出しておりません。そしてまた、その

そして、さらに今度は事業者ローンであろうが住宅ローンであろうが、私は任意交渉、任意返済が根本原則である、このように言ひまして、正直言つて、裁判の提起あるいは競売の申し立てというのも予想されておったよりはるかに少ない件数で終えておるところであります。

さらに、当社におきましてはこのようないろんな意味の苦情というものがあつたときにその苦情をどうして我が社が受けとめるかということが大切だと考えまして、私が社長に就任いたしました直ちにこの会社には相談室というのを設けました。そして、その担当の職員を配置し、同時に事件は私が全部直轄で見るということにいたしました。正直言つて、多いときには二十件を超した日もありました。しかしながら、おかげさまでだんだんそれが減つてまいつてはおりますけれども、このような対応の中で今おっしゃいました社会的なあるいは経済的な弱者に対しては柔軟な姿勢で臨んでいきたい、このように考えて実行をしておるところであります。

○河本英典君 それを聞かせていただいて安心してわけてございます。経済的、法律的に厳しくやっていただいておりますけれども、政治的にも十分な配慮をしていただいております。ということを具体的に聞かせていただきまして、本当にありがたいなというふうに思うわけでございます。ぜひともよろしく、応援させていただきます。

それでは、先ほど大蔵省の説明にもありました
が、今回の住専法改正に罰則つき財産調査権の対
象範囲の拡大がありますが、拡大された場合の効
果につきまして住管機構にお尋ねしたいと思います

御承知のように、人的な保証にとどまらず物件だけで保証した方にも実は財産隠匿その他のいろいろなことがあり得るわけでありまして、その意味におきまして範囲が人的保証のみならずいわゆる物的保証の場合にまで及ぶということは、その担保物件に関するいろいろなことが調査の対象に入つてまいります。どの人に貸してどうだとかということがすべて今度は特別調査の対象になるわけでありまして、そういう意味ではいわゆる隠し資産

等を発見する、あるいはそういってできた賃料価格を我々が物上代位で押さえたりする、こういう場合には今回の改正によりまして多大の効果があるのではなからうか、このように考えております。

○河本英典君　時間も余りありませんけれども最後に中坊社長にお聞きいたしますが、いわゆるⅣ分類債権からの回収実績を上げるためにどのような努力といたしますか工夫というものが必要なのかわか。特に、現場の状況、御苦労があるわけでございますけれども、我々にも先ほどからも聞かせていただいておりますわけでございますけれども、最後に披露していただければ非常にありがたいなと思いますので、よろしく願ひいたします。

○参考人(中坊公平君)　今おっしゃっていただき

ましたことについてはいろいろそれなりに工夫をしておるわけでありますけれども、やはり一番大きいのは一体何であつたのだろうかと考えますと、これはやはりこの国会において与えていただきました預金保険機構の特別調査権、これが当社の債権回収に大変な威力を発揮いたしております。

通常の場合ですと、相手方がないと言ったらそれ以上踏み込めなかった。ところが、預金保険機構のお力によりましてそういう者に対していわゆる隠し資産といったようなものを発見できる、あるいは、それを現実にはやらなくても、そういうものがあるんだということがどれほどか回収自体に

それから、当社の方といたしましては、このような担保物件にはそもそもいろいろな虫食いその他の傷がある上に、いわゆるやみの勢力、暴力団がいろいろな傷をわざわざつけて、そして我々にとののためのいわゆる解決金を要求するということが、暴力団のそのような役割をする人を損切り屋と言っておりますけれども、その登場があるわけでありまして。その損切り屋というものを許すということは、仮に金融機関の不良債権が七十六兆六千円としてその一割が流れたとしても実に七兆六千億という巨大な金やみの世界の中に流れ込んでいくわけでありまして、そのようなものを排除しなければならぬ、このように考えてやっておるわけでありまして。その点については警察の大変な協力をお願いいたしております、既に民事や刑事事件で告発いたしました事件だけで三十九件、そしてまた暴力団を現実に出す仮処分執行が二十一件、多くの件数に上っております。

そのようなことが相まちまして、おかげさまでもう余りそういうことを、これは表現はよくないと思うんですけども、暴力団の中では住専銘柄には手を触れるな、こういうことになってきているのだそうでありまして、そういう意味ではそういうものを一つ一つ積み重ねておることが回収を進めることには役立っているのではなからうか、このように考えております。

○河本英典君　　ありがとうございました。

○今泉昭君　まず最初に大蔵大臣にお伺いをしたいと思います。

この住専処理法が施行されてから、間もなくもう二年を迎えようとしているわけであります。当初、六千八百五十億の公的資金の投入に對しまして国民的な大反対が起こったわけでございまして、このことを振り返ってみますと、今、中坊社長の説明の中にも見られていますように、何の罪も犯していない国民が汗水流して納めた税金がこういう不祥事を起こした銀行や金融機関の定

先ほど河本議員の方から、あの当時は六千八百五十億という金額が大変問題になったけれども、今回の三十兆の公的資金の投入については問題なかったじゃないかというようなお話がございましたが、私は基本的に小さなお金ではあつたけれどもこの六千八百五十億の使い方と今回の特に預金者保護を中心として投入された三十兆円の使い道というのは区別されて考えなきゃならないもの、金額の大小の関係ではないと思つてゐるわけであります。

そういう意味で、大蔵大臣といたしまして、この問題がそういう形で使われたということを振り返つて考えていただきます、どのように今お考えでございますか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思います。

○国務大臣 松永光君　今、先生もおっしゃいましたように、住専の場合の六千八百五十億と先般法律を審議して通していただいて実行に移した今回の金融システムを安定させるための三十兆、これは性質が違ふものだというふうに私は思っております。

今回の場合は、去年の十一月以降、金融機関が幾つも破綻をした、そのことから金融不安が起こり、日本の金融システムそのものについての内外の信認が著しく低下してきておった、そのことが日本の経済に非常に悪い影響を及ぼし、あるいはまた雇用不安まで起こつて、それが消費マインドを冷やしてしまい、あるいはまた企業家のマインドも冷やしてしまつた、これでは日本の経済がまうまいことになるといふわけで、まず金融システムを安定させよう、そういうことから今回の三十

兆の措置はなされたんだと、こういうふうにいると思います。

特に、預金者の不安感をまず一掃しなきゃなりません。預金者に不安感があれば銀行にお金を下げに行く、それがうわさとなつて次から次に預金者がお金を下げに行けば、それがすなわち取りつけ騒ぎになる、こういったことでは日本の金融システムは破壊されてしまう、そういうことを防止するために国が断固たる決意を持って預金者の預金は絶対守るということで七兆円の国債を交付し、かつ十兆円の預金保険機構の他からの借り受けについて政府が保証する、こういったことで預金者の不安を一掃するということが一つの仕組みだと思います。

もう一つは、金融システム安定のためには、やはり日本の健全な金融機関というものの力をつけていくことが金融システムの安定化につながる、同時にまたそれによっていわゆる貸し流りの解消にも資するであろうということで三兆円の国債の交付、そして預金保険機構の資金繰りのための政府保証、これが十兆円用意されたということでございます。

この間、それによって金融危機管理審査委員会の審査を経て二十一行の銀行に資本注入がなされたということでありまして、このことをしたことによって我が国の金融システムについての内外の信頼は相当程度落ちついてきた、高まりつつあるというふうにいるのでありまして、これは日本経済のために相当貢献するようになったと、こういうふうには私は思っております。

一昨年でございましたが、この住専問題のときは、今、先生は法的処理という話がございましたが、私は考えますのに、法的処理といえは破産手続でやれ、ないしは会社更生手続でやれということであったかもしれませんが、しかしそれと違った場合には相当期間がかかるんじゃないかなど、結果においては、住専の処理機構というものができて、そして中坊先生というすばらしい方を社長に迎えることができたので大いに不良

債権の回収が進んでおる、これで住専というある意味では間違つた経営をしたことによる問題の解決、処理が徐々に進みつつあると、こういうふうには私は見ておるわけでございます。

○今泉昭君 銀行局長にお伺いしたいんですが、当時、国会の論議の中で常大蔵省が言ってきたことは、とにかく国際的な日本の金融に対する不信、不安というものを除くために、あるいは今後大変危険視されている金融不安を防ぐために、まずこの住専の不良債権を何とか処置しなきゃならぬ、そのために必要な公的資金の投入である、これをやればもう我が国の金融は安心だと、こういうことを再三言つてこられたわけであります。ところが、一年後にはどうですか、我が国は逆に大金融不安が起つたわけであります、何か大蔵省のそういう説明に対して国民が信用していないわけですよ。

今回のこの三十兆円の資金投入にいたしまして、いろいろなデータが発表されるたびに数字が変わつてくる。もつとあるんじゃないだろうか、ただ単に一般銀行だけじゃなくて、信用組合にしろいろんな金融機関にしろまだたくさんあるわけでございまして、そういうところからも同じような逆にまた金融不安が出てくるんじゃないかと、こういう不安を実は一面で持っているわけでございまして、そういう意味で、前任の銀行局長の時代でありましたけれども、どうですか、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(山口公生君) この住専処理の問題、あるいは今回の公的資金の投入問題も、ややパブル経済の処理の大きな時間的な流れで物を見ていただく方がよろしいんじゃないかと思ふんです。それは、パブルが崩壊して十年まではたてませんが相当期間たつておりますが、パブルが崩壊して直ちに不良債権問題というのが生じたわけではないわけですよ。仮に土地が下がり、あるいは担保価値が下がりが悪くなつてもすぐさまではないんです。それは借りている企業もかなりまだ余力があるわけですよ、蓄積もあるわけですよ。まだ

熱でいうとかなり余熱が大分ある時期、それが時間がたつてきますとだんだん優良企業がよくなり企業になり、返せるはずのもののもとなつていく担保が下がってくる。そうすると、次第次第にそれは金融機関の不良債権という形で、あるいはゼネコンの問題もあるかもしれないんですが、そういう形でだんだん集約されていっている。だから、時間がたつにつれてそういう問題が出てきていたと思ふんです。

そのとき非常に大きなネックになつておつたのが住専だと思ふんです。住専で三・五兆円の放棄と一・七兆円の放棄、合計五兆円以上の債権放棄ができたんですけれども、それは住専という問題、非常に不幸なことになつた皆さんの母体行があつたそれが一体責任を持っていたのかというところにはつきりしない、非常にほぐれにくい形の難問題になつたわけでございます。それをこういう形で処理していただいたということで、不良債権の道筋の中で一つありました大きな山、大石があつた、それをちよつと除くことはできたんだと思ふのでございまして。

しかし、その後もそうした処置をやるということとは、銀行にとつてみますと体力を減らすことで、利益を使うことです。したがって、だんだん体力が、償却財源がなくなってくる。そうしますと、まず体力の弱いところから問題が生じる。それが信組の問題だつたと思ふんです。だから、あの後、信組の問題はかなり深刻になりました。それで金融三法をお認めいただきました。

ところが、じゃ信組だけで物事が終わるかというところ、それ以降もパブルの影響はずっと続いたわけでございまして。続けば続けば借手の企業も疲弊します。本当は優良債権だつたのが不幸にして不良債権になつたものもたくさんあると思ふんです。そうしたものを最終的に銀行という名前どころか抱え切れないところが出てきた、それで大型の破綻が証券会社にも生じた。そうすると、この間も何度も御説明しましたように、マーケット自体が非常に今度は萎縮したと

いう現象を生じたわけですよ。それで今回の金融安定二法という形にさせていただいたんですが、そういう形で見ますと、この住専の処理が、いろいろ御議論ありましたけれども、この五・数兆円の処理がもし今でもまだ解決していなかった場合は一体どういふふうになつていったらうかという感じは持つわけでございまして。

いろんな御批判はもちろんですけれども、ただ我が国がこの大きなパブルを崩壊させた、それをだんだん解消しなきゃいけない、それを解決しなきゃいけないときにたどるプロセスのときの大きなネックになつていたものがこれ一つは解決をした。しかし、解決したからといって健康体にすぐなれたわけじゃありません。問題点だけをちよつと片づけただけだつたということだったのかもしれない。

したがって、今でもその問題がまだ続いているということですが、今、今回の措置でそろそろ先に進める銀行と、まだまだリストラして不良債権問題に取り組み銀行と両方あると思ふんです。しかし、みんながみんなもう不良債権にすべてのしかかられてあええあええやる時代はだんだん脱することができるとは思ふんです。そういうふうに見ております。若干楽観的かもしれませんが、そういうふうに見ております。

○今泉昭君 政治は批評家じゃないと思ふんです。後から振り返つてこうだと言ふのではありません、行政は常にやっぱり先見性を持つてその問題点を先取りしながら解決していくということが一番重要なわけであります、今のお聞きして見ますと、結局振り返つてみたならばそうだったということにすぎないというふうな印象しか我々としては受けないわけですよ。そういう意味で、行政並びに政治のやるべき仕事というのは、前もつてそういう問題点をつかみ取り、それを解決していくというのが一番必要なわけであります、そういう点がなかったということに大きな大蔵の責任があると私は思ふんですよ。

時間がなくなりましてからほかに移りますけれども、もう一点だけ政府にお聞きしておきたいと思ひます。

今盛んに銀行の貸し流し問題が言われているわけでありまして。この貸し流し問題というのが今盛んに御苦勞なさっている中坊社長の住管機構の債権回収の実にネックになったり足を引っ張っているような状態が私はあると思つてゐるわけですが、せつかく債権が売れるかもしれない、契約が調うかもしれないというところに来ているにもかかわらず、優良債権であつても銀行が金を貸さないからその債権が売れなかつたり、そういうような問題でこれからますます銀行の貸し流しが広がつていけば大変苦しい立場に住管機構は立たされると思ふんですが、そういうものに対して政府の方としては何かお考えになつてゐますか。

○政府委員(山口公生君) 今泉先生の御指摘の御趣旨はよくわかりますが、問題は貸し流し現象が住管機構のみならず一般経済の潤滑な流れをためてゐるのではないかと、ことだらうかと思ひます。

したがひまして、この貸し流し問題というのは私も真剣に取り組んでいくべき課題でございます。まして、中小企業向けの政府融資である十二月にやりました貸し流し対策、今回の金融安定二法での措置といふいろいろできるだけのことは手を打つておりますし、銀行のビヘービアについても私どもとしてはこれから十分に注視していく所存でございます。そういうことを積み重ねることによりまして、結果として中坊社長が御努力いただいてゐる住管機構についていい結果が出てくることを期待してゐるということでございます。

○今泉昭君 今度は中坊社長にお伺ひしたいと思ひます。

マスコミでもいろいろ活躍を目にしてゐるわけでございますが、大変御苦勞なことだといふふうに敬意を表したいと思います。

先ほど中坊社長の方から住専の不良債権の関与した者に対する責任の問題を触れられました。一

つは、ばばをつかませた責任、もう一つは要するに放漫経営でもって盛んにそれを膨らませたという責任、もう一つは資産隠しを助けたグループに対する責任と三つ申されました。

私は、きょうは隣に大蔵省の方がいらつしやるから遠慮していらつしやるんじゃないかと思ふんだけれども、いろいろとマスコミで社長が言われているものの中にも一つあつたような気がするわけですね。要するに、我が国の金融行政というものを陰に陽に指導してきた、また関与してきた行政責任があるんじゃないかと。大蔵省の責任というところで、これに対して社長の立場でどういふふうにお考えですか。

○参考人(中坊公平君) 私は、今回この旧住専の問題が発生し、その処理につきましては、やはり全体の業界を指導されてこられた大蔵省にも責任があるものと思つております。

しかし、私自身がこれは個人として考えてゐることでありまして、それじゃその責任を損害賠償として問うといふことになつてくると、結局これは国民が払わなければならない、こういうことになるわけでありまして、私としては、少しでも国民にこれ以上負担をかけないためには例へばきょうこうして御審議いただいているような法律そのものを直してあげる、そのことによつて早く回収を促進させる、こういうようなことが大蔵省としての一つの物の考え方ではないでしょうかということば申し上げてまいりました。

そしてまた、大蔵省の方におかれましては、私たちの意図を酌んでいただきまして、これを内閣提出の法案といふふうにしていただいて現在まで進めていただいておりますので、そういう意味では今回のこのような法改正も一つの責任のとり方ではなからうかと、このように考えております。

○今泉昭君 大変温情あふれる解釈の仕方をきょうはどうも遠慮しながらされているような気がしてならない。もっと舌鋒鋭く正直に言つていただきたかつたと思ふんです。

最近の地価の値下がりといふのはまだ依然とし

て続いているような状態でございまして、こういう地価の値下がりといふものは、これは不良債権を抱えているあるいはいふんな債権を抱えている住管機構として、第二次ロスといふんでしょ、か、これの危険性は大変含んでゐるのではないかと思ふんです。そういう意味で、今、土地の流動性が全くないような状態でございましてから地価の下落といふのはまだまだ続く可能性があるんですが、この第二次ロスといふものの今後の見通しといふものは、社長はもう絶対第二次ロスがないように頑張るんだといふふうに常日ごろ言われてゐるのはよくわかるんですが、いかがなものでしょうか。

○参考人(中坊公平君) ただいまお話しいただきましたように、地価の下落を初めといたしまして経済不況、その他の原因によりまして第二次ロスが発生する危険性は極めて大であらうと、このように認識をいたしております。

特に、地価だけといふんです、平成七年一月一日付の路線価で決めた金額が当社が譲り受け担保物件の価格になつております。そのようにしてこの価格が算定されておるものですから、路線価がずつと下落を続けておるものと、大小いろいろありまして下落を続けておるものと、小さいものもありまして下落を続けておるものと、大きいものもありまして下落を続けておるものと、当然にそこには第二次ロスといふものが出てくることは必至の状態ではなからうかと考えております。

問題は、例へば今回このように法律改正をしていただくように、二次ロスは出て、しかし先ほど言つたいわゆるIV分類損失処理されたところから回収してきたものと相殺をいたしますと結果的には二次負担が新しく出てこないわけでありまして、このような方法によつて、やはり時価は時価ですから時価で売却し、二次ロスは出て国民には二次負担をかけないで済む、このような今回御審議いただいているような法改正も必要でござい

ましよう。

あるいは、当社といたしましては、できる限り

この担保物件といふものの、正直言つていろんな傷があるわけですね。先ほどはやみの勢力がつけておる損切り屋の話をいたしました。それ以外にもこの担保物件の中にはいふゆる地上げ途中でへたばつたといふことからも例へば虫食ひ状態、あるいはウナギの寝床みたいな土地といふものも多々ありましてありますが、それは我々の職員の中の銀行から来られた方が近所の人と話をして、時には少々のお金を出したこともありまして、そのようにして、何とかして価格が下落しておる担保不動産のグレードアップを考える、そういう中においていふゆる実需といふものに結びつけていくと、このような作業をいたしております、それはそれなりに効果を上げておると、このように考えており、今後もそのような努力、さらにはいふゆる預金保険機構の調査権によつて今度は全然担保にもなかつた隠し資産を発見して、そこから回収することによつて結果的には国民に二次負担をかけるので済ませたい、このように考えてやつておるところであります。

○今泉昭君 大変な御苦勞をなさつてゐることに敬意を表する次第でございます。

先ほどのお話によりまして、当初、住専各社の資産を六兆一千億で買収されてゐると思つたわけでございますが、これまで二年近くの間に回収をされたものと、先ほど大体今のくらしい持つてゐるかといふことのお答えの中で三兆円ほどの不良資産を抱えていらつしやると思つたところから見まして、実態はその数字だけで見た限りにおいては第二次ロスのものが生じてゐるなという気が持たないわけでもないわけでございますが、第一年目の回収は大変いい御成績を上げられた、二年目の回収も当初目標に近いような、今月いっぱい終わるんですけれども、御成績を上げられてゐるというふう聞いております。最初に回収できるのは比較的條件のいいところが多いわけでしょうし、これから大変難しい不良資産を回収しなかならないといふことで大変な御苦勞があるのではないかと、このように思つてゐるところでござ

ざいますが、ぜひひとつ頑張っていたきたいというふうな激励を申し上げまして質問を終わります。

○益田洋介君 中坊社長、毎日御苦労さまでございます。きょうはお忙しい中、お運びいただきまして、ありがとうございます。

中坊社長にお伺いする前に、一点だけ大蔵大臣に伺っておきたい点がございします。

今回の一連の大蔵不祥事で六人の逮捕者を出して、残念なことには自殺者も三人出たという大変な事態になったわけですが、これで打ち止めではないのではないかと。巷間伝え聞くとところによりまして、ある銀行局担当の審議官の接待疑惑が浮上してきています。この方は大変なエリートでございまして、昭和二十二年に三重県でお生まれになって、四十一年に愛知県の時習館高校を卒業して、東大法学部を卒業して四十四年入省。自來、主計局課長補佐、銀行局企画官、主計局企画官、大官房秘書課長、平成七年には主計局の次長、八年に大官房審議官、こういうふうなエリートコースを歩んでこられた。しかし、この審議官の疑惑というのは今二つございします。

一つは、平成四年から七年まで大官房秘書課長を務めていたときに、この秘書課長という立場は金融機関の叙職の候補者を総理府に推薦できる立場であるというふうな何ってありますが、この問題で相当の接待を受けて、その結果として三和銀行の川勝堅二及び日興証券の梅村正司両元会長への叙職の働きかけを行って、いずれも叙職一等を強引に総理府から引き出した、こういうことが言われているわけでございます。

二つ目は、たまたまきょう中坊社長に來ていただいていますが、住専の第一次損失処理問題で、当初は個別の母体行がすべてそれぞれの住専の面倒を見るんだという案が浮かんできたわけですが、結局それは日本興業銀行にとつては、日本ハウジングローンという大変な厄介物を抱えていたわけですが、興銀にとつてはこの系列の住専の処理で大変な負担を背負うところであ

あったのが、結果的に住専七社の横並びの処理策の制定を推進して、この審議官が推進派だった。そして、結果的に自分のところの債権を放棄するだけではないんだと、系列の住専の面倒を母体行が全部見ることはないんだ、そういうふうな金融安定化基金の設立案、二次損失処理に備えてこういうものを発案した。これは銀行が基金へ融資をしてその運用益で損失を補てんするんだ、補うんだと、これは融資であつて資金を捨てるわけでもない、こういした興銀にとつては大変助かる話、これを推進してきたものこの審議官であつた。そして、その見返りに興銀からかなりの接待を受けていた。

こういうことが言われておりますが、大臣、どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(松永光君) 捜査当局による大蔵省の職員等に対する刑事捜査というものが今後どういふふうになるんだろかということは私の方では全くわかりません。それは捜査当局の方で法と証拠に基づいて厳正になされるものだ、こういうふうな理解をいたしております。

それからもう一つ、叙職云々の話がございした。これは委員よく御承知のとおり、叙職というのは賞勲局において厳正な審査がなされるわけでありまして、大蔵省の秘書課長が何かするといふ余地は少なくとも賞勲局の審査の關係では何ら關係はないものだ、あくまでも当局で厳正な審査がなされた上での決定だと思ふのであります。いづれにせよ、この人も内部調査の対象に当然なつておるわけでありまして、内部調査は腐々と実は進められているところでございます。

○益田洋介君 大臣がおっしゃるとおり捜査当局にゆだねておればいいという問題ではもうなくなつていふんです、大蔵省の問題は。だから、きちつとした形で、今おっしゃったように迅速に内部調査を進めていただきたい、そのことをお願いしておきます。

中坊社長、先ほど来話題になつておりますが、損害賠償責任の追及、事によつては訴訟まで起こ

すんだと。これは、伝え聞くところによると、とりあえず都銀二行、信託銀行、第二地銀各一行、それから住専の経営者二名を対象にして、今、東京と大阪に十名ずつの独立した弁護士をつくつて、それで話し合いをしようという状況であるといふふうな理解をしております。

私は驚いたんですが、先ほどおっしゃっていた紹介融資という言葉は私も生まれて初めて聞いた言葉なんです、目を覆うばかりなのは住友銀行。社長が先ほどおっしゃったように、回収困難な融資案件だけを住専に押しつけてきた。件数として住友銀行は六十件、関西銀行は十四件ですけれども、数から金額の面からも圧倒的に突出している。住友銀行の場合は六十件で融資額が約四百億円、こういう理解をしておるわけでございます。

住友銀行に關しては、宮川宏一容疑者、それから榊原隆容疑者、宮野敏男容疑者、これはいずれも住友銀行が絡んでいふ。

これからどういふ御予定で社長としてはこれらの方々の責任を追及されていかれるのか、それをちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(中坊公平君) ただいま特定の銀行の名前が出てまいりましたけれども、現在進行させておる手続は相手方の言ひ分を聞くという機会でありまして、私たちが手元にある資料を見て、先ほど言つたような関与者責任、紹介責任を問わなければならぬ、このように考へておるものを先ほど申し上げましたように数値的な基準を基礎に置いて調べたところ、確かに今御指摘の銀行がその中で六十件というふうな異常に高い数字が出てきたわけでありまして、まずそこを中心として相手方の言ひ分を現在聞いておるところであります。

そのことに対して、その銀行は今のところそれなりにまじめに対応をされておるようでありまして、我々が具体的な事実を相手方に通知し、その存否について尋ねておる範囲では、全面的に頭から否定しようという形ではなしに、その中なるほどというものもあるといふことは認められておりますので、そのような手続の中で双方に

わゆる異論がないかどうかというところを今探しておるところでありまして、今後ほかの銀行に對しましても同様な方法で一律的に、画一的にやつていきたい、このように考へておるところであります。

○益田洋介君 左に行つたり右に行つたりで失礼ですが、大蔵大臣、今私が申し上げたように、この特定の銀行は六十件、四百億といういわゆる紹介融資をしたことも判明しているし、宮川、榊原、宮野容疑者にも贈賄の疑いが持たれている。どういふふうな措置をおとりですか。特別に呼んで指導しておられますか、この銀行を。

○國務大臣(松永光君) 御指摘の銀行の關係について、御質問と思ひますが、事實關係をよく調査して、明確になつた時点でする考へたいといふふうな思ひます。

○益田洋介君 この点もしつかり、指導責任があるわけですから、大蔵大臣としてきちつとしていただきたいと思ひます。

中坊社長、当日の予算委員会においても特別委員会においても、日住金の庭山慶一郎さんにおいて願ひとして、衆議院の方ではおまいでになりましたが、参考人招致を予定しておりました健康上の理由でおいでになれなくて、かわりに当時の日住金の社長の丹羽進さんにおいていただいております。私も参考人に対する質疑を行つたことがあつて、非常にまだ鮮明にさまざまな庭山元社長については記憶がございします。

その中で、一つは販売用に日住金が購入したハワイの別荘、これは事実上は庭山元社長と親族が専用施設のようにして使つていたなど、三件で約六十億の損害分について損害賠償をお考えだと、これは事實ですか。

○参考人(中坊公平君) 今お示しの方につきましては、私たちが先ほど言つた責任の要素のある者を責任追及するといふ中における責任の要素の中の一つとして公私混同といふものがあるかと考へております。そういう意味では、確かにございしますように、この方にはかなりの公私混同

が見られるのではないかと。ただいま御指摘になりましたハワイの件もございます。あるいは隣地に自分の娘婿を住ませた土地の件もございます。そういうような公私混同が見られるところでありまして、そのような案件を全部合わせまして、現在、その本人さんのところへ通知をして、相手方の言い分を聞いております。

それに対して、今のところは一応の弁解と申しまして、自分はそんなつもりでやったんじゃないし、投資でもうかと思つてやったんだと、このような御主張を主になさつておられるのが現状であります。しかし一方において、もうかなりの高齢者になつておられまして、早くこの件は始末をつけて責任もとりたいとおっしゃつておられますので、この点はさらにもう少し事実関係等を詰めて当社としての基本的な姿勢を決めていきたい、このように考えておるところであります。

○益田洋介君 次に、三月十九日に判明した、先ほど社長御自身も若干触れておられました損切り業者、根拠当権を抹消するという三正という不動産会社の事件がやっぱり住専との絡みで出てまいりました。まだ詳しい内容はわかつていないわけですが、融資総額は約五十億円だった、これは日債銀だとか都銀系のノンバンクも含めまして、こうしたのが絡んできていると。

この事件についてはどういふふうな、これは結局社長のところの会社の債権の回収を妨害するたために、免れるためにこういう事件が起きたのだと思ひますが、若干の御説明をいただけますか。

○参考人(中坊公平君) 今おっしゃいました三正の件に関しましては、新聞紙上にも出ておりますように、西の末野、東の満井、三正の社長を満井というわけですけども、と言われるほどに今回の住専問題については独特の一つの物の考え方を主張されました。パブルの崩壊というものはすべて政治と行政が悪いんだ、我々借り手には責任がない、このようなことを関連する方、主張をともにする人を募つていろいろな協会をつくつて、あ

ちここに文書等を配布されるなどしておられた方でありまして。

そして、我が方が調査いたしました結果、今お示しのように、いわゆる架空の名前のところへお金を流してある、あるいは架空の賃借権等をつけて強制執行を妨害してある、このような事実が判明いたしました。それに基づいて警察に告訴し、今お示しの日に満井らが逮捕されておられる、このように聞いておられるわけでありまして。

○益田洋介君 一日も早く住専法が改正されるというのを社長は希望しておられるというふうな伺つておりますし、私もこれは全員でやはり御協力をさせていただきたいと思つておられるわけですね。

回収額が今七千七百十億円に達したと。しかし、記者会見では社長はなお回収困難な案件が少なくはないんだと。貸し渋りなども影響して、ますます厚く広がる岩盤と正念場の連続を迎えるんだと、こういうお言葉を使つておられる。これについて現在の御心境を披露していただき、私の質問を終わります。

○参考人(中坊公平君) 回収額は、前期に二千七百五十六億、本年度の回収目標を六千三百九億と置いておりました。その六千三百九億という目標は、もう三月が終わろうといつておられますが、大体それは若干上回つて本年度も回収できる見込みであります。したがって、これでちょうど一年半かかちまして約九千億余りの債権を回収したことになる、このように思つております。

しかし、先ほどからもお話のありましたように、やはり売れやすい物件から売れていくということ自体は変わりがない、だんだん売れにくいものに移つていく、このように考えておりますし、さらには最近御承知のような経済不況、土地の値下がり、あるいは金融不安からくる貸し渋り等が率直に言つて当社の債権回収に大変な影響を与えておられるのではないかと思つております。現に、本年度に限りまして上半期におきましては、我々は三千四百三十億という金をこの上半期、九

月末までのところで上げたわけでありましてけれども、下半期は三千億にも達しなかつたという状況であります。したがつて、このようないろいろな社会的な悪条件というものが当社の債権回収にも決定的な影響を与えていない、今おっしゃるやうに、ただでさえも担保物件でいい物件がなくなつていくという中において今後の回収は一層困難なことが予想されるのであります。

しかしながら、私たちがいたしましては何とかして早く回収をしませんと、同時に我々はいわゆる四兆五千億に上る借入れをいたしておりました一日一億円余りの金利を支払わなければならぬ、このような大変な状況のもとで仕事をしていますわけでありまして、そういう意味からいたしますれば、やはり早く回収しないといけない、そのためには年間大体六千億は回収していかなければならない、このように考えておまして、先ほど申し上げましたような、何とかして実態に結びつけていくような作用、グレードアップその他の行為を行うことによつてこの岩盤を何とかして打ち砕いて前進を続けていきたい、かように考えておるところであります。率直に言つて、役職員の方々は本心に想像した以上によくやつていただいておりますので、私は今後もこのような調子で物事が進んでいくことを本心に心から期待しておるわけでありまして。

○志苦裕君 中坊参考人、御苦勞さまで。社民党の志苦といひます。実は私は体調を崩しておりますので、座つたままでの発言を許可されておりますのでこのままお伺いさせていただきます。御了承ください。

私の不勉強を隠さずに申し上げますと、この法案に關して関係の職員から何遍も話を聞いた、また大蔵大臣の趣旨説明、いわゆるお経も聞いたんだけれども、なかなかの込み込みなかつたですね。それは住管機構の実態について我々の情報に疎かつたということが大きい原因ですが、先ほど中坊社長と同僚の議員とのやりとりを伺つて、よくやくその意味がのび込めました。目のうるこが落

ちたという感じなんです。よくわかりました。ありがとうございました。だからもう質問は要らぬというわけにもいきませんので、もう少しおつき合ひをしてください。

今振り返りますと、全くうそのような時代があつたんですね。それがパブルだとはだれも気づかずに、政府も企業も個人もみんなどうかしていたと今思ひます。その後始末を中坊社長、あなたにお願いをして、本心に御苦勞さまで。

住専問題というのは、一口で言う住宅投資に膨大なお金が動いて、それが焦げついてしまつたというケース、そのように承知しております。言うまでもないことですが、金融では借りる方と貸す方があるわけでありまして、この世の中では借りて返さぬやつが一番悪いやつなんですけれども、しかしそうばかりも言つておれない。例えば、変額保険のように御丁寧な、あつかましい、借りてくれ借りてくれという話もあつたわけですし、それにこまかされて借りて、さあ困つたという人もないわけじゃない。

それらのお話につきましては、先ほど同僚の河本委員とのやりとりで社長の方から、さまざまレベルでの責任がある、その責任の問ひ方にもいろいろあると。それから、借り手は悪いやつだけれども、それはそれでパブルの被害者と言えないわけでもないというお話がありましたので、よくよく何か胸のつかえがおりたような氣もいたします。

あなたはいろいろなケースをお扱いになられていて、借りた方と貸した方とどっちに問題がありまして、概括的に言つて。

○参考人(中坊公平君) 私は、やはり基本的には借りた側にあると思つております。

特に本件の場合、この住専問題で出てまいります借り手というものは何千億、二千億だ、三千億だといった多額の金を借りておられる人が多いわけでありまして。その人たちの話を聞いておきますと、基本的に借りたものはもつたものと同じだ、このように考えておられるわけでありまして、借りたも

のは返すのが当然であろうと思うのでありますけれども、その認識から全く違つておる、このように借り手が大変多かった、ここに本件の一つの大きな問題があるかと思つておるわけであります。

そして、私自身といたしましては、貸し手の責任という場合には、旧住専七社がみずから自分の後始末をされるならばそれはそれでまたあるいはよかつたかもしれせん。しかしながら、旧住専七社が実質上倒産をしてその責めを罪のない国民になすりつけるということになった以上は、その前にいわゆる貸し手側に回つた方の責任も私は追及せざるを得ない、それが世の中のけじめではないか、このように考えております。正直言つて、それを集めればそれだけ回収になるわけです。しかし、私は回収金額そのものよりも、世の中というものはもっとそういう意味におけるけじめをつけないといけない、けじめをつけるためにはやはりそのことをみんなに公表しなければならぬ、このように考えておりました、私は内々の話し合いということをして一切避けて、そしてその結果は公表できるといふものに対応をしていきたい、このように考えておるわけであります。

○志吉裕君 この法案では預金保険機構の財産調査権の対象範囲の拡大という条項も提案されているんですが、私は預金保険機構のことなら預金保険機構の法案改正のときになぜ出なかつたんだらうと不思議に思つていました、今大体わかりました。

それで、例えば住管機構、預金保険機構及び東京共同銀行を改組した整理回収銀行、契機は違いますが、大体似たようなお仕事をなさっているんです、この三社にも同じように不良債権を抱えているつわものがありますか。預金保険機構にも住管機構にも整理回収銀行にも同じ債務を抱えた企業なり個人というのがあるのですか。

○参考人(中坊公平君) 預金保険機構と整理回収銀行と当社の関係は、必ずしもおっしゃるようには並列的に並んでおるものではないと心得ており

まして、実質上の債権を持つておりますのは譲り受けた当宅金融債権管理機構であり整理回収銀行である。ただ、預金保険機構は当社にとつては唯一の株主様であり、それから当社の業務等についての指導監督をいただく、あるいは、先ほどから申し上げてまいりましたように、隠し資産等の発見等については特別調査権を発揮してやっていたらと、このような関係になつてゐるわけでありまして、そういう意味では整理回収銀行と当社は大体同じような形のものになる、このように考えております。

そして、その二つにおきましてやはりこの特別調査権の範囲が広がっていくということとはそれ自体よいことではございますし、しかも我々の間では具体的には特別の債務者については率直に言つて整理回収銀行と当社が重複している、ともに債権者であるという場合等がございまして、そのような場合はどちらの方が非常に大きいというときにはそちらの方に、今回の法改正等を前提といたしますとお互いに自分の持つてゐる不良債権の委託ができますので、そういう形の中でこのような関係は望んでいきたい、このように考えておるところであります。

○志吉裕君 ですから、同じような機能という役割を果たしてゐる預金保険機構と、それからおたくの住管機構と整理回収銀行で、例えば預金保険機構に債務を負つてゐる者は住管機構にも大体債務を負つてゐる者でしょうか。あるいは、整理回収銀行とおたくにはダブつたのがおるというんですが、そうするとどこにももう始末が負えないでおたくへ行つて御用になるわけですか。そうではないんですか。

○参考人(中坊公平君) 先ほど少し申し上げましたように、預金保険機構というものは我が社との関係においては指導監督をしたり自分が持つてゐる特別調査権を我が社のために行使していただくという立場にありまして、自分が主体的に債権をお持ちではない。しかも、法規定のままであれば、私たちが回収困難な場合には場合によつては

今度は私たちが預金保険機構に委託をして、それで預金保険機構がその権限を行使するということもあり得るということになっておりますが、現在までのところ、一年半の間、さうな実例にはなつておりませんので、すべて当社の債権は当社の責任において現在は回収をいたしておる。預金保険機構からの助けをいただいておりますのは、先ほど言つた我々にはないというものは、我々の持つてゐる債権もお互いに私的債権でございますので、それに対して今回の住専法に伴ひまして公的資金が出たこと、税金で賄われたことから出ます特別調査権、これは我々にはないわけでありまして、預金保険機構にある。それで、債権を回収するときはその預金保険機構の職員の方による特別調査権によつて我々は債権回収の前提としての資産調査、特に隠し資産の発見等に当たつていただく、このような関係になつておりますが、あくまで権利の主体は当社であり、あるいは整理回収銀行になる、このようにお考えいただいて結構かと思ひます。

○志吉裕君 この住専スキームというのは、いい意味でも悪い意味でも金融不安に対処するテストケースになりました。特に、公的資金の出動にはアレクギーに近い後遺症を残したことも否めません。それだけに中坊社長は、振り返つてみて、よくぞここまで来たなという感慨がございだと思うんですが、その一端がこの法案だと承知はしますが、実はこの後に保険の分野にも証券の分野にも同様の処理機構といたしますか、そういうものが予定をされてゐます。それらをならみながら、一つはこの法案にあなたのお考えが出てきたわけですが、さらにつけ加えるコメントでもあればこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○参考人(中坊公平君) ただいま我が経済においていわゆる不良債権の回収ということが大変問題になつております。証券化されても結局はだれかが最後は債権回収という仕事をしないとイケないわけでありまして、率直に言つて債権回収という仕事は楽しい仕事ではありません。世の中で言う

いわゆる三K、汚くて、きつくて、そして危険だという三つを伴つた仕事であります。このような仕事を最後のどぶざらいのようにしてやる人がやはり社会においては必要ではなからうかと思つております。そういう意味で申し上げますと、当社は住専法によりまして十五年たては消滅する、どれだけが働いたら最後は首だという形になつておるわけでありまして。

私は、そのようなことで、既に現在お考えいただいておりますように、それはやはりおかしいのではないかと。最近、御承知のように整理回収銀行の方は大変に間口が広がりました。我が社は住専問題に特化をいたしております。しかしながら、先ほどからも御質問をいただいておりますように、その二つは全く似通つたような性質であり、しかもそれを指導監督していただくのは預金保険機構でございますので、私は二つはいずれ統合をしましてこのような不良債権の回収、わけでも公的資金が出た場合の不良債権の回収を一本化してやる必要があるかならうか、このように考えておりますので、ぜひそのような方向で御審議をいただきたい、このように思ひます。

○志吉裕君 今お伺いしようと思つたことをお答えいただいたんですが、似たような機能を持つた機構がございまして、これらを統合してより強化をしていくというふうな構想について大蔵省はどのように考えておりますか。

○政府委員(山口公生君) 現在、中坊社長のもとで大変御苦勞をいただいております。現在、中坊社長のもとで、一方、整理回収銀行の方も大分間口が本当に広くなり、例えば北拓の処理でも活躍をさせていただきなさいいけないということで現在時点におきましてはその役割をある意味では特化した形で追求していただくということでございまして、将来的には、今、中坊社長のおっしゃつたやうなことも念頭に置いて検討していきたいと、またその必要が出てくるのではないかなというふうに思つております。

○志吉裕君 膨大な不良債権の存在が日本経済の足を引っ張っている、不況の元凶だというのが大方の見方です。経済論壇の主流です。

そこで、この債権が急がれるわけですが、今お話しのように、一つ一つ丹念に楽しくない仕事を辛抱強くやっていく、日本全体では相当先の話になっちゃう、それまで不況が続いているわけにもいかぬわけですが、何かそこであなたのノウハワからいつて一まとめにして償却してしまうような、忍術みたいな話ですが、何かそういうアイデアというものはないものでしょうか。お知恵を拝借できればありがたいと思います。

○参考人(中坊公平君) 私は、全く個人が考えておることではないまして別にオーストラリアで考えた方ではありませんが、基本的に今の日本国の法体制の中では、いわゆる権利行使するときは大変お金がかかる、逆に義務を免れるときは安い、このような傾向があるかと思っています。

御承知のように、最近登記簿の謄本の値上げが、八百円から千円に上がりました。これ以外にも、一遍財産を確保しようと思えば保証金、それがやはり債権額の二割程度要ります。その上、やはり登録税がかかってきます。あるいは、裁判を起せば印紙代その他、本当に費用からだけ考えてみても、実は我が国の現在の状況というものは基本的に権利行使するには壁が高いのではないかと、もっと根本的に総合的に権利行使は安いにしなければ権利行使は妨げられ、結果的にやみの勢力がそれにかわるおそれがあるかと、このように考えております。

また、例えば具体的に申し上げますと、末野興産なら末野興産にいたしまして、大体二、三十社の別会社をそのような関係でつくっております。そしてそこへ財産を移転するということが行われております。その場合も、向こうの方、隠す側にしてしまうと幾らでも会社は簡単につくれます。そして、登記さえ移せばそれで債権の行使が一応は免れられる、このような形になってくるわけでありまして、我々としてはその資本関係その他を見ればそれが一つのグループをなしてあるというふうな把握できると思うのであります。ところが、我が国の今の法制のもとでは、破産法にいたしまして何にいたしまして、一つの企業をそれぞれ分割して考えるということになっております。

アメリカではそういう場合にはいわゆる包括倒産法といいますが、そういうような法律もあるというふうな聞いておられて、彼らの財産の隠し方、それを早く見つけてそれに対応するような法律をつくっていただくこともまた必要ではなからうか、このように私個人は考えております。

○志吉裕君 今お挙げになりましたその不動産屋さんの話をテレビでいつか聞いておったんですが、なかなかおておていものでありまして、これはパブルでもうけるつもりでいたところが政府の政策が悪くてパブルがなくなってしまったので責任はそっちだということを書いてあります。が、ああいうのかかったのじやなかなか不良債権の償却も面倒ですけれども、いずれそういう対処できるような法案の検討は大蔵当局にもお願いしておきたいと思っております。

以下、この法案に関して大蔵と社長と両方にちよつとお伺いしますが、この法案の骨子であります債権を回収して国庫に納めるその納付金を二次ロスが出た場合の補助金と相殺するということは、お金の話だけでいけば差し引き同じことにはなつてしまわないでしょうか。ただ、中坊社長は回収に当たる職員の励みとかそういうサイドからメリットを挙げられましたけれども、しかし物は考えようで、公的なお金にこの論理が必ずしも通用するわけではない。国税庁の職員が余計に税金を取つたら少し使つてもいいというわけにもなかなかいかぬわけでありまして。

それで、中坊社長に一つだけどうしても納得がいかぬのでお伺いしておきたいのは、「住専を忘れるな」という岩波ブックレット及び「金融法務事情」という書物によりまして、「苦勞して資金

を回収してきている。」「これが国庫に納付されてしまつて当社の資金としては使えず、当然のことながら、二次ロスとの相殺もできない。」「こういうぐらひがありまして、当社の資金としては使えず」とはどういう意味でございましょうか。

○参考人(中坊公平君) 先ほど言いましたように、いわゆる損失処理されたところから回収したものはIV分類として国庫納付をすべしということになっております。一方、我々は譲り受けた資産を買入れしおけるわけでありまして、それには当然のように利息がつくわけでありまして、その利息一つを考えてみましても当社にとってはマイナスであります。そのようなことも一つの理由であります。

○志吉裕君 大蔵当局、その点どうですか。差し引き同じになりませんか。

○政府委員(山口公生君) 同じでございますが、結局回収を極大化するというためでございます。

○志吉裕君 わかりました。

中坊社長、ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。住専法が二次損失に公的資金を投入するスキームになっている中で、国民に二次負担をかけないようにということで中坊社長初め住管機構が懸命に回収を図つておられるということは私も承知しておりますし、先ほど大変な御苦勞があるということをお伺いしております。

なかなか大変だということではありますけれども、先ほどもちよつと御質問があったと思うんですが、そういう努力をされる中でも二次ロスというのは必ずだといふ話がありましたけれども、現段階で既に二次ロスといふのが出てくるのかどうかということ、それから今後の見通しといたしまして、それがどうなるか、具体的には今年度末といふところでどんなふうな見通しを持ていらつしやるかについて伺いたんですが、いかがでしょうか。

○参考人(中坊公平君) おっしゃいますように、二次ロスは既に発生をいたしております。ということは、御存じのように、この法律は成立をいたしますと昨年の四月一日、すなわち本年度からこれが適及して行われるということになっております。当社の方をいたしましては、きょう現在、いわゆるIV分類から回収したものと二次ロスといふものを当社内部において一種の見切り発生をしております。そういう意味におきましては、現在のところ、この法案がもし事業年度内に終わりますと、当社といたしましては二次ロスの分約二百五十億といふものを考えておまして、その意味におきましてIV分類として回収したものの百二十五億円をこれに充てたい、このように計算いたしております。

しかし、いずれにいたしましてもこれは目下の、まだ三月末になっておりませんので、さらに来月ぐらひには決算をして、もしこの法案が通ればそのように処理させていただきます、このように考えております。

○笠井亮君 二次ロスが、二次損失が出た場合に対応するためにということで住専法の九条で金融機関が一兆円の拠出して金融安定化基金がつけられた。これは預金保険機構の中につくられたといふことでありますけれども、そのうちの九千億円を運用してロスが出た場合に備えるということとされております。

その九千億の運用といふのがどうなっているかといふことなんですけれども、今期にロスが出た場合に運用益で賄うことができるのか、それとも元本に食い込むこともあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) まだ数字が二次ロスにつきましても不明でございますので、そこは何かとも申し上げられませんが、運用益の範囲内で手当てできればもちろんそれで結構ですけれども、法律を読みますと、運営委員会の議決を経まして金融安定化基金から助成金を交付できると第十條でなっておりますので、元本を取り崩して損失に充

当することも否定はされておらないわけで、結局数字いかによってということにはなるうかと思ひます。

○笠井亮君 住専法では、元本を割った場合、預金保険機構の一般勘定から繰り入れるということに規定はなっていて、九千億円の元本は結局減らさないということになっていると思うんです。これは母体行などの貸付債権者であった金融機関の負担を結局その分減らすということになってしまふんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうに見ていらつしやいますか。

○政府委員(山口公生君) 法律をお読みいただきますとわかりますように、金融安定化拠出基金そのものから助成金が出るということになってございます。

だから、今、拠出基金がございますね、そこから運用益があればもちろん運用益を優先して充てるでしようけれども、もしそれが足りなければ元本に食い込むことも法律は否定しておりません。○笠井亮君 食い込むとその分が結局母体行などの負担を減らすことに最終的にならないかということなんです。

○政府委員(山口公生君) この基金は母体行を初め各金融機関が拠出しておりますので、もし元本まで食い込むような事態になりますればそうした拠出している銀行等が負担をするということになるわけですね。

○笠井亮君 そういうことになるんですか。

○政府委員(山口公生君) はい。

○笠井亮君 わかりました。

中坊社長に伺いたいと思うんですけれども、先ほど責任追及の問題がございましたが、住専法の審議のときに、住専各社が住管機構に対して貸付債権等を譲り渡した後は清算されて消滅してしまふということなので、それ以降も責任追及するためには貸付債権だけじゃなくて損害賠償請求権もすべて譲り受けなければならぬということが確認されていると思うんですけれども、住専各社から貸付債権を譲り受ける際に住専経営者、母体行

あるいは第三者に対するところの損害賠償請求権というのはどの程度譲り受けされたのか、それについてはいかがでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 正直申し上げまして、その金額は私たちが目下発見中といひましようか、確定はいたしておりません。しかし、おつしやいますように、現行法のもとにおいては、相手方がわからなくても、あるいはその金額が決まっていなくても債権譲渡をしたものとみなすという規定になっておるようございまして、そのような立場から我々は関与者責任がわかつたところにはこれから請求していいたい、このように考えて処理いたしておるところであります。

○笠井亮君 先ほどから責任追及の話がありましたが、実際に住専経営者や母体行への経営責任の問題、特に損害賠償請求についてはどの程度行われたのか、それから今後の見通しといひますか、なかなかお答えが難しいところがあるかもしれないんですが、実際にどの程度請求が行われているのか、今後の見通しはいかがかということについてはどうでしょうか。

○参考人(中坊公平君) 損害賠償請求ということ損害賠償請求の裁判を起しているという点に限定するならば、関与者責任ということで責任追及を既にいたしておりますのは旧ハウジングローンの河原氏ほか三名の背任行為に基づく個人に対する請求、これが金額で約三十六億円の損害賠償請求をいたしております。それ以外に、大体五、六件だと思ひますけれども、具体的な執行妨害等を行った場合、その者に対しての損害賠償請求等を約十件ほど当社としては現在提起をいたしております。

しかし、まさにいう大がかり的というか、先ほど言つた百圓百成での組織的にやるのは今着手して、先ほど御説明したような相手方の言ひ分を聞いている段階でございまして、そういう意味では、まだ裁判の提起はされていひないけれども、いずれにしても今請求しておるのはおつしやるような損害賠償請求として出してお

るわけでありませう。

○笠井亮君 終わります。

○星野朋市君 自由党の星野でございます。

私は、一月二十九日に予算委員会に住専の問題を取り上げました。そのときの意図は、例の金融機関の三千兆円の支援に絡んで、何か新しい問題が起るときはかなり議論が出て世の注目を浴びるんだけれども、実行された後は比較的皆さん関心も薄れてどうなっているのかということについて確かな情報を持っている方が少ないと、そういう観点から住専機構は今どうなつて、どれだけお金を回収して、そのお金はどこに行つたんだらうという観点で予算委員会主として山口銀行局長との間に質疑を交わしました。あれはちょうどテレビの中継がございまして、その後随分私のところへいろいろな形で反響がございまして、

きょうはその裏づけの意味で中坊社長にお聞きしたいんですけれども、私と銀行局長との間で交わした質疑では回収されたお金、それからつぎ込んだ六千八百五十億、五十億は預金保険機構ですか、正確には六千八百億ですね、それから系統金融機関から寄附という形で出た五千三百億、そういうものとはどこへ行つたんだということで、結局私の認識ではこれは系統金融機関へ戻つた。それはなぜかという、さつきから中坊社長がおつしやつていたように、相当な借金がございまして、その利息負担が大きいからということで利息の高い系統へまずこのお金を返しているんだと、こういうことを私は聞いておるんですけれども、そのとおりなのか、それから利息の高いと言われる系統金融機関の利息はどのくらいなのか、それを教えていただきたいと思ひます。

○参考人(中坊公平君) ただいまお話ししたきましたように、農林系の中でそれが二つに分かれておりまして、いわゆる短期プライムレートで借りておるという高い方の金利を持しているものと、それではない一般のほうの銀行も貸していたらいいというTIBORというものの二つに分かれてお

ります。その中で問題なのは短期プライムレートで利息を支払わなければならない分でありませう。その当時、短期プライムレートによります借り受け金というのは、一・六二五％で金利を払わなければならぬ。ところが、現実には当社に余裕資金が出ましても、結局回し得る利息金は大体〇・八あるいは七といったようなところでありまして、ひどいときには一％の誤差があるわけでありませう。私といたしましては、このようなことにはいたしませんと会社を経営すれば経営するほど逆に逆ざやになつてしまふ、このようになるのではなからうかと思つたわけでありませう。

したがしまして、借りた債務の中で一番優先して返さなければならぬのはこの高い金利で借りておるものを返さなければいけない、その総額が一兆三千二百五十億円というのに達しておりましたので、そのすべてを昨年の七月末をもって全部返済いたしました。借り受けた金と手持ちにあつたお金を合わせまして、それを返したというのが現状であります。

○星野朋市君 その過程の中で、要するに今まで回収をしたのは比較的回収のしやすいもの、それによつて多少利益が出たかもしれない、これからなかなかそれが難しくなろうという、これは銀行局長の間じゃないんですが、私がそれを調べている間のことですけれども、そういうことを聞きましたところ、幸いなことに今までは末野興産の隠し財産をつかまえることができた、そういうことがあつてこれは利益になつたんだけれどもというコメントがあつたわけですね。それが機嫌だつたのかどうかわかりませんが、それが機嫌だつたというところはなかなか難しくなるんじゃないかと思ひますけれども、いかがでございませうか。

○参考人(中坊公平君) ただいまお話ししたきましたように、末野興産では約一千三百億に近い隠し資産が発見されました。しかしながら、その後、こうして一年半ほどたつておるわけですが、これに匹敵するようなものは実は見つかつておりませう。したがって、そのように隠し資産がはん

はんあつちこつちから出てくるということは期待できない、このように考えておきまして、その分だけいわゆる担保不動産といったものを先ほどかかるる説明させていただいてるようにグレードアップを図ったり、その価格を少しでも上げることによつて債権回収を図る、あるいは、いわゆる売り情報というものをみだりに出すことは結局娘を傷つけると同じことでありまして、私は必要なのは買入情報であると、したがつて買入情報をどれだけか集めて売ることが我々として大切ではなからうかと。

このようなことで関係銀行から我が社へ出向している方が多いわけでありまして、そういう銀行あるいは信託銀行等の中でいわゆる買入情報と我々の希望する売りのものとを合わせる、そのような交渉をやつておきまして、債務者に任すのではなしに当社が積極的にこのような利用先を探すというようなこと、あるいは先ほど言いましたようないりんな傷をつけているものを排除していくというようなグレードアップその他をまぜましてこれから回収実績を上げていかなければならぬ、このように考えておきまして、それはそれなりに効果を上げておるものと考えております。

○星野朋市君 最後でございすけれども、私はかねてからこのたびの金融不祥事、それから銀行の不良債権問題についてずっと追及をしてきたんですけれども、銀行の首脳部で不良債権をこれだけつくつたということで責任をとつた人はだれもいないんです。不祥事で責任をとつた人はだれもありません。不良債権をつくつたがゆえに責任をとつた人はだれもいない、このことを非常に残念に思つております。

と同時に、住専のときに別の条項があつて、母体行は七年間の間に一兆五千億の合理化をして五千億の要するに税金を納めまうと、こういうことがうたつてあるんですね。ところが、二年たつてその銀行はどうだということ、不良債権の処理をどうんとして税金なんか今一銭も納めていないわけですよ。

こういうことに關して、一生懸命自分のところで苦勞しながらこれだけ債権を集めている人たちの上に立つて中坊社長はどんな御感想をお持ちですか。

○参考人(中坊公平君) 当社といたしましては、確かに他の金融機関と比較いたしますと、そういう人たちがつくつた不良債権の回収という仕事に当たつております。しかし、私自身は、いかにその仕事に困難があつても自分たちが本當に国民に二次負担をかけないということで努力すればそれなりの成果は上がつてくる、私はこのような実績を今おっしゃるような金融機関の経営者も見ていただく、この先導役を我々が務めるのではなからうか、我々が正しいことをすれば、人に物を言言うて批判するよりも実行を見てください、このように考へて私たちは金融機関の皆様のそういう意味における反省を待ちたい、このように考へておるところであります。

○星野朋市君 終わります。

○菅川健二君 散会予定が十八時十分ということですから、先ほど来いろいろお話がございすけれども、我が国はけじめをなくしたということが今日の社会の腐敗なり墮落なり教育の荒廢現象をもたらしつてゐるのではないかと考へておるわけがございす。そういう意味で、私は住専処理を通じてけじめのあり方について国民に教訓を与えていただけるように大いに期待いたしておるわけがございす。

そこで、けじめのあり方につきまして御所見をお伺いしますとともに、今後の住専処理機構での社長さんの取り組みの御決意をお聞きいたします。終わらせていただきます。私といたしましては、預金者保護という「預金者」も旧住専の場合はないわけでありまして、当社といたしましては依然としてこのようになつてしまつても旧住専七社について国民の新しい税負担をかけてはならない、このことを唯一の目的といたしまして、それをなし遂げるためには何ができるのかという発想の上に立ちましてあらゆる方法を駆使し、そしてまた預金保険機構の指導を受けながらそのようなことにならないよう不良債権の回収、既に九千億ほど回収し約二五%まで回収をいたしております、その一〇〇%の回収を何とかして実現していきたい、しかも大抵予定の半分ぐらゐでやりたい、このように考へて今後とも頑張つていきたい、このように考へております。

○委員長(石川弘君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、住専の債権債務処理促進に関する特別措置法の一部改正案に対する反対の討論を行います。今回の改正内容は、住宅金融債権管理機構が住専各社から譲り受けた債権回収の促進を図るためとして、回収益を二次損失への補助金と相殺するようにし、また譲り受け債権等の第三者たる不動産提供者に対する立入調査権を認める等の措置をとるものであり、その限りにおいては特段の問題はなく、理解できるものです。

しかし、債権回収において二次損失が生じた場合、その二分の一を公的資金で賄ふという住専処理スキームの基本を変えるものではなく、本法案はそれを追認するということになるため賛成できません。

以上が反対の理由であります。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

一、法人税法等の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法等の一部を改正する法律案

一、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、平成十年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)
第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十年度の一般会計の歳

出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することである。

2 前項の規定による公債の発行は、平成十一年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならぬ。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減償に努めるものとする。

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)

第三条 政府は、平成十年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第七十九条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額から七千億円を控除した額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

法人税法等の一部を改正する法律案

法人税法等の一部を改正する法律

(法人税法の一部改正)

第一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条を」第三十六条の三に、「寄付金を」寄附金に、「第五十六条の二を」第五十六条に改める。

第三十四条の見出し中「役員報酬を」役員報酬等に改め、同条第一項中「報酬の額」の下に「(次項の規定の適用があるものを除く。)」を加え、同条第三項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国法人が、事実を隠べし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第二編第一章第一節第四款第三目中第三十六条の次に次の二条を加える。

(過大な使用人給与の損金不算入)

第三十六条の二 内国法人がその役員と政令で定める特殊の関係のある使用人(次条において「特殊関係使用人」という。)に対して支給する給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとし、退職給与及び第三十五条第三項(使用人賞与の損金不算入)の規定の適用がある賞与を除く)の額のうち不当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

(過大な使用人退職給与の損金不算入)

第三十六条の三 内国法人がその退職した特殊関係使用人に対して支給する退職給与の額のうち不当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第二編第一章第一節第四款第四目の目名を次のように改める。

第四目 寄附金

第三十七条の見出し中「寄付金を」寄附金に改め、同条第一項中「寄付金を」寄附金に改

め、「したときは」の下に、「第三項各号(同項第三号を第五項において読み替えて適用する場合を含む)に規定する寄附金の額を除き」を加え、同条第二項中「寄付金を」寄附金に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「寄付金の」を「寄附金の」に改め、同条第一号中「寄付金を」寄附金に、「その寄付を」その寄附に改め、同項第二号中「行なう」を行うに、「寄付金を」寄附金に改め、同項第三号中「寄付金を」寄附金に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「寄付金を」寄附金に改め、同条第六項中「寄付金を」寄附金に、「きよ」を「提出」に改め、同条第七項中「寄付金を」寄附金に改め、同条第八項及び第九項中「寄付金を」寄附金に、「添付」を「添付」に改める。

第三十八条第二項第五号中「相当するもの」の下に「及び外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は料に相当するもの」を加える。

第五十一条第一項中「であること」の下に、「当該資産が国内にある資産として政令で定める資産である場合にあっては当該資産の出資により外国法人を設立するものでないこと」を加える。

第五十二条第一項中「売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権(これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。の貸倒れを」金銭債権の貸倒れその他これに類する事由に、「当該事業年度終了の時に」の時に「貸金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を」次に掲げる金額の合計額に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業年度終了の時にその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権のその損失の見込額の合計額として政令で定める金額
二 当該事業年度終了の時に「売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権(前

号に掲げる金額の算定の基礎となつたものを除く)の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

第五十四条及び第五十六条を削る。

第五十五条を第五十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十五条及び第五十六条 削除

第五十六条の二及び第六十二条を削る。

第六十三条の見出し中「延払条件付譲渡等」を「長期割賦販売等」に改め、同条第一項中「各事業年度において資産の延払条件付譲渡又は工事(製造を含む。以下この条において同じ)の延払条件付譲渡をした場合において、その延払条件付譲渡又は延払条件付譲負(これらのうち損失が生じたものを除く。以下この項において同じ)をした資産(前条の規定の適用を受けるものを除く)又は工事」を「長期割賦販売等」に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事(製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く)の請負又は役務の提供(以下この条において「資産の販売等」という)をした場合において、その資産の販売等に

に、「当該事業年度」を「その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日を含む事業年度」に、「資産又は工事」を「資産の販売等」に、「その延払条件付譲渡又は延払条件付譲負をした」を「同日を含む」に改め、同条第二項中「延払条件付譲渡又は延払条件付譲負」を「長期割賦販売等」に、「行なわれる譲渡又は請負」を「行われる資産の販売等」に改め、同条第二号中「譲渡又は請負の目的物の引渡し」を「資産の販売等に係る目的物の引渡し又は提供」に改め、同条第三項中「延払条件付譲渡又は延払条件付譲負をした資産又は工事」を「長期割賦販売等」に該当する資産の販売等に改め、第二編第一章第一節第五款中同条を第六十二条とする。

第六十四条の見出し中「長期工事」を「工事」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「各事業年度において長期工事の請負に係る契約を締結した」を「工事（その着手の日の属する事業年度（以下この項において「着手事業年度」という。）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をした」に、「その請負」を「その工事の請負」に改め、「をした長期工事」を削り、「その長期工事の着手の日の属する事業年度（以下この項において「着手事業年度」という。）からその長期工事」を「着手事業年度からその工事」に改め、同項第一号中「長期工事」を「工事の請負」に改め、同項第二号中「長期工事」を「工事」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内国法人が、長期大規模工事（工事製造を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の請負をしたときは、その着手の日の属する事業年度からその目的物の引渡しの日の属する事業年度の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

第六十四条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「同項に規定する長期工事」を「長期大規模工事又は工事の請負」に、「同項の」を「前二項の」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十四条 削除

第六十六条第一項中「百分の三十七・五」を「百分の三十四・五」に改め、同条第二項中「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第三項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第六十九条第九項を第十二項とし、第六項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の三項を加える。

6 内国法人に係る外国子会社が外国孫会社（外国法人で、当該内国法人が当該外国子会社を通じてその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する株式の数又は出資の金額を間接に保有していることその他の政令で定める要件を備えているもの）をいう。以下この条において同じ。）から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「外国孫会社からの配当等の額」という。）がある場合には、その外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその外国孫会社からの配当等の額に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、その外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなして、第四項の規定を適用する。

7 前項の規定の適用がある場合における第二十八條（外国子会社の外国税額の益金算入）の規定の適用については、同条中「外国法人税の額」とあるのは「外国法人税の額（同条第六項の規定によりその外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む）」と、「同項の」とあるのは「同条第四項の」とする。

8 外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち第六項の規定により外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされる部分の金額の全部又は一部につき第四項の規定の適用により第一項から第三項

までの規定の適用を受けた後において当該外国孫会社に係る外国法人税の額が減額された場合における控除対象外国法人税の額の計算その他第六項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条第三項中「第六十九条第八項」を「第六十九条第十一項」に改める。

第九十九条第一項中「百分の三十三」を「百分の三十・七」に改め、同条第二項中「百分の二十四・八」を「百分の二十三・一」に改める。

第二百二条第一項第三号中「百分の三十七・五」を「百分の三十四・五」に改め、同条第二項中「百分の二十五」に改め、同条第三項中「第六十九條第八項」を「第六十九條第十一項」に改める。

第二百二十五条第一項中「百分の三十三」を「百分の三十・七」に改め、同条第二項中「百分の二十四・八」を「百分の二十三・一」に改める。

第二百三十八條第九号中「生命保険契約」の下に「損害保険契約」を加える。

第四百三十三條第一項中「百分の三十七・五」を「百分の三十四・五」に改め、同条第二項中「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第三項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第四百四十四條中「配当等を」を「配当等で政令で定めるものを」に改める。

第四百四十五條第二項の表の第七十二條第三項の項中「第六十九條第八項」を「第六十九條第十一項」に改める。

第五百五十九條第一項中、「第八十九條第二号」を「に規定する法人税の額（第六十八條（所得税額の控除（第四百四十四條（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九條（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九條第二号に、「第四百四條第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）」を「に規定する法人税の額、第四百四條第一項第二

号（清算確定申告に係る法人税額に規定する法人税の額（第百零一條第一項（所得税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税の額）」に改める。

第百六十三條中「又は盗用し」を「又は盗用し」、「三万円」を「三十万円」に改める。

別表第二第一号の表の小型船舶検査機構の項中「船舶安全法」の下に「（昭和八年法律第十一号）」を加える。

（所得税法の一部改正）
第二条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の二」を「第五十五条」に、「第六十七條の二」を「第六十七條」に改める。

第四十五条第一項第六号中「相当するもの」の下に「及び外国又はこれに準ずる者として政令で定めるものが課する罰金又は料料に相当するもの」を加える。

第五十二条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項を」を「これら」に、「事業所得の金額」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「事業所得の金額」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを）を準ずる金銭債権（前項に規定する政令で定める金額の計算の基礎となつたもの）」に改め、「（事業の全部を譲渡し又は廃止した日の属する年を除く。）及び（その者が年の中途において死亡した場合に、その死亡の時）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ず

べき事業を営む居住者が、当該事業の遂行上生じた売却金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権（以下この項において「貸金等」という。）の貸倒れその他これに類する事由による損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）においてその一部につき当該損失が見込まれる貸金等の当該損失の見込額の合計額として政令で定める金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十五条の二及び第六十五条を削る。

第六十六条第一項中「各年においてたな卸資産の延払条件付販売又は工事（製造を含む。以下この条において同じ。）の延払条件付請負を」「延払条件付販売等（これらに類するものを除く。）の請負又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）に、」「延払条件付販売又は延払条件付請負（これらのうち損失が生じたものを除く。以下この項において同じ。）をした資産（前条の規定の適用を受けるものを除く。）又は工事（資産の販売等）に、」「その年」を「その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する年」に、「たな卸資産又は工事」を「資産の販売等」に、「その延払条件付販売又は延払条件付請負をしたを、同日の属する」に改め、同条第二項中「延払条件付販

売又は延払条件付請負を」「延払条件付販売等」に、「行なわれる販売又は請負を」「行われる資産の販売等」に改め、同項第二号中「販売又は請負の目的物の引渡し」を「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」に改め、同条第三項中「延払条件付販売又は延払条件付請負をしたたな卸資産又は工事」を「延払条件付販売等に該当する資産の販売等」に改め、第二編第二章第七款中同条を第六十五条とする。

第六十七条の見出し中「長期工事」を「工事」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「各年において長期工事の請負に係る契約を締結したを」「工事（その着手の日の属する年（以下この項において「着手の年」という。）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をしたに、」「その請負を」「その工事の請負」に改め、「をした長期工事」を削り、「その長期工事の着手の日の属する年（以下この項において「着手の年」という。）からその長期工事」を「着手の年からその工事」に改め、同項第一号中「長期工事」を「工事の請負」に改め、同項第二号中「長期工事」を「工事」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

居住者が、長期大規模工事（工事（製造を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において「同じ。）の請負をしたときは、その着手の日の属する年からその目的物の引渡しの日の属する年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額のうち、当該各年分の収入金額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、総収

入金額及び必要経費に算入する。

第六十七条第三項中「第一項の下に、又は前項を加え、同項に規定する長期工事」を「長期大規模工事又は工事の請負」に、「同項の下に、又は前項を加え、同条を第六十六条とし、第六十七条の二を第六十七条とする。

第七十九条第一項及び第二項中「三十五万円」を「四十万円」に改める。

第八十四条第一項中「五十三万円」を「五十八万円」に改める。

第一百六十一条第十号中「生命保険契約」の下に、「損害保険契約を加える。

第二百三十三条の三第一号ハ中「三万円」を「三万五千円」に改め、同号ホ中「四万五千円」を「五万円」に改め、同号ヘ中「三万円」を「三万五千円」に改める。

第二百七条中「掲げる契約」の下に、「第七十七条第二項（損害保険料控除）に規定する損害保険契約等」を加える。

第二百二十五条第一項第五号中「第七十七条第二項第二号」を「第七十七条第二項」に、「建物更生共済に係る契約」を「損害保険契約等に基づく給付」に改め、「契約に基づく」を削る。

第二百三十一条中、「その支払の際を削る。

第二百三十八条第一項中「所得税の額」の下に、「（第九十五条（外国税額控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額）を加える。

第二百四十三条中「又は盗用し」を、「又は盗用し」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

別表第一第一号の表の小型船舶検査機構の項中「船舶安全法」の下に「（昭和八年法律第十一号）」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十号の四」を「第二十号の五」に、「第五十七号の八」を「第五十七号の九」に、「第六十五号の十二」を「第六十六号の二」に改め、第六節の二 土地等の現物出資をした場合の課税の特例

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六号の三）（第六十六号・第六十六号の二）を「第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六号の三）」に改める。

第二章第二節第二款第二十号の四の次に次の一条を加える。

（特別修繕準備金）

第二十条の五 青色申告書を提出する個人が、各年（事業（当該個人の事業所得を生ずべき事業又は不動産所得を生ずべき業務をいう。以下この条において同じ。）を廃止した日の属する年を除く。）において、その事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（非居住者の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該非居住者の国内において行う事業の用に供するものに限る。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五
条第一項第一号の規定による定期検査を受
けなければならない船舶(総トン数が五ト
ン未満のものを除く)。当該定期検査を受
けるための修繕

二 銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガ
ラス製造用の連続式溶解炉 当該炉に使用
するれんがの過半を取り替えるための修繕
三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一
号)第二條第一項に規定する一般ガス事業
の用に供される球形のガスホルダー(同条
第十項に規定するガスホルダーで大蔵省令
で定めるものに限る) 当該ガスホルダー
につき定期的に行為される検査で大蔵省令で
定めるものを受けるための修繕

四 石油業法(昭和三十七年法律第二百十八
号)第二條第一項に規定する石油の貯蔵の
用に供する貯油槽 当該貯油槽につき消防
法(昭和二十三年法律第八十六号)第十四
条の三第一項の規定により定期的に行われ
る検査又は同法第十四条の三の二の規定に
より定期的に行われる点検(大蔵省令で定
めるものに限る)を受けるための修繕

2 前項において、積立限度額とは、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め
る金額をいう。
一 前項の個人が同項の固定資産につきその
年十二月三十一日までに特別の修繕を行つ
たことがある場合 最近において行つた特
別の修繕のために要した費用の額を基礎と
して政令で定めるところにより計算した金
額

二 前項の個人が、その事業の用に供する同
項第一号に掲げる船舶(以下この号におい
て「特定船舶」という。)につきその年十二
月三十一日までに特別の修繕を行つたこと
がなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、
容積量、建造後の経過年数等について状況
の類似する当該個人の事業の用に供する他

の船舶(以下この号において「類似船舶」と
いう。)につきその年十二月三十一日までに
特別の修繕を行つたことがある場合 当該
類似船舶につき最近において行つた特別の
修繕のために要した費用の額を基礎として
政令で定めるところにより計算した金額
三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、
構造、容積量、建造又は築造後の経過年数
等について前項の固定資産と状況の類似す
る他の資産につき最近において行われた特
別の修繕のために要した費用の額を基礎と
して政令で定めるところにより計算した金
額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てて
個人が、当該特別修繕準備金に係る固定資産
(以下この条において「準備金設定資産」とい
う。)について特別の修繕のために要した費用
の額を支出した場合に、その支出をした日
における当該準備金設定資産に係る特別修
繕準備金の金額(その日までにこの項若しくは
第五項の規定により総収入金額に算入され
た、若しくは算入されるべきこととなつた金
額又は前年十二月三十一日までに次項の規定
により総収入金額に算入された金額がある場
合には、これらの金額を控除した金額。以下
この条において同じ。)のうち当該支出をした
金額に相当する金額は、その支出をした日の
属する年分の不動産所得の金額又は事業所得
の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てて
個人の各年の十二月三十一日において、前年
から繰り越された準備金設定資産に係る特別
修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資
産に係る特別の修繕の完了予定日として政令
で定める日の属する年の十二月三十一日の翌
日から二年を経過したもの(以下この項にお
いて「特別修繕予定日経過準備金額」という。)
がある場合には、当該特別修繕予定日経過準
備金額については、当該経過した日の属する

年の十二月三十一日における当該準備金設定
資産に係る特別修繕準備金の金額の五分の一
に相当する金額(当該金額がその年十二月三
十一日における当該準備金設定資産に係る特
別修繕準備金の金額を超える場合には、当該
特別修繕準備金の金額に相当する金額)を、
その年分の不動産所得の金額又は事業所得の
金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 第一項の特別修繕準備金を積み立てて
個人が次の各号に掲げる場合に該当すること
となつた場合には、当該各号に定める金額に
相当する金額は、その該当することとなつた
日の属する年分の不動産所得の金額又は事業
所得の金額の計算上、総収入金額に算入す
る。
一 準備金設定資産について特別の修繕が完
了した場合 その完了した日における当該
準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金
額

二 準備金設定資産について特別の修繕が行
われないこととなつた場合 その行われな
いこととなつた日における当該準備金設定
資産に係る特別修繕準備金の金額
三 準備金設定資産をその用に供する事業の
全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲
渡し、又は廃止した日における特別修繕準
備金の金額

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場
合において特別修繕準備金の金額を取り崩
した場合 その取り崩した日における特別
修繕準備金の金額のうちその取り崩した金
額に相当する金額

6 第一項の特別修繕準備金を積み立てて
個人が青色申告書の提出の承認を取り消さ
れ、又は青色申告書による申告をやめる旨の
届出書の提出をした場合には、その承認の取
消しの基因となつた事実のあつた日又はその
届出書の提出をした日(その届出書の提出を
した日が青色申告書による申告をやめた年の

翌年である場合には、そのやめた年の十二月
三十一日)における特別修繕準備金の金額は、
政令で定めるところにより、その日の属する
年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は
事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入
する。この場合において、当該特別修繕準備
金の金額については、前三項及び第八項の規
定は、適用しない。

7 第二十條の二第五項の規定は、第一項の規
定を適用する場合について準用する。
8 第二十條の二第六項から第八項までの規定
は、第一項の特別修繕準備金を積み立てて
いる個人の死亡により当該個人の相続人が同項
の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合
について準用する。

第二十五條の二第三項中「第六十七條の二」を
「第六十七條」に、「所得税法」を「同法」に改
める。
第四十一條の十四第一項中「三十万円」を「三
十五万円」に改める。
第五十六條の二第一項中「(昭和二十九年法律
第五十一号)」を削る。
第五十七條の八を次のように改める。

(特別修繕準備金)
第五十七條の八 青色申告書を提出する法人
が、各事業年度(解散(合併)による解散を除
く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業
年度を除く)において、その事業の用に供す
る次の各号に掲げる固定資産(外国法人の事
業の用に供する第二号から第四号までに掲げ
る固定資産については、当該外国法人の国内
において行う事業の用に供するものに限る。)
について行う修繕(次の各号に掲げる固定資
産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限
る。以下この条において「特別の修繕」とい
う。)に要する費用の支出に備えるため、当該
固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を損
金経理の方法(確定した決算において利益又
は剰余金の処分により積立金として積み立て

る方法を含む。により特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 船舶安全法第五条第一項第一号の規定による定期検査を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のものを除く。）当該定期検査を受けるための修繕

二 鉄鋼製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕

三 ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供される球形のガスホルダー（同条第十項に規定するガスホルダーで大蔵省令で定めるものに限る。）当該ガスホルダーにつき定期的に行われる検査で

四 石油業法第二条第一項に規定する石油の貯蔵の用に供する貯油槽 当該貯油槽につき消防法第十四条の三第一項の規定により定期的に行われる検査又は同法第十四条の三の二の規定により定期的に行われる点検（大蔵省令で定めるものに限る。）を受けるための修繕

二 前項の法人が、その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）につき当該事業年度終了の時点で、当該特定船舶につき当該事業年度終了の時点で、当該特定船舶の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容量、建造後の経過年数等について状況

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 前項の法人が同項の固定資産につき当該事業年度終了の時点で特別の修繕を行つたことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の法人が、その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）につき当該事業年度終了の時点で、当該特定船舶の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容量、建造後の経過年数等について状況

の類似する当該法人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につき当該事業年度終了の時点で特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容量、建造又は築造後の経過年数等について前項の固定資産と状況の類似する他の資産につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が、当該特別修繕準備金に係る固定資産（以下この条において「準備金設定資産」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日の属する事業年度終了の日の翌日から二年を経過したもの（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金に

過準備金額については、当該経過した日を含む事業年度終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕が完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕が行われなかつたこととなつた場合 その行われなかつたこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における特別修繕準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の事由となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出を

した日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十五条の四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項」とあるのは、「第五十七条の八第四項」と読み替えるものとする。

第三章第二節第五十七条の八の次に次の一条を加える。

（中小企業の貸倒引当金の特例）
第五十七条の九 法人の各事業年度終了の時に、おける資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）が法人税法第五十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項第二号の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時に、おける同号に規定する売却金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもって、同号に掲げる金額とすることができ。

2 前項に規定する法人の平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る法人税法第五十二条第一項の規定の適用については、同

した日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十五条の四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項」とあるのは、「第五十七条の八第四項」と読み替えるものとする。

第三章第二節第五十七条の八の次に次の一条を加える。

（中小企業の貸倒引当金の特例）
第五十七条の九 法人の各事業年度終了の時に、おける資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）が法人税法第五十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項第二号の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時に、おける同号に規定する売却金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもって、同号に掲げる金額とすることができ。

2 前項に規定する法人の平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る法人税法第五十二条第一項の規定の適用については、同

した日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

項第二号中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第五十七
条の九第一項(中小企業の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政
令で定める割合を乗じて計算した金額)の百分の百十六に相当する金額」とする。

第六十二条の三第九項中、「第六十五条の七から」を「若しくは第六十五条の七から」に改め、「若
しくは第六十六条」を削り、「第六十五条の十二第四項」を「又は第六十五条の十二第四項」に改め、
「又は第六十六条第二項若しくは第三項」を削る。

第三章第六節の二の節名を削り、第六十六条及び第六十六条の二を次のように改める。

第六十六条及び第六十六条の二 削除
第六十六条の七第一項中「及び第五項から第九項まで」を「第五項及び第九項から第十二項まで
に改める。

第六十六条の十一第三項中「第五十五条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第六十七条の二第一項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第六十八条の二第九項の表に次のように加える。

第百五十九条

又は第六十九条

若しくは租税特別措置法第六十八条の二
(利子・配当等に係る所得税額の控除等
の特例)又は第六十九条

第六十八條の三第一項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。
第六十八條の四を次のように改める。

第六十八條の四 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法(以下「新法
人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以
下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法
人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税清算所得に対する法人税を課
される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人
税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得
に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前
の例による。

(罰金等の損金不算入に関する経過措置)

第三条 新法人税法第三十八條第一項第五号に係る部分に限る。の規定は、法人が施行日以後に課
される同号に掲げるものについて適用する。

(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入に関する経過措置)

第四条 新法人税法第五十一条の規定は、法人が施行日以後にする金銭以外の資産の出資について適
用し、法人が施行日前にした金銭以外の資産の出資については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第五条 法人(各事業年度終了の時における資本
の金額又は出資金額が一億円を超える新法人税
法第二條第九号に規定する普通法人並びに保険
業法平成七年法律第五号)に規定する相互会
社及びこれに準ずるものとして政令で定めるも
のに限る。が、施行日から平成十五年三月三十
一日までの間に開始する各事業年度において、
新法人税法第五十二條第一項の規定の適用を受
ける場合には、同項第二号の規定にかかわらず、
当該事業年度終了の時における同号に規定
する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭
債権の帳簿価額(政令で定める金銭債権にあつ
ては、政令で定める金額を控除した残額)の合
計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額
をもって、同号に掲げる金額とすることができ
る。

(賞与引当金に関する経過措置)

第六条 法人の施行日から平成十五年三月三十一
日までの間に開始する各事業年度の所得の金額
の計算については、第一号の規定による改正前
の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第五十
四條(旧法人税法第四十二條において適用す
る場合を含む。以下この条において同じ。)の規
定は、なおその効力を有する。この場合におい
て、旧法人税法第五十四條第一項中「計算した
金額」とあるのは、施行日から平成十一年三月
三十一日までの間に開始する事業年度について
は「計算した金額の六分の五に相当する金額」
と、同年四月一日から平成十二年三月三十一日
までの間に開始する事業年度については「計算
した金額の六分の四に相当する金額」と、同年
四月一日から平成十三年三月三十一日までの間
に開始する事業年度については「計算した金額
の六分の三に相当する金額」と、同年四月一日
から平成十四年三月三十一日までの間に開始す
る事業年度については「計算した金額の六分の
二に相当する金額」と、同年四月一日から平成
十五年三月三十一日までの間に開始する事業年
度については「計算した金額の六分の二に相当

する金額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされて読み替えて適用される旧法人税法第五
十四條第一項の規定により平成十五年四月一日
以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度
の所得の金額の計算上損金の額に算入された賞
与引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事
業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入
する。

3 前項の賞与引当金勘定の金額を有する法人が
合併により消滅した場合における同項の規定の
適用の特例その他当該賞与引当金勘定の金額の
処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(特別修繕引当金に関する経過措置)

第七条 法人が、施行日以後最初に開始する事業
年度の直前の事業年度終了の日において特別修
繕引当金勘定が設けられていた資産を有する場
合における当該資産に係る特別修繕引当金勘定
の金額(同日後最初に行われる旧法人税法第五
十六條第一項に規定する特別の修繕(次項にお
いて「特別の修繕」という。)に要する費用に充て
るためのものに限り)については、同条(旧法
人税法第四十二條において適用する場合を含む。
む。の規定は、なおその効力を有する。

2 法人の施行日以後に開始する各事業年度終了
の日において、前事業年度から繰り越された前
項の資産に係る特別修繕引当金勘定の金額のう
ちに特別の修繕の完了予定日として政令で定め
る日の属する事業年度終了の日(同日が施行日
以後最初に開始する事業年度終了の日)である
場合には、同日)の翌日から二年を経過したも
のがある場合には、当該法人は、同項の規定に
にかかわらず、政令で定めるところにより、当該
資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩
さなければならない。

3 前項の規定により取り崩すべきこととなった
特別修繕引当金勘定の金額は、その取り崩すべ
きこととなった日の属する事業年度の所得の金
額の計算上、益金の額に算入する。

4 特別修繕引当金勘定の金額を有する法人が合併により消滅した場合における前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(製品保証等引当金に關する経過措置)

第八條 法人の施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、旧法人税法第五十六條の二(旧法人税法第四十二條において適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十六條の二第一項中「計算した金額」とあるのは、施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と読み替へるものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替へて適用される旧法人税法第五十六條の二第一項の規定により平成十五年四月一日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された製品保証等引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の製品保証等引当金勘定の金額を有する法人が合併により消滅した場合における同項の規定の適用の特例その他当該製品保証等引当金勘定の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(制賦販売等に關する経過措置)

第九條 法人の施行日前に開始した事業年度においてその目的物の引渡し又は提供をした制賦資産若しくは役務又は資産若しくは工事の旧法人税法第六十二條第一項に規定する制賦販売等又は旧法人税法第六十三條第一項に規定する延払条件付譲渡若しくは延払条件付請負に係る益金の額及び損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において旧法人税法第六十二條第一項に規定する制賦販売等(以下この項において「制賦販売等」という。)をしたすべての制賦資産又は役務の制賦販売等につき同条第一項に規定する政令で定める制賦基準の方法(以下この項において「制賦基準の方法」という。)により経理をした法人が、施行日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において制賦資産又は役務の制賦販売等をしたときは、その制賦資産又は役務の制賦販売等(新法人税法第六十二條第二項に規定する長期制賦販売等に該当するものを除く。以下この条において「経過措置対象制賦販売等」という。)をした事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該経過措置対象制賦販売等に係る収益の額及び費用の額につき制賦基準の方法により経理した場合に当該各事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなる収益の額及び費用の額のそれぞれに、当該経過措置対象制賦販売等をした事業年度のいづれに該当するかに応じ当該各号に定める金額(当該事業年度が一年に満たない場合には、当該金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額)を加算した金額(当該金額が、当該経過措置対象制賦販売等に係る収益の額又は費用の額から当該経過措置対象制賦販売等につき当該事業年度の直前の事業年度までに既にこの項の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額を控除した金額)を超える場合には、当該控除をした金額を、それぞれ益金の額及び損金の額に算入する。

一 施行日から平成十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額(当該経過措置対象制賦販売等に係る収益の額から当該収益の額につき制賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象制賦販売等をした事業年度において益金の額に算入されることとなる収益の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)及び繰延費用の額(当該経過措置対象制賦販売等に係る費用の額から当該費用の額につき制賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象制賦販売等をした事業年度において損金の額に算入されることとなる費用の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)のそれぞれ六分の二に相当する金額

二 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の二に相当する金額

三 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の三に相当する金額

四 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の四に相当する金額

五 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 繰延収益の額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の五に相当する金額

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第二項の規定は、経過措置対象制賦販売等をした事業年度(以下この項において「販売事業年度」という。)の確定申告書(新法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項及び次項において同じ。)に当該経過措置対象制賦販売等に係る収益の額及び費用の額のうち当該販売事業年度の益金の額及び損金の額に算入される金額についての明細書の添付がある場合(第二項の規定の適用を受ける事業年度が当該販売事業年度後の事業年度である場合には、当該販売事業年度から当該事業年度までの各事業年度の確定申告書に同項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額についての明細書の添付がある場合に限る。適用する。)

5 税務署長は、前項の明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付があつたことに基づきやむを得ない事情があると認めるときは、同項の明細書の提出があつた場合に限る。第二項の規定を適用することができる。

6 第二項の法人が新法人税法第七十二條第一項(新法人税法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合における前二項の規定の適用については、第四項中「同じ」とあるのは「同じ」(当該販売事業年度につき中間申告書(同条第三十号に規定する中間申告書で新法人税法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したもの)をいう。以下この項及び次項において同じ。)を提出する場合にあつては、当該中間申告書と、「当該事業年度までの各事業年度の確定申告書」とあるのは「当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の確定申告書及び当該事業年度の中間申告書」と、前項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

7 第二項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合における経過措置対象制賦販売等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(工事の請負に關する経過措置)

11 前項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合における経過措置対象制賦販売等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條 新法人税法第六十三條の規定は、法人が

施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧法人税法第六十四條第二項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

(外国税額の控除に関する経過措置)

第十一條 新法人税法第六十九條第六項から第八項までの規定は、内国法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第四項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する配当等の額に係る同条第六項に規定する外国孫会社の所得に対して課される同項に規定する外国法人税について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 新法人税法第五十九條第一項の規定は、施行日以後にする同項に規定する違反行為について適用し、施行日前にした旧法人税法第五十九條第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十三條 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二條の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置)

第十四條 新所得税法第四十五條第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に課される同号に掲げるものについて適用する。

(特別修繕引当金に関する経過措置)

第十五條 第二條の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)第五十五條第一項に規定する居住者が平成十年分以前の各年において特別修繕引当金勘定に繰り入れた、又は繰り入れる金額に係る平成十年分の不動産所得の

金額又は事業所得の金額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が平成十年十二月三十一日において特別修繕引当金勘定が設けられている資産を有する場合における当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額(同日後最初に行われる旧所得税法第五十五條第一項に規定する特別修繕(次項において「特別修繕」という。)に要する費用に充てるためのものに限る。)については、同条(旧所得税法第六十五條)において適用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

3 平成十一年以後の各年の十二月三十一日において、個人の前年から繰り越された前項の資産に係る特別修繕引当金勘定の金額のうち特別修繕の完了予定日として政令で定める日の属する年の十二月三十一日(同日が平成十一年十二月三十一日前である場合には、同日)の翌日から二年を経過したものがある場合には、その個人は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

4 前項の規定により取り崩すべきこととなった特別修繕引当金勘定の金額は、その取り崩すべきこととなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 特別修繕引当金勘定の金額を有する個人が死亡した場合における前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(製品保証等引当金に関する経過措置)

第十六條 平成十年から平成十五年までの各年分の事業所得の金額の計算については、旧所得税法第五十五條の二(旧所得税法第六十五條)において適用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧所得税法第五十五條の二第一項中「計算した金額」とあるのは、平成十一年分については「計算した金額の六分の五に相当する金額」と、平成十二年分については「計算し

た金額の六分の四に相当する金額」と、平成十三年分については「計算した金額の六分の三に相当する金額」と、平成十四年分については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と、平成十五年分については「計算した金額の六分の二に相当する金額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替えて適用される旧所得税法第五十五條の二第一項の規定により平成十五年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された製品保証等引当金勘定の金額は、平成十六年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 前項の製品保証等引当金勘定の金額を有する個人が死亡した場合における同項の規定の適用の特例その他当該製品保証等引当金勘定の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に関する経過措置)

第十七條 新所得税法第六十五條の規定は、平成十一年以後の年においてその目的物又は役務の引渡し又は提供をする同条第一項に規定する延払条件付販売等に該当する資産の販売等について適用し、平成十年以前においてその目的物の引渡し又は提供をした棚卸資産若しくは役務又は工事の旧所得税法第六十五條第一項に規定する割賦販売等又は旧所得税法第六十六條第一項に規定する延払条件付販売若しくは延払条件付請負については、なお従前の例による。

2 平成十年分の事業所得の金額の計算について、同年においてしたすべての棚卸資産又は役務の旧所得税法第六十五條第一項に規定する割賦販売等(以下この項において「割賦販売等」という。)につき同条第一項に規定する政令で定める割賦基準の方法(以下この項において「割賦基準の方法」という。)により経理をした個人が、平成十一年から平成十五年までの各年において、その棚卸資産又は役務の割賦販売等(新所得税法第六十五條第二項に規定する延払条件付販売

等)に該当するものを除く。以下この条において「経過措置対象割賦販売等」という。)をした年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該各年分の総収入金額又は必要経費に算入されることとなる収入金額及び費用の額のそれぞれに、当該経過措置対象割賦販売等をした年が次の各号に掲げる年のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額を加算した金額(当該金額が、当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額又は費用の額から当該経過措置対象割賦販売等につきその年の前年までに既にこの項の規定により総収入金額又は必要経費に算入した金額に相当する金額を控除した金額を超える場合には、当該控除をした金額)を、それぞれ総収入金額及び必要経費に算入する。

一 平成十一年 繰延収入金額(当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額から当該収入金額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象割賦販売等をした年分において総収入金額に算入されることとなる収入金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)及び繰延費用の額(当該経過措置対象割賦販売等に係る費用の額から当該費用の額につき割賦基準の方法により経理した場合に当該経過措置対象割賦販売等をした年分において必要経費に算入されることとなる費用の額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。)のそれぞれ六分の一に相当する金額

二 平成十二年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の二に相当する金額

三 平成十三年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の三に相当する金額

四 平成十四年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の四に相当する金額

五 平成十五年 繰延収入金額及び繰延費用の額のそれぞれ六分の五に相当する金額

3 前項の規定は、経過措置対象制賦販売等をした年(以下この項において「販売年」という。)の年分の確定申告書(新所得税法第二條第二項第三十七号に規定する確定申告書(租税特別措置法第三十七條の十三第八項において準用する新所得税法第二百二十三條第一項(新所得税法第二百六十六條において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。)をいう。以下この項及び次項において同じ。に当該経過措置対象制賦販売等に係る収入金額及び費用の額のうち当該販売年の年分の総収入金額及び必要経費に算入される金額についての明細書の添付がある場合(前項の規定の適用を受ける年が当該販売年後の年である場合には、当該販売年からその年までの各年分の確定申告書に同項の規定により総収入金額及び必要経費に算入される金額についての明細書の添付がある場合)に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の明細書の添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の明細書の提出があった場合(前項の規定の適用を受ける年が当該販売年後の年である場合には、当該販売年からその年までの各年分の確定申告書に同項の規定により総収入金額及び必要経費に算入される金額についての明細書の添付がある場合)に限り、適用する。

5 第二項の規定の適用を受ける個人が死亡し、又は出国をする場合における経過措置対象制賦販売等に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(工事の請負に関する経過措置)
第十八条 新所得税法第六十六條の規定は、個人が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧所得税法第六十七條第二項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)
第十九条 新所得税法第二百三條の三の規定は、施行日以後に支払うべき新所得税法第二百三條の二に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二十条 新所得税法第二百三十八條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する違反行為について適用し、施行日前にした旧所得税法第二百三十八條第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

(所得税の特別修繕準備金に関する経過措置)
第二十一条 第三條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二十條の五の規定は、個人が平成十一年以後の各年において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産(附則第十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第五十五條の特別修繕引当金勘定が設けられている固定資産を除く。)について、適用する。

りなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十六條の特別修繕引当金勘定が設けられている固定資産を除く。)について、適用する。

(土地等の現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)
第二十五条 法人が施行日前にした第三條の規定による改正前の租税特別措置法(次条において「旧租税特別措置法」という。)第六十六條第一項に規定する出資により取得した株式に係る所得の金額の計算については、なお従前の例による。

(外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例に関する経過措置)
第二十六条 法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第六十八條の四第一項に規定する外国子会社から受けた旧法人税法第六十九條第四項に規定する配当等の額に係る旧租税特別措置法第六十八條の四第一項に規定する外国子会社の所得に対して課された同項に規定する外国法人税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)
第二十七条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「法人税法第五十一條第一項(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)に規定する特定出資により新たに法人を設立し、当該を「新たに法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資(当該資産の出資その他当該設立のための出資によりその法人が有することとなるその新たに設立される法人の株式の数又は出資の金額が当該法人の設立の時に発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上であるものに限る。を、その出資により」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除
第十六条の見出し中「延払条件付販売等」を「長期制賦販売等」に改め、同条第一項中「資産

(当該事業者が個人事業者である場合には、棚卸資産に限る。以下この項及び第四項において同じ。)の延払条件付販売(所得税法第六十六條第一項(延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)に規定する延払条件付販売をいう。若しくは延払条件付譲渡(法人税法第六十三條第三項第一項(延払条件付譲渡等に係る収益及び費用の帰属事業年度に規定する延払条件付譲渡をいう。))を行つた場合又は工事(製造を含む。第四項において同じ。)の延払条件付請負(所得税法第六十六條第一項又は法人税法第六十三條第一項に規定する延払条件付請負をいう。))により資産の譲渡等)を「所得税法第六十五條第一項(延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)に規定する延払条件付販売等又は法人税法第六十二條第一項(長期制賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に規定する長期制賦販売等)に該当する資産の譲渡等(以下この条において「長期制賦販売等」という。))に、「延払条件付販売若しくは延払条件付譲渡又は延払条件付請負(これらのうち損失が生じたものを除く。以下この条において「延払条件付販売等」という。))、資産又は請負の目的物」及び「延払条件付販売等」を「長期制賦販売等」に改め、同条第二項中「延払条件付販売等」を「長期制賦販売等」に、「第六十六條第一項ただし書」を「第六十五條第一項ただし書」を「第六十二條第一項ただし書」に改め、同条第三項中「申告書」の下に「(当該申告書に係る国税通則法第十八條第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八條第二項において同じ。))」を加え、同条第四項中「延払条件付販売等をした資産又は工事」を「長期制賦販売等」に改める。

第十七條の見出し中「長期工事」を「工事」に改め、同条第四項中「第一項の下に「若しくは第二項を加え、同項の」を「これらの」に、「長期工事」を「長期大規模工事又は工事」に、「同項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項又は前項本文」に、「同項の長期工事」を「第一項の長期大規模工事又は前項の工事」に、「目的物のうち、当該長期工事の」を「長期大規模工事又は工事の請負に係る資産の譲渡等のうち、その」に、「同項の規定を」これらの規定に、「長期工事の請負」を「長期大規模工事又は工事の請負」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「長期工事（所得税法第六十七條第一項（長期工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十四條第一項（長期工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期工事）をいう。以下この条において同じ。」を「所得税法第六十六條第二項又は法人税法第六十三條第二項に規定する工事（以下この条において「工事」という。）に、「その請負を」その「工事の請負」に改め、「をした長期工事」を削り、「当該長期工事」を「当該工事」に、「第六十七條第一項ただし書」を「第六十六條第二項ただし書」に、「第六十四條第一項ただし書」に、「第六十七條第一項第一号」を「第六十六條第二項第一号」に、「第六十四條第一項第一号」を「第六十三條第二項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業者が所得税法第六十六條第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十三條第一項（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期大規模工事（以下この条において「長期大規模工事」という。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合には、当該長期大規模工事の目的物のうちこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により計算した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の

十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとする事ができる。

第十八條第一項中「第六十七條の二」を「第六十七條」に改める。
第四十三條第三項中「第十五條第三項」を「第十六條第三項」に、「第十六條第三項、第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改める。
（消費税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十八條 前条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第十二條の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する分割があつた場合について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の消費税法（以下この条において「旧消費税法」という。）第十二條第一項に規定する分割があつた場合については、なお従前の例による。
2 事業者の施行日前に開始した課税期間（消費税法第十九條に規定する課税期間）同条第一項第三号又は第四号の規定による届出書の提出をしていない事業者にあつては、当該届出書の提出がないものとした場合の同項に規定する課税期間（をいう。以下この条において同じ。）において行つた旧消費税法第十五條第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等については、なお従前の例による。
3 施行日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において旧消費税法第十五條第一項の規定の適用を受けている事業者が、施行日から平成十年九月三十日までの間に開始する課税期間において行つた同項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「所得税法」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号。以下この項において「平成十年改正法」という。）第二条の規定による改正前の所得税法（次項に

において「旧所得税法」という。）と、「法人税法」とあるのは「平成十年改正法第一条の規定による改正前の法人税法（次項において「旧法人税法」という。）と、「これらの規定の適用を受けるため割賦販売等をしたすべての棚卸資産又は役務」とあるのは「割賦販売等をしたすべての棚卸資産又は役務（平成十年改正法附則第二十七條の規定による改正後の消費税法第六十六條第一項に規定する長期割賦販売等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）と、同条第二項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧法人税法」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における新消費税法第四十三條の規定の適用については、同条第三項中「第十六條第三項」とあるのは、「第十六條第三項及び法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二十七條の規定による改正前の消費税法第十五條第三項」とする。
5 新消費税法第六十六條の規定は、施行日以後に開始する課税期間において行われる同条第一項に規定する長期割賦販売等について適用し、施行日前に開始した課税期間において行われた旧消費税法第六十六條第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡については、なお従前の例による。
6 新消費税法第七十七條の規定は、事業者が施行日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項に規定する工事の請負について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る旧消費税法第七十七條第一項に規定する長期工事の請負については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）
第二十九條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。
第八十六條の四第三項中「消費税法」を「法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第二十七條の規定による改正前の消費税法」に、「同法を消費税法」に改める。
（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八號）の一部を次のように改正する。
附則第十八條第六項中「第六十六條」を「第六十五條の十二まで」に改める。
（日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十一條 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八號）の一部を次のように改正する。
附則第一條中、「第六項、第八項及び第九項」を「及び第六項から第八項まで」に改める。
附則第十二條第八項を削り、同条第八項中「附則第十二條第八項」を「附則第十二條第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とする。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法等の一部を改正する法律
（租税特別措置法の一部改正）
第一條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十條の五」を「第二十條の六」に、「第二十八條の五」を「第二十八條の四」に、「第三節の二 鉱業所得の課税の特例（第五十八條）」を「第三節の二 鉱業所得の課税の特例（第五十八條の二・第五十八條の三）」を「第三節の三 特別自由貿易地域における課税の特例（第五十九條・第

小小売商業者又は中小サービス業者をいう。に該当する個人	二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)第二十一条第二項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に係る同法第四十五条に規定する中小売商業高度化事業を実施する個人	当該認定中小売商業高度化事業計画に係る同法第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八
------------------------------------	---	--	-------------

第十一条の七第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、「取得価額」の下に「(第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)」を加える。

第十二条の八第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同表の第三号から第五号までの規定中「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同表の第十号中「地区」の下に「及び同法第二十三条の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区」を加える。

第十二条の三第一項中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

第十三条の見出し中「割増償却」を「割増償却等」に改め、同条第一項中「前条までの下に」に「第三項」を加え、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「前条第二項の規定」の下に「又は第三項の規定若しくは第四項において準用する第十一項の規定若しくは第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 青色申告書を提出する個人で道路運送法

れる金額を下ることはできない。

4 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける障害者対応設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十三条第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十三条の三第一項第三号及び第四号中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、同条各号に定める割合を乗じて計算したものを「百分の百四十(当該優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十五)に相当する」に改め、同条各号を次のように改める。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅のうち次に掲げるもの

イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅で政令で定めるもの

ロ 次に掲げる建築物(政令で定める要件を満たすものに限る。)に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1) 都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第四条第一項に規定する都市計画(第三項において「都市計画」という。)に定められた同法第八条第一項第三号の高度利用地区その他の政令で定める区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

(2) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十九条の二第一項の規定による許可を受けて建築される建築物で政令で定めるもの

第十四条第二項中「百分の百十五」を「百分の百十二」に、「百分の百十八」を「百分の百十四」に改め、同条第三項中次に掲げる建築物を「第一号から第五号までに掲げる建築物」に、「同時に」を「併せて」に改め、「含む」の下に「並びに第六号に掲げる建築物(当該建築物と併せて設置される機械及び装置で大蔵省令で定めるものを含む)」を加え、同項に次の一号を加える。

六 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する近郊整備区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百一十号)第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留する建築物(政令で定める規模のものに限る。)

第十五条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十八」に改める。

第十六条第二項中「百分の十四」を「百分の十」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

十 食品の製造過程の管理の高度化に関する

臨時措置法第六條第一項に規定する試験研究計画に係る同項の認定を受けた同法第四條第一項に規定する法人 同法第十一條第一項に規定する負担金

第二十條の三第一項中「平成十年」を「平成十二年」に改める。

第二十條の四第一項の表の第二号の中欄中「以下この条を」次条第一項に規定する維持管理積立金の積立てがされるべき同項に規定する特定廃棄物最終処分場に該当するものを除く。以下この条に改める。

第二章第二節第二款第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四の次の一條を加える。

第二十條の五 青色申告書を提出する個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項又は同法第十五條第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十二年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、同法第八條の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五條の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分を終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につきその年において同法第八條の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額（その年において同法第九條の五第一項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八條の五第七項（同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。以下この条において

「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の五第六項（同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。）に規定する維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、特定廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の五第六項（同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の五第七項（同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合、次号に該当する場合及び当該個人の死亡により当該個人の相続人が事業を承継した場合を除く。）その有しないこととなつた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三 事業を廃止した場合、その廃止した日における特定災害防止準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特定災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該特定災害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第二十條の二第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第二十條の二第六項から第八項までの規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

第二十一條第一項中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第二十二條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第二十五條の二第三項第一号中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

第二十八條の四第一項中「及び次条」を削り、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「平成十年十二月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改める。

第二十九條の二を次のように改める。
（特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）

第二十九條の二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ二第二項又は第二百十條ノ十九第二項の決議により同法第二百十條ノ二第二項第三号に規定する権利（以下この項及び第六項において「株式譲渡請求権」という。）又は同法第二百十條ノ十九第二項に規定する新株の引受権（以下この項及び第六項において「新株引受権」という。）を与えらるる者とされた当該決議（以下この条において「付与決議」という。）のあつた株式会社取締役又は使用人である個人（当該付与決議のあつた日において当該株式会社社の政令で定める数の株式を有していた個人（以下この項及び次項において「大口株主」という。）及び同日において当該株式会社社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人（次項において「大口株主の特別関係者」という。）

当該株式譲渡請求権又は新株引受権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該株式譲渡請求権又は新株引受権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の

を、当該行使に係る株式会社に提出した場合に限り、適用する。

一 当該権利者（その者が権利承継相続人である場合には、その者の被相続人である取

当該事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額をもつて当該返還を受けた特定株式の数に相当する数の当該特定株式と同銘柄の株式の取得をしたものとそれぞれみ

ものの同項各号に掲げる株式等の譲渡をした場合には、同様とする。

株式譲渡請求権又は新株引受権を与える株式会社は、政令で定めるところにより、当該株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書を、その付与をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

7 第一項第五号に規定する取決めに従い特定株式又は承継特定株式につき保管の委託を受け、又は管理等信託を引き受けている証券業者等は、政令で定めるところにより、当該特定株式又は承継特定株式の受入れ又は交付その他の異動状況に関する調書を、毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

8 第一項本文の規定の適用を受ける場合における株式の取得価額の計算の特例、同項本文の規定の適用を受ける場合における株式の譲渡に係る国内源泉所得の範囲及び非居住者に対する課税の方法の特例、特定株式又は承継特定株式の譲渡に係る所得税法第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項、第四項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条第一項中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項中「第一項の規定の適用がある場合」を「第一項第二項の規定により適用される場合を含む。第四号において同じ。」の規定の適用がある場合」に改め、同項第一号中「同項第三十号の規定を」を「同項第三十号」に、「同法第三十一条の二」を「同条第二項、同法第三十一条の二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人が、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に、その有する土地等又は建物等でその年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合に

は、当該譲渡による譲渡所得については、前項の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に對し課する所得税の額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額
二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
イ 千二百万円
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額

第三十一条の二第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「前条第一項」の下に「同条第二項の規定により適用される場合を含む。」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「同条第二項の規定により適用される場合を含む。」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条第二項第四号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

第三十二条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「第三十一条第四項第二号」を「第三十一条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に、「同法第三十一条の二」を「同条第二項、同法第三十一条の二」に改める。

第三十三条第四項中「第三十一条第一項」の下に「同条第二項の規定により適用される場合を含む。」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

第三十三条の二第一項中、「第二十八条の五」を削る。

第三十三条の三第一項中、「第二十八条の五」を削り、「場合又は」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第一項」を加え、同条第二項及び第三項中、「第二十八条の五」を削る。第三十三条の四第一項第一号及び第三十四条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十四条の二第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中平成九年十二月三十一日を「平成十二年十二月三十一日」に改め、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「土地等」につき「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第一項に規定する土地地区画整理事業、を、土地等のうち」の下に「同項」を加え、同項を同項第二十号とし、同項第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「ハ」を「ロ」の次に次のように加える。

ハ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第四條第五項に規定する中小小売商業高度化事業（同項第一号から第四号まで又は第七号に掲げるものに限る。）

第三十四条の二第二項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方公共団体又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項に規定する中心市街地整備推進機構が同法第七條第一項に規定する特定中心市街地（以下この

号において「特定中心市街地」という。）の整備のために同法第六條第一項に規定する基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、特定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三條第一項第二号若しくは第三号の五、第三十三條の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十四條の二第三項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十六号から第十八号まで」を「第十七号から第十九号まで」に改める。

第三十四條の三第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十三号」を「前条第二項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第三十五條第一項中「若しくは第三十六條の六」を「第三十六條の六若しくは第四十一条の五」に改め、同項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十六條第一項中「第三十一条第一項」の下に「同条第二項の規定により適用される場合を含むもの」とし、を加える。

第三十六條の二第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に、「における資産の譲渡につき第三十五條第一項又は第三十六條の六」を「において第三十五條第一項、第三十六條の六又は第四十一条の五」に改め、同条第三項中「第三十一条第一項」の下に「同条第二項の規定により適用される場合を含む。」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

第三十六條の六第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に、「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、

「(当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が二億円以下であるもので、かつ、当該譲渡に係る土地又は土地の上に存する権利の対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)」及び「当該買換資産である土地又は土地の上に存する権利の取得に係る対価の額が当該取得に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)」において、「又は前条を」と、前条又は第四十一条の五に改め、同条第二項の表の第三十六條の二第二項の項中「の譲渡」を削り、「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改め、「の同項に規定する譲渡」を削り、「買換資産の取得」を「買換資産の」に改め、「同項に規定する取得」を削り、同表の第三十六條の四の項中

前条第一項	第三十六條の六第二項において準用する第三十六條の三第一項
なつた者	なつた者及び第三十六條の六第四項の規定に該当する者

前条第一項	第三十六條の六第二項において準用する第三十六條の三第一項
-------	------------------------------

改め、同条第三項から第八項までを削り、同条第九項中「及び第三項から前項まで」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十七條第一項の表以外の部分中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に、「以下第三十七條の三まで」を「同表の第一号及び第十九号から第二十一号

までの上欄を除き、以下第三十七條の三まで」に、「第一号の下欄に掲げる資産(同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業(以下この項及び第三十七條の三第二項において「都心共同住宅供給事業」という)の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。の)のうち近郊整備地帯等(同表の第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域の近郊の区域として政令で定める区域をいう。以下この項及び第三十七條の三第二項において同じ。)内にあるもの又は同表の第二十号若しくは第二十一号」及び「第一号の下欄に掲げる資産(同号の上欄に掲げる資産のうち都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。の)のうち近郊整備地帯等内にあるもの又は同表の第二十号若しくは第二十一号」を「第二十号」に改め、同項の表の第二号中「含むもの」とし、貸付けの用に供されているものを除くを「含む。以下この表において同じ」に改め、「(昭和三十一年法律第八十三号)」を「(昭和三十一年法律第九十九号)」及び「(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)」を削り、同表の第十九号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得(同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。がされたものを取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間(第三十一条第三項に規定する所有期間をいう。以下この表及び第五項において同じ。が十年を超える。に改め、同表の第二十号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得(同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。がされたものを取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間が十年を超える。に改め、同表の第二十一号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得(同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを

含む。がされたものを取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間が十年を超える。に、既成市街地等以外の地域内にある建築物を「国内にある土地等、建築物」に改め、同条第三項及び第四項中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、同条第五項中「第三十一条第一項に規定する所有期間をいう。以下この項において同じ。及び(同項第七号に掲げる土地等の譲渡のうちその年一月一日において所有期間が二年以下である土地等(その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。の譲渡にあつては、第二十八條の五第二項第三号に掲げる土地等の譲渡に該当するものに限る。)」を削り、同条第六項中「第三十一条第一項の下に(同条第二項の規定により適用される場合を含む。を加え、に係る同項に係る同条第一項に改め、同条に次の一項を加える。

11 第五項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした土地等の譲渡については、適用しない。

第三十七條の三第二項第一号中「第一号の下欄に掲げる資産(同号の上欄に掲げる資産のうち都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。の)のうち近郊整備地帯等内にあるもの又は同表の第二十号若しくは第二十一号」を「第二十号」に改める。第三十七條の四中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改める。第三十七條の五第一項の表の第二号中「昭和四十一年法律第五十二号」を削り、同条第二項の表の第三十七條第四項の項中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、同条第五項第一号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。第三十七條の十第三項第四号及び第六号中

「第三十七條の十四」を「第三十七條の十五」に改める。

第三十七條の十一第一項第三号中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削り、同条第五項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第三十八條を削り、第二章第四節第九款中第三十七條の十六を第三十八條とし、第三十七條の十五を第三十七條の十六とし、第三十七條の十四を第三十七條の十五とし、第三十七條の十三の次に次の一項を加える。

(銀行持株会社に対する合併新株券の現物出資に係る課税の特例)

第三十七條の十四 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する金融機関(以下この項において「金融機関」という。)と同条第二項に規定する銀行持株会社(当該金融機関が同法第十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。の規定により設立したものに限る。の)同法第三条第一項に規定する子会社である他の金融機関とが当該他の金融機関が存続することとなる合併を行った場合において、当該他の金融機関が、同法第七條第一項の規定により当該金融機関の株主による当該銀行持株会社に対する現物出資の給付があつたものとみなされる当該銀行持株会社に対する同項に規定する合併新株券の交付(当該交付に係る現物出資による当該銀行持株会社の当該合併新株券の受入価額が政令で定める金額以下となつているものに限る。をしたときは、その合併の時に当該金融機関の株主であつた個人による当該銀行持株会社に対する当該合併新株券に係る株式の当該現物出資に係る第三十七條の十から第三十七條の十二まで又は所得税法第三十七條、第三十三條若しくは第三十五條の規定の適用については、当該合併新株券に係る株式の譲渡は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合における同項の株主であつた個人が同項の現物出資により取得する同項の銀行持株会社の株式の取得価額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第一項中「株式等に」を「株式等（当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式（以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。）に係るものを除く。）に」に改め、同項第一号中「株式等」を「株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）に」、「発行済株式の」を「発行済株式（請求権のない株式を除く。）の」に、「以下この条を」を「次号に改め、同項第二号中「間接保有の株式等」の下に（請求権のない株式に係るものを除く。）を加え、同条第二項中「前項」の下に「及びこの項を加え、同項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額のうち居住者（当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。以下この号において同じ。）及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれが多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（議決権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式

会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（請求権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ハ 議決権のない株式及び請求権のない株式を発行している株式会社 イ又はロに定める割合のいずれが多い割合

第四十一条第一項及び第四十一条の二第二項中「三千万円」を「三千万円」に改める。

第四十一条の六を削り、第四十一条の五を第四十一条の六とし、第四十一条の四の次に次の一条を加える。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）

第四十一条の五 確定申告書提出する個人が、その年の前年以前三年以内の年において生じた居住用財産の譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。以下この項において「控除適用譲渡損失金額」という。）を有する場合において、当該個人がその年十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日）において当該控除適用譲渡損失金額に係る買換え資産（第三項第一号に規定する買換え資産をいう。）に係る住宅借入金等の金額を有するときは、当該個人がその年又はその年の前年以前の年において当該控除適用譲渡損失金額が生じた年の前年以前の年において生じた居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受ける場合又は受けていない場合を除き、当該控除適用譲渡損失金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年の所得税に係るその年の所得税法第二十条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超

える年については、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の個人が居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該居住用財産の譲渡損失の金額の計算に關する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある確定申告書その他の提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、同項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に關する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産の譲渡損失の金額 当該個人が、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が五年を超えるもののうち次に掲げるもの（以下この号及び第六項において「譲渡資産」という。）の譲渡（第三十三条第三項第一号に規定する譲渡所得の基となる不動産等の貸付け（第六項において「譲渡所得の基となる不動産等」の貸付け」という。）を含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするものその他政令で定めるものを除く。以下この号において「特定譲渡」という。）をした場合（当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該個人がその年の前年又は前々年における資産の譲渡につき第

三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十六条の六の規定の適用を受けている場合を除く。）において、平成十年一月一日（当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日）以後の年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、国内にあるもの（以下この条において「買換え資産」という。）の取得（建設を含むものとし、贈与によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおけるその年において生じた所得税法第二十条第一項第二十五号に規定する純損失の金額（同法第七十条第一項又は第二項（同法第六百六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの及び同法第六百六十二條第二項同法第六百六十六條において準用する場合を含む。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）のうち、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係るもの（当該譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれていない場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額

をいう。

イ 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの

ロ イに掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの(当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)

ハ イ又はロに掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

ニ 当該個人のイに掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が五年を超えたる当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利(当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)

二 住宅借入金等 住宅の用に供する家屋の新築若しくは取得又は当該家屋の敷地の用に供される土地若しくは当該土地の上に存する権利の取得(以下この号において「住宅の取得等」という。)に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関又は住宅金融公庫から借り入れた借入金で契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもののその他の住宅の取得等に係る借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)で政令で定めるものをいう。

4 居住者が第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用に係る買換資産の取得については、第四十一条及び第四十二条の規定は、適用しない。

5 居住者が最初に第一項の規定の適用を受けることができる年又はその年の翌年以後の各年において当該適用に係る買換資産の取得につき第四十一条又は第四十二条の規定の適用を受ける場合には、当該買換資産に係る居住用財産の譲渡損失の金額については、同項の規定は、適用しない。

6 確定申告書を提出する個人の所得税法第七十条第一項に規定する各年において生じた同法第二十一条第一項第二十五号に規定する純損失の金額(以下この項において「純損失の金額」という。)のうちに居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額(指定期間内に譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)があつた譲渡資産に係る当該譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)がある場合における同法第七十条第一項(同法第六十五条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「及び第四百二十二条第二項」とあるのは、「第四百二十二条第二項」と「となつたもの」とあるのは、「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第六項(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)に規定する居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額」とする。

7 第一項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十一条第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)の規定」とする。

二 所得税法第二十一条の規定の適用については、同条第二項中「又は第七十一条第一

項(雑損失の繰越控除)とあるのは、「第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)又は租税特別措置法第四十一条の五第一項(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)と、同条第三項中「の規定」とあるのは「又は租税特別措置法第四十一条の五の規定」とする。

三 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条第一項中「の規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五第一項(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)の規定」と、「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五第一項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五第一項」とする。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「これらの法律」とあるのは、「所得税法若しくは法人税法又は租税特別措置法」とする。

五 前各号に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定の適用を受けた者は、当該適用に係る買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から四月を経過する日までに同項の規定の適用を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

10 買換資産の取得につき第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた者(第五項の規定に該当する者を除く。)は、当該買換資産の取得に係る居住用財産の譲渡損失の金額

について第一項の規定の適用を受けることとなつた場合には、最初に同項の規定の適用を受ける年分の所得税の確定申告書を提出する日までに当該買換資産の取得につき第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

11 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。第十二条第九項又は第十項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第九項又は第十項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第九項又は第十項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第九項又は第十項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の九、第四十二条の十、第

四十二條の十一第一項に改め、同条第八項第三号中「次条」を「第四十二條の九若しくは第四十二條の十の規定又は次条」に、「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改める。

第四十二條の五第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「次条」を「第四十二條の九若しくは第四十二條の十の規定又は次条」に、「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に、「第一号イ、第三号イ、第五号又は第六号」を「第一号イ若しくはハ、第二号ロ又は第三号から第六号まで」に改め、同条第二号中「著しく資する機械その他の減価償却資産又は」を「著しく資し、又は」に、「減価償却資産の」を「減価償却資産であつて次に掲げるものの」に改め、同号に次のように加える。

イ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第二条に規定する新エネルギー利用等に資する機械その他の減価償却資産

ロ イに掲げる機械その他の減価償却資産以外のもの

第四十二條の五第二項中「第四十二條の九第二項」を「第四十二條の九、第四十二條の十、第四十二條の十一第二項」に、「（次条を）」を「（第四十二條の九若しくは第四十二條の十の規定又は次条）」に、「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改める。

第四十二條の六第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「次条」を「第四十二條の九若しくは第四十二條の十の規定又は次条」に、「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第二項中「中小企業者等が」を「特定中小企業者等（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をい

う。以下この項において同じ。）が」に、「当該中小企業者等」を「当該特定中小企業者等」に、「第四十二條の九第二項」を「第四十二條の九、第四十二條の十、第四十二條の十一第二項」に、「（次条を）」を「（第四十二條の九若しくは第四十二條の十の規定又は次条）」に、「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第三項中「その用を」を「その指定事業の用に」に、「又は第四十二條の八第三項を」を「第四十二條の八第三項又は第四十二條の十第二項」に、「を」を「を」に係る場合を除く」に改め、同条第六項中「第四十二條の八第六項の下に」を「第四十二條の十第五項」を加える。

第四十二條の七第一項中「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の九の規定又は第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第二項中「第四十二條の九第二項」を「第四十二條の九、第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第二項」に、「（第四十二條の九第一項を）」を「（第四十二條の九の規定又は第四十二條の十一第一項）」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第六項中「次条第六項の下に」を「第四十二條の十第五項」を加える。

第四十二條の八第一項中「次条第一項」を「次条若しくは第四十二條の十の規定又は第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第二項中「次条第二項」を「次条、第四十二條の十、第四十二條の十一第二項」に、「（次条第一項を）」を「（次条若しくは第四十二條の十の規定又は第四十二條の十一第一項）」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、同条第三項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、第四十二條の十第二項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」に改め、同条第六項中「前条第六項の下に」を「第四十二條の十第五項」を加える。

第四十二條の九第一項中「平成十年三月三十

一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、「第四十三條の三」を削り、同条第二項中「前条第二項から第四項まで及び第六項」を「第四十二條の八第二項から第四項まで及び第六項、第四十二條の九、前条」に改め、同条を第四十二條の十一とし、第四十二條の八の次に次の二条を加える。

（自由貿易地域等において工業用機械等を取

得した場合の法人税額の特別控除）

第四十二條の九 青色申告書を提出する法人

が、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正す

る法律（平成十年法律第 号）の施行の日

から平成十四年三月三十一日までの間に、次

の表の各号の第一欄に掲げる地区内において

当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する

設備で政令で定める規模のものの新設又は増

設をする場合において、当該新設又は増設に

係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産

（以下この条において「工業用機械等」とい

う。）を取得し、又は製作し、若しくは建設し

て、これを当該地区内において当該法人の当

該事業の用に供したときは、その事業の用に

供した日を含む事業年度（合併による解散

を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の

各事業年度を除く。以下この条において「供

用年度」という。）の所得に対する法人税の額

（この条、第四十二條の四、第四十二條の五

第二項及び第三項、第四十二條の六第二項か

ら第四項まで及び第六項、第四十二條の七第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条、第四十二條の十一第二項並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しない計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその事業の用に供した当該工業用機械等（次条の規定又は第四十二條の十一第一項、第四十三條から第四十六條の三まで、第四十八條若しくは第四十九條若しくはこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

地 区	事 業	資 産	割 合
沖縄振興開発特別措置法第二十三條第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法第二十三條の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）

これらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。の取得価額の百分の十五当該特定事業化設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特別中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特別中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 特別中小企業者等が、指定期間内に、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのない事業化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限り)をして、これを沖縄県の地域内にある当該特別中小企業者等の営む特定事業の用に供した場合(その特定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該特定事業の用に供している場合に限る)には、供用年度の所得に対する法人税の額からその特定事業の用に供した事業化設備等(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限り)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十五(当該事業化設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特別中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特別中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(第四十二条の七第一項若しくは同項に係る第五十二条の三第一項の規定又は第四十二条の七第二項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその特定事業の用に供した事業化設備等につき第一項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第一項又は第二項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

5 第二項に規定する事業化設備等につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該法人の営む特定事業の用に供しなくなった場合(当該法人の解散、当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該特定事業の用に供しなくなった場合を除く)には、当該法人に対して課する当該特定事業の用に供しなくなった日を含む事業年度(解散合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百三十三条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該特定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該法人の営む特定事業の用に供しなくなった場合(当該法人の解散、当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該特定事業の用に供しなくなった場合を除く)には、当該法人に対して課する当該特定事業の用に供しなくなった日を含む事業年度(解散合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百三十三条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該特定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

6 前項の規定の適用を受ける事業化設備等に係る第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

度(法人税法第二十一条に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

9 第一項から第三項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百三十五条第一項において準用する場合を含む)の規定の適用については、同法第六十七條第二項中「第七十條の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十條の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二條の十(沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除)」と、同法第七十條の二中「この款とあるのはこの款及び租税特別措置法第四十二條の十(沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二條第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二條の十(沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除)を適用」と、同法第七十四條第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二條の十(沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除)とする。

10 第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七條第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二條の十第五項

（事業化設備等を事業の用に供しなくなった場合の法人税額」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項中「当該特定設備等の取得価額」の下に「（第四十二条の四第三項に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において「基準取得価額」という。）」を加え、「その取得価額」を「その基準取得価額」に改め、同表の表の第三号中「百分の九」を「百分の七」に改め、同表の第四号中「（以下この号において「外航船舶」という。）」を削り、「合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの」の下に「及び当該機械その他の設備を加え、外航船舶以外の船舶で」を削り、「及び当該機械その他の設備については百分の二十」を「については百分の十九」に改め、同表の第五号中「百分の九」を「百分の八」に改める。

第四十三条の二を削る。
第四十三条の三第一項中「前二条又はこれら」を「前条又は同条」に改め、同条第二項中「第四十三條第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第四十三條の二とする。
第四十三條の四第一項及び第二項中「前三條」を「前二條」に改め、同条を第四十三條の三とする。

第四十四条第一項中「第四十三條から前条まで」を「前三條」に改める。

第四十四条の二第二項中「十四年以内の」を「十六年以内の」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「（前三号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号中

「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。

四 適用期間の開始の日から十五年以内に取得等をした高度技術工業用設備（前三号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。） 百分の十（建物及びその附属設備については、百分の五）

五 適用期間の開始の日から十六年以内に取得等をした高度技術工業用設備（前各号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。） 百分の九（建物及びその附属設備については、百分の五）

第四十四条の四第三項を次のように改める。
3 青色申告書を提出する法人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、同法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該製造過程管理高度化設備等（第四十三條から前条まで若しくは前二項又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十四（建物及びその附属設備については、百分の

七）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十四条の五第一項中「十年以内の」を「十二年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。

五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の六

第四十四条の六第一項の表の第一号の第二欄中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十（平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の九とし、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の八とする。）」を「百分の七」に改め、同表の第二号の第二欄中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十四（平成八年四月一日から平成九年

三月三十一日まで」を「百分の八（当該設備であつて政令で定めるもののうち、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同表の第三号中「百分の十一」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「百分の十二」を「百分の十一」に改める。

第四十四条の七第一項中「平成十一年三月三十一日」の下に「（同表の第八号から第十一号までの上欄に掲げるものについては、平成十二年三月三十一日）」を、「上欄に掲げる法人の下に」及び同表の第八号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるものを加え、同項の表の第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表の第八号の上欄中「掲げる法人」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加え、同号を同表の第七号とし、同表に次の四号を加える。

八 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第四十五項に規定する中小小売商業高度化事業を実施する法人のうち政令で定めるもの	イ 当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第二項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備（以下第十一号までにおいて「建物等」という。）で政令で定めるもの ロ 当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第二項に規定する商業施設のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの	百分の八 百分の十二
九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四十五条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業を実施するものうち政令で定めるもの	同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画（以下第十一号までにおいて「認定特定事業計画」という。）に係る同法第四十五条第四項第一号の商業施設のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの又は認定特定事業計画に係る同法の商業施設（政令で定める規模のものに限る。）のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの	百分の八

十 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四條第四項第五号に規定する貨物運送効率化事業を実施するものうち政令で定めるもの	認定特定事業計画に係る当該貨物運送効率化事業の用に供される建物等で政令で定めるもの	百分の八
十一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四條第四項第六号に規定する中心市街地電気通信施設整備事業を実施するものうち政令で定めるもの	認定特定事業計画に係る同号に規定する共同利用施設のうち建物等で政令で定めるもの	百分の八

第四十四條の八第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「五年以内の」を「七年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした産業業務施設（前二号に掲げる産業業務施設に該当するものを除く。）百分の十

第四十四條の九第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、「取得価額」の下に「（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）を加える。

第四十四條の十第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、第四十五條第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同表の第三号から第五号までの規定中「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同表の第十号中「地区」の

下に「及び同法第二十三條の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区」を加える。

第四十五條の二第三項第三号中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

第四十六條の二の見出し中「割増償却」を「割増償却等」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項と下げ、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第四十三條から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これ

を当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当

該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条に規定する運輸事業を営む法人	政令で定める駅又は停留場に設置されるエレベーター及びエスカレーターで、身体障害者その他これに準ずる者の利用に資するものとして政令で定めるもの	百分の十五
二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む法人	当該事業用の自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有するものとして政令で定めるもの	百分の二十五

第四十六條の三第一項第二号及び第三号中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、

第四十七條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「百分の四十（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）に相当する」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの
二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号

に規定する区域内に建築される賃貸住宅のうち次に掲げるもの

イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の八に規定する認定計画に基づき建築される建築物に係る賃貸住宅で政令で定めるもの

ロ 次に掲げる建築物（政令で定める要件を満たすものに限り）に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1) 都市計画法第四條第一項に規定する都市計画第三項において「都市計画」というに定められた同法第八條第一項第三号の高度利用地区その他の政令で定める区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額(当該事業年度において同法第九條の五第一項(同法第十五條の四において準用する場合を含む。))の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八條の五第七項(同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。))の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。以下この条において「維持管理積立金」という。に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が維持管理積立金の積立てをしていて特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の五第六項(同法第十五條の二の三において準用する場合を含む)に規定する維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額(その日までこの項又は次項の規定により損金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において「同じ」のうちの取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

上、益金の額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の五第六項(同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。))の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の五第七項(同法第十五條の二の三において準用する場合を含む。))の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く) その有しないこととなつた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における特定災害防止準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

四 前項 前三号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定災害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

た日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定災害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第五十五條の四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十五條第九項及び第十項の規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

第五十六條第一項及び第五十六條の二第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第五十七條第一項の表の第三号中「に相当する金額(当該計算した金額が政令で定める金額の百分の十に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の四に相当する金額との合計額)」を「(当該計算した金額が政令で定める金額を超え、百分の五に相当する金額が当該金額が政令で定める金額を超え、当該金額が政令で定める金額に改める。

第五十七條の七の見出しを「(関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金)」に改め、同条第三項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第九項中「第四項」の下に「又は第七項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「(関西国際空港整備準備金)」の下に「又は第五項」を加え、同条第十項中「又は第五項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「(会社又は指定会社)」が、第一項の関西国際空港整備準備金又は第五項の中部国際空港整備準備金に改め、(関西国際空港整備準備金の金額)の下に「又は中部国際

空港整備準備金の金額を」ところにより、の下に「(会社又は指定会社)」を加え、「前二項、第八項及び第九項」を「第四項、前二項、第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「(会社又は指定会社)」が、第一項の関西国際空港整備準備金又は第五項の中部国際空港整備準備金に改め、(関西国際空港整備準備金の金額)の下に「又は中部国際空港整備準備金の金額」を加え、「前項」を「第四項、前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第 号)第四條第二項に規定する指定会社(以下この条において「指定会社」という)が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額(当該金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額の三分の二に相当する金額を超え、当該三分の二に相当する金額)以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により中部国際空港整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 指定会社が中部国際空港の用に供するために造成した土地(次項において「中部国際空港用地」という)の取得価額として政令で定める金額(次号において「累積限度基準額」という)の十分の一に相当する金額

二 累積限度基準額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額(その日まで第八項の規定により益金の額に算入さ

る金額)に相当する金額

れた、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第七項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した後の金額。以下この条において同じを控除した金額。

6 前項に規定する適用事業年度とは、中部国際空港をその事業の用に供した日を含む事業年度から中部国際空港用地の造成工事の費用に充てたために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日を含む事業年度までの各事業年度（解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。）をいう。

7 第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。）

第五十八条第一項中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第五十八条の二第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の十三」を「百分の十二」に改め、同条第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

「第四節 協同組合の課税の特例」を「第三節 特別自由貿易地域における課税の特例」の三

に改める。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

（特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除）

第五十九条 青色申告書を提出する内国法人で沖縄振興開発特別措置法第二十三条の二第一項の規定により同項に規定する特別自由貿易地域として指定された地区（以下この条において「特別自由貿易地域」という。）内に本店又は主たる事務所を有するもの（当該指定の日以後に設立されたものに限る。）のうち各事業年度当該内国法人の設立の日（合併により設立された内国法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後十年を経過する日までの間に終了する事業年度に限る。終了の日において認定法人当該特別自由貿易地域内において同法第二十四条の二第一項の規定による認定を当該指定の日から五年以内に受けたものをいう。に該当するものが、当該各事業年度（第四十二條の九の規定又は第四十五条若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該特別自由貿易地域内において行われる同法第二十四条の二第一項に規定する事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の三十五に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限る。適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二十八条の十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七條第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十条 削除

第六十一条の次に次の節名を付する。

第四節 協同組合の課税の特例

第六十一条の三第四項中「第四項まで」の下に「第四十二條の九及び第四十二條の十」を加える。

第六十一条の四第一項第一号イ及び第二号イ中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第六十二条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、「第四十二條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加え、「第六十三條の二第二項」を削り、同条第六項第二号中「第四十二條の九まで」を「第四十二條の十一まで」に、「及び第四十二條の九第二項」を、「第四十二條の九第一項、第四十二條の十第一項及び第四十二條の十一第二項」に改める。

第三章第五節の二の節名を削り、第六十二条の二を次のように改める。

第六十二条の二 削除

第六十二条の三第一項中「第四十二條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加え、「第六十三條の二第二項」及び「又は第六十三條の二第一項」を削り、同条第八項中「第四十二

條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加え、「第六十三條の二第二項」を削り、同条第十一項第二号中「第四十二條の九まで」を「第四十二條の十一まで」に、「及び第四十二條の九第二項」を、「第四十二條の九第一項、第四十二條の十第一項及び第四十二條の十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

13 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

第六十三條第一項中「第四十二條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加え、「次条第一項」及び「次条第一項の規定の適用があるものを除く」を削り、同条第二項第一号中「次条第二項第一号において同じ」を削り、同条第三項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者である法人の行う土地等の譲渡（同条第三項に規定する不動産特定共同事業者契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡で政令で定めるものに限る。）

第六十三條に次の一項を加える。

7 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。

第六十三條の二を削る。

第三章第五節の三を同章第五節の二とする。

第六十四條第六項中「第四項まで」の下に、「第四十二條の九及び第四十二條の十」を加える。

第六十五條第一項中「保留地の対価」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第一項」を加える。

第六十五條の四第一項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中「平成九年十二

月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改め、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「土地等につき」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項に規定する土地区画整理事業、」を、「土地等のうち」の下に「同項」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業（同項第一号から第四号まで又は第七号に掲げるものに限り）

第六十五条の四第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方公共団体又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十条第一項に規定する中心市街地整備推進機構が同法第七条第一項に規定する特定中心市街地（以下この号において「特定中心市街地」という。）の整備のために同法第六条第一項に規定する基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、特定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の五、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十五条の四第二項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十六号から第十八号まで」を「第十七号から第十九号まで」に改める。

第六十五条の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十三号」を「前条第一項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、又は第六十三条の二第二項を削り、「同表の第一号の場合（同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。）の同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等（同号の上欄のイからハまでに掲げる区域の近郊の区域として政令で定める区域をいう。次条第一項において同じ。）内にあるもの又は同表の第二十一号若しくは第二十二号の場合のこれらの号」を「同表の第二十一号の場合の同号」に改め、同表の表の第二十一号「含む」とし、貸付けの用に供されているものを除く」と含む。以下この表において同じに、「建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）を「建物」に改め、同表の第二十号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得（同日後の合併による取得で政令で定めるものを含む。）がされたもの」を「取得をされた日（合併又は特別の法律に基づき承継による取得にあつては、政令で定める日）の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。次号において同じ。）が十年を超えるもの」に改め、同表の第二十一号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得（同日後の合併による取得で政令で定めるものを含む。）がされたもの」を「取得をされた日（合併又は特別の法律に基づき承継による取得にあつては、政令で定める日）の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。次号において同じ。）が十年を超えるもの」に改め、同表の第二十六号の六第一項中「株式等」を「株式等（当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式（以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。）に係るものを除く。）に改め、同項第一号中「株式等」を「株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の次に、「発行済株式の」を「発行済株式（請求権のない株式を除く。）の次に、「以下この条を「次号」に改め、同項第二号中「間接保有の株式等」の下に（請求権のない株式に係るものを除く。）を加え、同条第二項中「前項」の下に「及びこの項」を加え、同項第一号を次のように改める。

た日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間が十年を超えるもの」に改め、同表の第二十二号中「昭和五十六年十二月三十一日以前に取得（同日後の合併又は承継による取得で政令で定めるものを含む。）がされたもの」を「取得をされた日（合併又は承継による取得にあつては、政令で定める日）の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。次号において同じ。）が十年を超えるもの」に改め、同表の第二十六号の六第一項中「株式等」を「株式等（当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式（以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。）に係るものを除く。）に改め、同項第一号中「株式等」を「株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の次に、「発行済株式の」を「発行済株式（請求権のない株式を除く。）の次に、「以下この条を「次号」に改め、同項第二号中「間接保有の株式等」の下に（請求権のない株式に係るものを除く。）を加え、同条第二項中「前項」の下に「及びこの項」を加え、同項第一号を次のように改める。

第六十五条の八第一項中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、又は第六十三条の二第二項を削り、「同表の第一号の場合（同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。）の同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるもの又は同表の第二十一号若しくは第二十二号の場合のこれらの号」を「同表の第二十一号の場合の同号」に改める。

第六十五条の九中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、又は第六十三条の二第二項を削り、「同表の第一号の場合（同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。）の同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるもの又は同表の第二十一号若しくは第二十二号の場合のこれらの号」を「同表の第二十一号の場合の同号」に改める。

第六十五条の九中「平成六年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日まで」に改め、又は第六十三条の二第二項を削り、「同表の第一号の場合（同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。）の同表の第一号の下欄に掲げる資産のうち近郊整備地帯等内にあるもの又は同表の第二十一号若しくは第二十二号の場合のこれらの号」を「同表の第二十一号の場合の同号」に改める。

第六十六条の六第一項中「株式等」を「株式等（当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式（以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。）に係るものを除く。）に改め、同項第一号中「株式等」を「株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の次に、「発行済株式の」を「発行済株式（請求権のない株式を除く。）の次に、「以下この条を「次号」に改め、同項第二号中「間接保有の株式等」の下に（請求権のない株式に係るものを除く。）を加え、同条第二項中「前項」の下に「及びこの項」を加え、同項第一号を次のように改める。

第六十六条の六第一項中「株式等」を「株式等（当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式（以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。）に係るものを除く。）に改め、同項第一号中「株式等」を「株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の次に、「発行済株式の」を「発行済株式（請求権のない株式を除く。）の次に、「以下この条を「次号」に改め、同項第二号中「間接保有の株式等」の下に（請求権のない株式に係るものを除く。）を加え、同条第二項中「前項」の下に「及びこの項」を加え、同項第一号を次のように改める。

等（当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式（以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。）に係るものを除く。）に改め、同項第一号中「株式等」を「株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の次に、「発行済株式の」を「発行済株式（請求権のない株式を除く。）の次に、「以下この条を「次号」に改め、同項第二号中「間接保有の株式等」の下に（請求権のない株式に係るものを除く。）を加え、同条第二項中「前項」の下に「及びこの項」を加え、同項第一号を次のように改める。

外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額のうち第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（議決権のない株式を除く。）の総数のうち居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式会社（ハに掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（請求権のない株式を除く。）の総数のうち居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

求権のない株式に係るものを除く。の総数の占める割合

ハ 議決権のない株式及び請求権のない株式を発行している株式会社 イ又はロに定める割合のいずれが多い割合

第六十六條の十第一項に次の一号を加える。

十 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第四條第一項に規定する法人同法第六條第一項の認定に係る同項に規定する試験研究計画において定められている同法第四條第一項に規定する高度化基準の作成のために必要な試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の十三第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同條第二項第二号中「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」の下に「平成二年法律第三十五号」を加え、同項第三号中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」の下に「平成元年法律第五十九号」を加える。

第六十六條の十四中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第六十七條の四第六項中「第四項まで」の下に「第四十二條の九及び第四十二條の十」を加える。

第六十七條の十第一項中「外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第二項を外国為替及び外国貿易法第二十一條第三項に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十号）の施行の日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に、「外国為替及び外国貿易管理法第十一條を同項に、外国為替公認銀行を金融機関に、同法第二十二條第二項を同項に改め、同條第二項中「外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第四項」を「外国為替及び外国貿易法第二十一條第四項」に改め、同條を第六十七條の十三とし、第六十七條の九の次に次の三條を加える。

（銀行持株会社の創設等に係る課税の特例）
第六十七條の十 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律

第二條第一項に規定する金融機関（以下この条において「金融機関」という。）と同法第二條第二項に規定する銀行持株会社当該金融機関が同法第十二條第一項（同法第六項において準用する場合を含む。）の規定により設立したものに限る。）の同法第三條第一項に規定する子会社である他の金融機関とが当該他の金融機関が合併法人となる合併を行った場合において、当該他の金融機関が、同法第七條第一項の規定により当該金融機関の株主による

当該銀行持株会社に対する現物出資の給付があつたものとみなされる当該銀行持株会社に対する同項に規定する合併新株券の交付（当該交付に係る現物出資による当該銀行持株会社の当該合併新株券の受入価額が政令で定める金額以下となつてゐるものに限る。）をしたときは、その合併の時に当該金融機関の株主であつた法人のその交付があつた時における当該合併新株券の帳簿価額を、その交付に係る現物出資の給付があつた時の当該合併新株券の価額であるとなし、当該法人の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。

第六十七條の十一 前條の合併が行われた場合において、当該合併に係る被合併法人の当該合併の日を含む事業年度以前の各事業年度（当該合併に係る合併法人の当該合併の日を含む事業年度開始の日前五年内に開始した事業年度に限る。）において生じた法人税法第二條第二十号に規定する欠損金額で政令で定めるものがあるときは、当該欠損金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該合併法人の当該合併の日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の合併法人が、同項の合併の日を含む事業年度の確定申告書（法人

税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項に規定する欠損金額についての明細書を添付するとともに、当該合併の日を含む事業年度において青色申告書である確定申告書を提出している場合（当該合併法人の同項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、更に当該事業年度まで連続して確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

3 第一項の合併法人が法人税法第七十二條第一項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「同じ」とあるのは「同じ」（当該事業年度につき中間申告書（同法第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したもの）をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合にあつては、当該中間申告書と、「青色申告書である確定申告書」とあるのは「青色申告書である確定申告書」当該事業年度につき中間申告書を提出する場合にあつては、青色申告書である中間申告書」と、「当該事業年度まで連続して」とあるのは「当該事業年度の直前の事業年度まで連続して」とする。

第六十七條の十二 第六十七條の十の合併が行われた場合において、当該合併に係る合併法人が、当該合併の日以後一年以内に同條の銀行持株会社に対して子会社株式等（当該合併法人がその発行済株式又は出資の金額の全部を所有している法人の株式又は出資であつて、当該合併前に当該合併に係る被合併法人が所有していたものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡（当該子会社株式等その譲渡の際における価額が当該合併法人の帳簿価額を超え、かつ、当該銀行持株会社がその譲渡を受けた子会社株式等の帳簿価額を当該合併法人の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額とする場合における譲渡に限る。）をしたとき

きは、その譲渡による利益の額に相当する金額（次項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該合併法人のその譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

3 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなくかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた同項の合併法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二條第十八號の規定の適用については同項イ（一）に規定する所得の金額に、同法第六十七條第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十八條の二第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同條第二項中「平成十一年四月一日」を「平成十年四月一日」に改める。

第六十八條の五第一項中「及び次号イを、次号イ及び第三号イに、厚生年金基金水準相当共済給付（厚生年金保険法第三十二條第三項に規定する相当する水準の給付の額から同條第二項に規定する額を控除した額の給付に準じた給付をいう。以下この号において同じ。）を「厚生年金基金水準相当給付」に、「当該厚生年金基金水準相当共済給付」を「当該厚生年金基金水準相当給付」に改める。

第七十條の三第一項中「平成九年十二月三十一日」を「平成十一年十二月三十一日」に改める。

第七十一條を次のように改める。

（地価税の課税の停止）

第七十一條 平成十年以後の各年の課税時期

第五部 財政・金融委員会會議録第十号 平成十年三月二十七日 【參議院】

(地価税法第二条第四号に規定する課税時期をいう。以下この章において同じ。)において、個人又は法人(同条第七号に規定する人格のない社団等を含む。)が有する土地等(同条第一号に規定する土地等をいう。以下この章において同じ。)については、同法の規定にかかわらず、当分の間、地価税を課さない。

第七十六條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「千分の二十」を「千分の二十五」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第七十七條の二、第七十七條の四、第七十八條の三並びに第七十九條第一項及び第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第八十條を削る。

第八十一條中「平成十年三月三十一日までの間にされたものに限り。」を「平成十二年三月三十一日までの間にされたものに限り。」に、「平成十年三月三十一日までの間に同項に、平成十年三月三十一日までの間にされたものに限り。」若しくは「平成十一年六月三十日までの間にされたものに限り。」若しくは「平成十年三月三十一日までの間にされたものに限り。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 造船業基盤整備事業協会が造船業基盤整備事業協会法(昭和五十二年法律第百三十三号)第三十條第一項の規定による認可に係る同項に規定する業務実施計画に基づき同法第二十九條第一項第一号の規定により買収した土地又は建物の所有権の移転の登記については、その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の十六とする。

第八十一條を第八十條とし、同条の次に次の一条を加える。

(銀行持株会社の創設のための合併等に係る登記の税率の軽減)

第八十一條 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律第三條第一項の規定による条件が定められた合併(以下この条において「特定合併」という。)に係る同項に規定する存続金融機関(次項において「存続金融機関」という。)が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に、当該特定合併により不動産に関する権利を取得した場合においては、当該不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転の登記 千分の三
- 二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一・五
- 三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の〇・五

2 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律第二條第二項に規定する銀行持株会社が特定合併により同法第三條第一項に規定する消滅金融機関の株主に交付される存続金融機関の株式を当該株主から同項の規定により定められた条件に従い現物出資の目的として給付を受けた場合における資本の増加の登記(当該現物出資に係る資本の増加に対応する部分に限る。)については、その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

第八十一條の二中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第八十二條第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「資本の金額又は」を削り、同条に次の一項を加える。

3 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四條第二項に規定する指定会社、同法の施行の日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に次に掲げる事項について大蔵省令で定めるところにより登記を受ける場合には、その登記については、登録免許税を課さない。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

- 一 株式会社資本の増加
- 二 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地(これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む。)並びに中部国際空港の設置及び管理に関する法律第六條第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものの所有権の保存

第八十三條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第八十三條の四第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条を第八十三條の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(認定特定事業計画等に基づき施設等を取付した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三條の六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下この条において「中心市街地整備改善活性化法」という。)の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる者が当該各号に定める施設又は店舗を取得した場合においては、当該施設又は店舗に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

一 中心市街地整備改善活性化法第十七條第一項に規定する認定特定事業者のうち国、地方公共団体又は日本開發銀行その他政令で定める法人の出資に係る法人で政令で定めるもの。同条第二項に規定する認定特定事業計画に基づき取得する中心市街地整備改善活性化法第四條第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業により整備される同号の施設で政令で定めるもの。

二 中心市街地整備改善活性化法第十七條第一項に規定する認定特定事業者のうち中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号の規定による地域振興整備公団の出資に係る法人で政令で定めるもの。中心市街地整備改善活性化法第十七條第二項に規定する認定特定事業計画に基づき取得する中心市街地整備改善活性化法第四條第四項第二号に規定する事業により整備される同号の施設(中心市街地整備改善活性化法第八條第二項第一号に掲げる施設に該当するものを除く。)

三 中心市街地整備改善活性化法第四條第五項第二号に規定する事業協同組合等(以下この号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所屬員である同条第三項に規定する中小小売商業者。中心市街地整備改善活性化法第二十一條第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき当該事業協同組合等が取得した中心市街地整備改善活性化法第四條第五項第二号に規定する事業により設置された中小小売商業振興法第四條第二項の店舗で当該認定中小小売商業高度化事業計画に基づき当該事業協同組合等から取得するもの。

四 中心市街地整備改善活性化法第四第五項第七号に掲げる者(政令で定める者に限る。) 中心市街地整備改善活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき取得する同号に規定する事業により整備される中小小売商業振興法第四第六項の施設

第八十三条の三「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条を第八十三条の四とし、第八十三条の二の次に次の一条を加える。

〔不動産特定共同事業者が取得する土地等の所有権の移転登記の税率の軽減〕

第八十三条の三 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第一号に掲げる契約のうち不動産の所有権を譲渡するものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産につき当該不動産特定共同事業契約においてその業務の執行の委任を受けた者が、当該不動産特定共同事業契約に係る出資により同条第六項に規定する事業参加者から当該不動産を取得した場合に、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、千分の三十とする。

第八十四条第二項中「旅客鉄道株式会社(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社をいう。)」を「東海旅客鉄道株式会社」に、「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二「(昭和六十二年法律第九十二号)」を削る。

第五章中第八十四条の三を第八十四条の四とし、第八十四条の二の次に次の一条を加える。

〔鉄道事業者が日本国有鉄道清算事業団から無償で取得する鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記の税率の軽減〕

第八十四条の三 鉄道事業法第七第一項に規定する鉄道事業者が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に、日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団から無償で取得する同項各号に掲げる鉄道施設(同条第二項の規定により日本国有鉄道清算事業団から無償で貸付けを受けている鉄道施設で既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものに限る。)に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十二・五とする。

第八十七条の二第一項中「平成十年九月三十日」を「平成十年四月三十日」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に、「及び酒税法の一部を改正する法律」を「並びに酒税法の一部を改正する法律」に改め、「附則第四条第一項の下」及び第二項を加え、「同項」を「同条第一項及び第二項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「平成十三年九月三十日」を「平成十二年九月三十日」に、「附則第四条第二項」を「附則第四条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成十年五月一日から同年九月三十日まで

の間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二條第一項及び酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)附則第四条第二項の規定に

よりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、第五項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒 類	品 目		基準アルコール分	基 準 税 率
	しょうちゅう	しょうちゅう甲類		
しょうちゅう	しょうちゅう乙類		二十五度	二十四万八千四百円
ウイスキー類			二十五度	十五万七千四百円
スピリッツ類	スピリッツ		四十度	四十万九千円
リキュール類			三十七度	三十六万七千八百八十八円
			十二度	十一万九千八百八十八円

第八十八条の二第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八十九条第二項、第八十九条の三第一項及び第八十九条の四第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の十第一項中「平成十年四月三十日」を「平成十五年四月三十日」に改め、同項第一号中「(昭和二十六年法律第八十三号)」を削る。

第九十一条の二第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該約束手形が事業に必要な資金を調達するために法人が作成するもの(大蔵省令で定めるものに限る。)であること。

二 当該約束手形の手形金額が一億円以上であること。

三 当該約束手形が確定日払のもので、その振出しの日から満期までの期間が政令で定める期間であること。

第九十一条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、同項各号に掲げる要件のい

ずれにも該当する約束手形の作成を開始することにつき政令で定めるところにより当該約束手形を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、大蔵省令で定める表示がされたものに限り、適用する。

第九十三条第一項中「規定を除く。」の下に「及び次条の規定」を加える。

第九十三条の二の見出し中「株券等の譲渡に係る」を削り、同条第一項を次のように改める。

平成十年四月一日以後に行われる有価証券取引税法第二条第一項に規定する有価証券(以下この項において「有価証券」という。)の譲渡(同法第一条に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る有価証券取引税の税率は、同法第十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる有価証券の譲渡の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち同法第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券(所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。第四号において同じ。)の譲渡 譲渡価額(有価証券取引税

「一万四千九百十円」とあるのは、「一万三千二百五十円」と、「六万九千二百円」とあるのは、「十一万二千二百円」と及び、「十万二千二百円」とあるのは、「十五万七千七百円」とを削り、同条第二項中「平成十三年九月三十日」を「平成十二年九月三十日」に、「同条第一項第三号」を「同条第二項に」、「同条第二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるしやうちゆう乙類については、新法第二十二條第一項第三号及び同条第二項（しやうちゆうに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、旧法第二十二條第一項第三号口及び同条第二項（しやうちゆう乙類に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号口中「十万二千五百円」とあるのは「十五万七千七百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「七千七百円」と、「十三万五千円」とあるのは「十八万九千二百円」と、「一万四千九百十円」とあるのは「一万三千二百五十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十一万二千二百円」と、同項の表ししやうちゆうの項中「十万二千二百円」とあるのは「十五万七千七百円」とする。

附則第五條第三項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「同年九月一日」を「同年四月一日」に改める。

附則第六條第一項中「到来するもの」の下に「（次項の規定に該当するものを除く。）」を加え、「しやうちゆう」を「しやうちゆう甲類」に、「附則第十條」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第一條」に、「改正後の租税特別措置法」を「平成十年租税特別措置法」に改め、「税率とし」の下に「しやうちゆう乙類」に改め、附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二

條に規定する税率（以下「附則第四條第二項の税率」という。）又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率としを加え、同条第二項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「（しやうちゆう）」を「（しやうちゆう甲類）」に改め、「しやうちゆう甲類」にあってはを削り、「税率又は改正後の租税特別措置法」を「税率又は平成十年租税特別措置法」に改め、「とし、しやうちゆう乙類」にあっては附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四條第二項の税率」という。）又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率を削り、同条第三項中「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 平成十年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しやうちゆう乙類に限る。）で、酒税法第二十八條第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年十月一日以後に到来するものに限り）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四條第三項の税率」という。）又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

附則第七條第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「しやうちゆう」を「しやうちゆう甲類」に、「改正後の租税特別措置法」を「平成十年租税特別措置法」に改め、「税率とし」の下に「しやうちゆう乙類」に改め、附則第四條

第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率としを加え、同条第二項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「（しやうちゆう）」を「（しやうちゆう甲類）」に改め、「しやうちゆう甲類」にあってはを削り、「する税率又は改正後の租税特別措置法」を「する税率又は平成十年租税特別措置法」に改め、「とし、しやうちゆう乙類」にあっては附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率を削り、同条第三項中「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（しやうちゆう乙類に限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四條第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率とする。

附則第八條第三項中「しやうちゆう」を「しやうちゆう甲類」に、「改正後の租税特別措置法」を「平成十年租税特別措置法」に改め、「酒税額とし」の下に「しやうちゆう乙類」に改め、附則第四條第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額としを加え、同条第九項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「しやうちゆう」を「しやうちゆう甲類」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 第九項の場合においては、新法第二十二條に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第一項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第九項の酒税額とする。

附則第八條第十二項中「平成十年十月一日」を「平成十年五月一日」に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十年十月三十一日」に改め、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第十二項」の下に「第十六項」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第十三項」を「第十七項」に、「平成十三年十月一日」を「平成十二年十月一日」に、「第十六項」を「第二十項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第二十項」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第四項」に、「附則第四條第二項」を「附則第四條第三項」に、「改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項」を「平成十年租税特別措置法第八十七條の二第三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項中「平成十二年十月一日」を「平成十二年十月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項の次に次の四項を加える。

13 平成十年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しやうちゆう乙類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

14 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

15 第十三項の場合においては、附則第四条第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四条第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十三項の酒税額とする。

16 第四項から第八項までの規定は、第十三項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、「指定日」とあるのは「平成十年三月三十一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは「平成十一年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二十條の五」を「第二十條の六」に改める部分に限る。）、同法第二十條の四第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四の次に一條を加える改正規定、同法第五十五條の

七第一項の改正規定及び同条の次に一條を加える改正規定並びに附則第十七條第五項の規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）

十八條の二・第五十八條の三）を「第三節の二八條の三）に改める部分及び「第五十九條一条・第六十條」を削る部分に限る。）、同法第十二條第一項の表

の第十條の改正規定、同法第四十二條の四の改正規定、同法第四十二條の五第一項の改正規定（次条を「第四十二條の九若しくは第四十二條の十の規定又は次条に、「第四十二條の九第一項を「第四十二條の十一第一項」に、「又はこれらのを若しくはこれらの」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同法第四十二條の六第一項の改正規定（平成十年三月三十一日）を「平成十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（中小企業者等がを、特定中小企業者等（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）がに、「当該中小企業者等」を、当該特定中小企業者等に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（又は第四十二條の八第三項を「第四十二條の八第三項又は第四十二條の十第二項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同法第四十二條の七の改正規定、同法第四十二條の八の改正規定、同法第四十二條の九第二項の改正規定、同条を同法第四十二條の十一とし、同法第四十二條の八の次に二條を加える改正規定、同法第四十五條第一項の表の第十條の改正規定、同法第五十二條の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同法第五十二

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十七日）

二 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の二） 鉱業所得の課税の特例（第五

鉱業所得の課税の特例（第五十八條の二・第五十九特別自由貿易地域における課税の特例（第五十九

条の三第一項の改正規定（「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に改める部分に限る。）、同法第五十一條の三第一項の改正規定（「第四節 協同組合の課税の特例」を「第三節の三 特別自由貿易地域における課税の特例」に改める改正規定、同法第五十九條及び第六十條の改正規定、同法第六十一條の三第四項の改正規定、同法第六十一條の三第四項の改正規定、同法第六十二條第一項の改正規定（「第四十二條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加える部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第四十二條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加える部分に限る。）、同条第八項の改正規定（「第四十二條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加える部分に限る。）、同条第十一項第二項の改正規定、同法第六十三條第一項の改正規定（「第四十二條の八第六項」の下に、「第四十二條の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十四條第六項の改正規定、同法第六十五條の七第七項の改正規定並びに同法第六十七條の四第六項の改正規定並びに附則第五條第六項、第十六條第九項、第十七條第三項及び第三十二條租税特別措置法の一部を改

正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十七條第十二項の改正規定（「第四十二條の九まで」を「第四十二條の八まで、第四十二條の十一」に改める部分及び「第四十二條の九第一項」を「第四十二條の十一第一項」に改める部分に限る。）、同条の規定、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）の施行の日

三 第一条中租税特別措置法第十一條の三の改正規定、同法第十八條第一項に一号を加える改正規定、同法第四十四條の四第三項の改正規定、同法第五十二條第一項に一号を加える改正規定及び同法第六十六條の十第一項に一号を加える改正規定並びに附則第十六條第三項及び第四十三條の規定、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第 号）の施行の日

四 第一条中租税特別措置法第十一條の六第一項の改正規定、同法第三十三條の三第一項の改正規定（「第二十八條の五」を削る部分を除く。）、同法第三十四條の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三條の二第二項第一号の改正規定、同法第二十條から第二十二條までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同項第十九號の改正規定、同項第十八號までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同項第十號の改正規定、同項第十一號とし、同項第九號を同項第十號とし、同項第八號の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、同法第三十四條の三第二項の改正規定、同法第四十四條の七第一項の改正規定（平成十一年三月三十一日）の下に（同表の第八號から第十一號までの上欄に掲げるものについては、平成十二年三月三十一日）を、「上欄に掲げる法人」の下に「及び同表の第八號の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるもの」を加える部分及び同項の表に四号を加える部分に限る。）、同法第六十五條第一項の改正規定、同法第六十五條

の四第一項第一号の改正規定、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同項第十九号の改正規定、同号を同項第二十号とし、同項第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同項第十号の改正規定、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十五條の五第一項の改正規定及び同法第八十三條の四を同法第八十三條の五とし、同条の次に一を加える改正規定(同法第八十三條の四を同法第八十三條の五とする部分を除く。)並びに附則第五條第三項、第十條第一項、第十六條第六項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第百二十五号)の施行の日

五 第一條中租税特別措置法第十二條の第三第一項の改正規定及び同法第四十五條の二第三項第三号の改正規定並びに附則第五條第七項及び第十六條第十項の規定、医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十五号)の施行の日

六 第一條中租税特別措置法第八十七條の二の改正規定及び第三條の規定(酒税法の一部を改正する法律附則第五條第三項の改正規定を除く。)並びに附則第三十五條の規定、平成十年五月一日

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二條 第一條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特別国際金融取引勘定において経理された預

金等の利子の非課税に関する経過措置)

第三條 第一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第七條に規定する外国為替公認銀行がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に預入を受け、又は借り入れた同条に規定する預金又は借入金につき支払う利子については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四條 新租税特別措置法第十條の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十條の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五條 新租税特別措置法第十一條第一項(同項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一條の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の五第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十一條の六第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

4 新租税特別措置法第十一條の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十二條第一項(同項の表の第一号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二條第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第十二條第二項(同項の表の第十号に係る部分に限る。)の規定は、個人が沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十五号)の施行の日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

7 新租税特別措置法第十二條の三第一項の規定は、個人が医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十五号)の施行の日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定医療用建物について適用する。

8 新租税特別措置法第十四條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四條第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第十四條第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四條第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第十四條第三項第六号の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる建築物について適用する。

定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる建築物について適用する。

11 新租税特別措置法第十五條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五條第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第十六條第二項の規定は、個人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第十六條第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第六條 平成十年分の所得税に係る新租税特別措置法第二十一條の規定の適用については、同条第一項中「当該収入金額の百分の六(次項第二号)とあるのは「平成十年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(次項第二号)に掲げる取引によるもの」としては、百分の十二に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の六(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(個人の超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七條 個人が平成十年一月一日前にした旧租税特別措置法第二十八條の五第一項に規定する超短期所有土地の譲渡等については、なお従前の例による。

(特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の行使に関する株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第八條 施行日前に新租税特別措置法第二十九條の二第一項本文に規定する契約(同項各号に掲げる要件(以下この条において「要件」という。))の全部又は一部が定められていないものに限

が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第四十五条第二項(同項の表の第一号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等につ

いは、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第十号に係る部分に限る。)の規定は、法人が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

10 新租税特別措置法第四十五条の二第三項第三号の規定は、法人が医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十五号)の施行の日以後に取得又は建設をする同号に掲げる建物及びその附属設備について適用する。

11 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第四十七条第三項第六号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる建築物について適用する。

14 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第四十九条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第四十九条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新租税特別措置法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、同項の規定の例による。

3 新租税特別措置法第五十五条の三第一項の規定は、法人が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日以後に取得する同項に規定する特定株式等について適用する。

4 新租税特別措置法第五十五条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する特定株式について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第五十五条の七第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人の平成十年六月十七日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。
(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十八条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の六(次項第二号)とあるのは、当該事業年度開始の日から平成十年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(次項第二号)に掲げる取引によるものについては、百

分の十二)に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の六(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例の廃止に伴う経過措置)

第十九条 旧租税特別措置法第六十二条の二の規定は、法人が平成十年一月一日以後に取得した同条第一項に規定する新規取得土地等については適用がないものとし、法人が同日以前に取得した当該新規取得土地等についてはこの法律の施行後もなおその効力を有する。この場合において、同条の規定の適用については、同条第一項中「同じ」の語とあるのは「同じ」の語第十六条の五第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入されない金額を除く。以下この条において同じ」と、同条第三項第二号中「その日」とあるのは「その日」と平成九年十二月三十一日のいずれか早い日」とする。

(法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置)

第二十条 新租税特別措置法第六十二条の三第十三項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日以前に同条第一項に規定する土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等及び第三項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に土地の譲渡等をしたものの当該事業年度の同日以前に土地の譲渡等をしたものの譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ)の合計額が当該事業年度に土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。が当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等をした土地の譲渡等については、適用しない。

2 新租税特別措置法第六十三条第七項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日以前に同条第一項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に土地の譲渡等をしたものの当該事業年度の同日以前に土地の譲渡等をしたものの譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ)の合計額が当該事業年度に土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。が当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等をした土地の譲渡等については、適用しない。

3 旧租税特別措置法第六十三条の二の規定は、法人が平成十年一月一日から施行日の前日までにした同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この条において「超短期所有に係る土地の譲渡等」という。)の条において「超短期所有に係る土地の譲渡等」という。(次項の規定の適用があるものを除く。)については、適用がないものとし、法人が同年一月一日前にした超短期所有に係る土地の譲渡等については、なお従前の例による。

4 平成十年一月一日を含む事業年度において同日以前に超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この項において「前期譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に超短期所有に係る土地の譲渡等をしたものの(前期譲渡等に係る譲渡利益金額(旧租税特別措置法第六十三条の二第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう)の合計額が当該事業年度に土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。が当該事業年度の同日以後に土地の譲渡等をした土地の譲渡等については、適用しない。

5 第一項、第二項又は前項の法人がこれらの規定の適用を受けた事業年度において平成十年一月一日以後にしたこれらの規定に規定する土地の譲渡等、短期所有に係る土地の譲渡等又は超短期所有に係る土地の譲渡等に係る新租税特別措置法第六十二条の三第八項又は同条第九項(新租税特別措置法第六十三条第四項又は前項の規定によりなお

その効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十三條の二第四項において準用する場合を含む。の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に關する経過措置)

第二十一條 新租税特別措置法第六十五條第一項の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律の施行の日以後に同項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

2 新租税特別措置法第六十五條の四第一項第九号、第十一号及び第二十号の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に關する法律の施行の日以後に同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五條の七から第六十五條の九までの規定は、法人が平成十年一月一日以後に新租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同表の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五條の八第一項の特別勘定について適用し、法人が同日以前に旧租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日以前に取得をした同表の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同表の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五條の八第一項の特別勘定並びに法人が同日以後に新租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日以前に取得をした同表の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 前条第二項の規定により新租税特別措置法第六十三條第一項の規定の適用を受けた同項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る土地等は、新租税特別措置法第六十五條の七から第六十五條の九までの規定の適用については、新租税特別措置

法第六十五條の七第一項、第六十五條の八第一項及び第六十五條の九に規定する新租税特別措置法第六十三條第一項の規定の適用がある土地等に該当しないものとみなす。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に關する経過措置)

第二十二條 新租税特別措置法第六十六條の六の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(特別国際金融取引勘定に關する経過措置)

第二十三條 旧租税特別措置法第六十七條の十第一項に規定する外国法人が施行日以前に同項に規定する外国為替公認銀行に預入し、又は貸し付けた同項に規定する預金又は貸付金につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

(銀行持株会社の創設等に關する課税の特例に關する経過措置)

第二十四條 新租税特別措置法第六十七條の十から第六十七條の十二までの規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に關する法律平成九年法律第百二十一號の施行の日以後に行うこれらの規定に規定する交付、合併及び譲渡に係る法人税について適用する。

(地価税の課税の停止に係る経過措置)

第二十五條 新租税特別措置法第七十一條の規定は、平成十年以後の各年の課税時期において、個人又は法人が有する地価税法平成三年法律第六十九號第二條第一号に規定する土地等に係る地価税について適用し、平成九年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に關する経過措置)

第二十六條 新租税特別措置法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡しを受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六條第一項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十四條第二項の規定は、東海旅客鉄道株式会社が施行日以後に受ける同項に規定する土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は当該土地の地上権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四條第二項に規定する旅客鉄道株式会社を受けた同項に規定する土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は当該土地の地上権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に關する経過措置)

第二十七條 新租税特別措置法第九十一條の二の規定は、施行日以後に作成される印紙税法昭和四十二年法律第二十三號別表第一第三号に掲げる約束手形について適用する。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律の一部改正に關する経過措置)

第二十八條 第二條の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第九條第一項及び第十七條第一項の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得又は新築をする同法第九條第一項又は第十七條第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用し、個人又は法人が施行日前に取得又は新築をした当該被災者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十一號)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第八項中「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律平成九年法律第二十二號」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律平成十年法律第 号」に、「平成九年改正法」を「平成十年改正法」に、「及び第六十二條の三から第六十三條の二まで」を「第六十二條の三及び第六十三條」に改め、同条第九項中「平成九年改正法」を「平成十年改正法」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八號)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第六項中「及び第六十三條の二第四項」を削る。

第三十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二號)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第十七項中「おける平成七年新法」を「おける租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「平成十年新法」という。）」に、「平成七年新法」を「平成十年新法」に、「は、平成七年新法」を「は、平成十年新法」に、「と、平成七年新法」を「と、平成十年新法」に、「第四十六條から」を「第四十六條の三から」に、「及び平成七年新法」を「及び平成十年新法」に改める。

第三十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五號)の一部を次のように改正する。

附則第十七條中「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七號)」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律平成十年法律第 号第一條の規定に」、「平成八年新法」を「平成十年新法」に、「平成八年新法第三十一條(平成八年新法)」を「平成十年新法第三十一條(平成

十年新法に、「平成八年新法第三十一条第三項」を「平成十年新法第三十一条第四項」に、「平成八年新法第三十二条第一項第一号」を「平成十年新法第三十二条第一項第一号」に、「平成八年新法第三十二条の五第三項」を「平成十年新法第三十二条の五第三項」に改める。

附則第二十七條第十二項中「おける新法」を「おける租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十年新法」という。）に、「第四十二条の九まで」を「第四十二条の八まで、第四十二条の十一」に、「（新法）を（平成十年新法）に」と、新法を「は、平成十年新法に」と、新法を「と、平成十年新法に」と、「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の十一第一項」に、「第四十六條から」を「第四十六條の三から」に、「及び新法」を「及び平成十年新法」に改める。

附則第三十六條第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。
第三十三條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号の上欄中「以下この項を「次号」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同表の第三号及び第四号を削り、同表の第五号の上欄中「建物」を「土地又は建物」に改め、同号を同表の第三号とする。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第二十二條第三項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十八條の三第一項に規定する組合員又は所屬員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について、なお従前の例による。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五條 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項中「平成十年九月三十日」を「平成十年四月三十日」に改め、「及びしゅうちゅう乙類」を削り、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十二年九月三十日」に、「附則第四條第二項」を「附則第四條第三項」に、「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七條に規定するしゅうちゅう乙類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第二十一号）附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替へられた同法による改正前の酒税法第二十二條並びに次条第一項及び第二項」とする。

（平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正）

第三十六條 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成十年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第一条第三号中、「第二十八條の四、第二十八條の五」を削り、「第二十五條の規定」の下に、「

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第四條、第十條及び第十二條の規定を加える。

第十條第二項中「第二十五條の規定」の下に、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第十二條の規定」を加える。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）
第三十七條 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第一号中「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に改める。

（預金保険法の一部改正）
第三十八條 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第二項を削り、同条第三項中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に、「から第六十三條の二まで」を「及び第六十三條」に改め、同項を同条第二項とする。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正）
第三十九條 国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「第三十一條第一項」の下に「同条第二項又は」を加える。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）
第四十條 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「事業年度」との下に「同項の表の第一号及び第二号中「百分の十」とあるのは「百分の十二」とを加える。

（中小小売商業振興法の一部改正）
第四十一條 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）
第四十二條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正）
第四十三條 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「又は第二項」を削る。

（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）
第四十四條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）
第四十五條 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項を削り、同条第三項中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に、「から同法第六十三條の二まで」を「及び同法第六十三條」に改め、同項を同条第二項とする。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律）
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）

の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号中「財産」を「財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに第十二條第六号及び第七号において同じ。が)に改める。

第六條第三項中「(第十三條第一項の規定により緊急金融安定化基金に充てた納付金の額を除く。を)を削る。

第八條中「及び第二十四條」を「第十七條第二項及び第二十四條第二項」に、「場合においては」を「場合における」に改め、「金額の」の下に「二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額の全部又は」を加え、「同條第二項」を「同項」に改め、同條に次の各号を加える。

一 第十二條第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二 この条の規定に基づき機構が債権処理会社に対して既に交付した助成金の額から第十二條第十号の規定により債権処理会社が機構に対して既に納付した金額を控除した金額

第十二條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 債権処理会社は、前号に定めるものを除くほか、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ機構の承認を受けて預金保険法附則第七條第一項第一号に規定する協定銀行に委託する場合を除き、弁護士以外の者に委託しないこと。

第十二條第十号を次のように改める。

十 債権処理会社は、毎事業年度、次に掲げる金額の当該事業年度の合計額が、第八條に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の当該事業年度の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額を、当該金額とこの号の規定により既に納付した金額との合計額が第七條第一項又は第八條の規定により交付された助成金の額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三

月以内に機構に納付すること。

イ 第七條第一項に規定する特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財源のうち第一号の契約により債権処理会社が支援するものについて同項の規定による助成金の交付を受けた場合において、譲受債権等それぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときにおける当該利益の金額として政令で定める金額

ロ 譲受債権等それぞれにつき第八條に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときにおける当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額

第十二條第十一号を削る。

第十三條を次のように改める。

(債権処理会社からの納付金の処理)

第十三條 機構は、債権処理会社から前条第十号の規定による納付を受けたときは、政令で定めるところにより、当該納付を受けた金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十七條中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同條に次の一項を加える。

2 機構の職員は、第三條第一項第六号に掲げる業務を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該債務者に対する譲受債権等に係る債権の担保として第三者から提供を受けている不動産(以下この項において「担保不動産」という。)に立ち入り、若しくは当該担保不動産の現況の確認をし、又は次に掲げる者に当該担保不動産について質問し、若しくは当該担保不動産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合において

は、その居住者の承諾を得なければならない。

一 当該担保不動産の所有者及びその者から当該担保不動産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二 当該担保不動産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

第十九條に次の一項を加える。

2 第十二條第七号の二に規定する協定銀行は、債権処理会社から同号の規定に基づき譲受債権等に係る債権の取立ての委託を受けたときは、債権処理会社のために自己の名をもって、当該委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第二十四條第二項中「に係る損失で」を「のそれれにつき」に、「ものが生じた場合には」を「損失が生じた場合における当該損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは」に、「譲受債権等に係る損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一」を「その超える部分の金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二條第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二 この項の規定により政府が機構に対して既に交付した補助金の額の合計額から第十三條の規定により機構が既に国庫に納付した金額を控除した金額

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「新法」という。)第十二條第十号及び第十三條の規定は、それぞれ債権処理会社(同条に規定する債権処理会社をいう。以下同じ。)の平成十年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度(次項において「適用開始年度」という。)以後の事業年度に係る債権処理会社から預金保険機構(以下「機構」という。)への納付及び当該納付に係る機構から国庫への納付について適用する。

2 債権処理会社が、譲受債権等(改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法以下「旧法」という。)第八條に規定する譲受債権等をいう。)につき適用開始年度の開始の日からこの法律の施行の日までの間以下この項において「経過期間」という。)に生じた旧法第十二條第十号に規定する利益について同号の規定により機構に納付した金額がある場合は、機構は、当該納付を受けた金額のうち経過期間に生じた旧法第八條に規定する損失の金額として政令で定める金額の合計額の二分の一に相当する金額(当該金額が当該納付を受けた金額を超えるときは、当該納付を受けた金額に相当する金額を債権処理会社に返還するものとする。

3 旧法第十二條第十号の規定により債権処理会社が機構に納付した金額(前項の規定により機構が債権処理会社に返還をする金額がある場合は、当該返還をする金額を控除した金額)及び旧法第十三條第二項の規定により機構が国庫に納付した金額は、それぞれ新法第十二條第十号の規定により債権処理会社が機構に納付した金額及び新法第十三條の規定により機構が国庫に納付した金額とみなす。

4 第二項の規定により債権処理会社に返還される金額がある場合における新法第十二條第十号及び第十三條の規定の適用に係る計算の特例は、政令で定める。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。